

輪島市地域防災計画

附属資料

輪島市地域防災計画（附属資料） 目次

第1節 防災関係規定等

輪島市防災会議条例	1
輪島市災害対策本部条例	3
輪島市災害対策本部条例施行規則	4
輪島市災害対策本部事務分掌表	9
輪島市災害対策本部組織図	13
配備態勢基準及びその内容	14
配備計画	15

第2節 災害時における応援協定

1 災害時応援協定先

(1) 救助関係	17
(2) 医療救護関係	17
(3) 情報交換関係	17
(4) 自治体相互応援関係	18
(5) 郵便事業関係	18
(6) 物資供給関係	19
(7) 緊急用燃料関係	20
(8) 避難所関係	20
(9) ライフライン関係	22
(10) 応急対策工事関係	23
(11) ボランティア関係	23
(12) 廃棄物関係	23

2 災害時応援協定書

石川県消防防災ヘリコプター応援協定	24
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	26
奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書	28
災害時の医療救護に関する協定書	30
災害時の医療救護に関する協定書実施細目	32
医療救護協定にかかる費用弁償等に関する覚書	42
災害時の情報交換に関する協定	44
石川県内市災害時相互応援協定	45
大規模災害時等における相互応援に関する協定（尾張旭市）	47
大規模災害時等における相互応援に関する協定実施要綱（尾張旭市）	49
石川県輪島市と北海道石狩市との	
災害時における相互応援等に関する協定書	51
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（萩市）	53
災害発生時における輪島市と輪島市内郵便局の協力に関する協定	55
災害時における飲料水の供給に関する協定書（コカ・コーラ）	57

災害時における物資の供給に関する協定書（ファミマ）	59
災害時における物資供給に関する協定書（コメリ）	61
災害時における支援協力に関する協定書（生協）	63
災害時における物資供給及び貸与に関する協定書	65
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（ヨシカワ）	68
災害時における量の提供に関する協定書	70
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便）	72
災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書（AZ-COM）	75
災害時における組立式空気清浄機の優先的供給及び設置に関する協定 （住宅都市工学研究所）	81
災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書（エルピーガス協）	84
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（石油組合）	86
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	88
災害時における電力供給等の協力に関する協定（トヨタ）	91
災害等発生時における一時避難所の設置運営に関する協定	93
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書（奥能登土木）	94
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書（夢セゾン）	96
津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（合庁）	98
津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（宿舍）	100
津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ルートイン）	102
津波時における建築物の一時使用に関する協定書 に関する覚書（ルートイン）	104
津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書（八汐）	105
津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書（海保）	107
災害時における応急対策活動に関する協力協定書（電気保安協）	109
災害時における応急対策活動に関する協力協定書（電気工事組合）	111
災害時における応急対策業務に関する協定書（給水組合）	113
北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との SDGsの推進に関する包括連携協定書	115
大規模災害時における相互連携に関する確認書	117
大規模災害における停電復旧に係る応急措置の実施に 支障となる障害物の除去等に関する確認書	120
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	123
災害時における応急及び復旧対策に関する協定（建設組合）	126
災害時における応急調査業務に関する協定	128
大規模災害時における連携に関する協定書（航空学園）	130
大規模災害時における連携に関する協定書の変更に係る覚書（航空学園）	132
災害福祉活動に関する相互連携協定書	133
災害時における廃棄物処理に関する協力協定書	135

第3節	防災上注意すべき危険箇所等	
1	重要水防箇所の定義	138
2	重要水防箇所の重要度評定基準	138
3	土砂災害危険箇所の危険度判定基準	140
4	重要水防箇所の重要度評定基準による 重要度A、B、要注意に位置づけられる箇所	141
5	重要水防箇所の注意度評定基準による 重要度には該当しないが放置できない箇所	141
6	土砂災害（特別）警戒区域	
(1)	地すべり	142
(2)	土石流	146
(3)	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）	153
7	土砂災害危険箇所	
(1)	土石流危険溪流	
ア	土石流危険溪流Ⅰ	160
イ	土石流危険溪流Ⅱ	165
(2)	急傾斜地崩壊危険箇所	
ア	急傾斜地Ⅰ	170
イ	急傾斜地Ⅱ	173
(3)	地すべり危険箇所	174
8	注意、観測を要するため池	176
9	山腹崩壊危険地区	179
10	崩壊土砂流出危険地区	185
11	地すべり危険地区	189
12	特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	
(1)	一般国道	192
(2)	主要地方道	192
(3)	一般県道	193
13	雪崩危険箇所一覧	194
第4節	指定緊急避難場所・指定避難所	
1	指定緊急避難場所	196
2	指定避難所	197
第5節	舢倉島災害・救急活動ヘリコプター要請フロー等	198
第6節	輪島市災害記録	201
第7節	その他	
1	輪島市消防団組織	204
2	消防団の主要な装備	204

3	消防自動車等装備状況	205
4	消防水利状況	205
5	輪島市自主防災組織地区別一覧	206
6	全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による 防災行政無線（同報系）自動起動運用項目一覧	210
7	災害時重要避難路線（国道・県道 全て）	211
8	災害時重要避難路線（輪島地区市道）	212
9	災害時重要避難路線（門前地区市道）	214
10	防災拠点施設一覧	216
11	土砂災害警戒情報に基づく避難情報発令地区一覧	217
12	土砂災害（特別）警戒区域または洪水浸水想定区域内にある 災害時要配慮者利用施設一覧	219
13	土砂災害（特別）警戒区域または洪水浸水想定区域内にある 要配慮者利用施設、教育施設等への情報伝達体制	221

第1節 防災関係規定等

○輪島市防災会議条例

(平成18年2月1日条例第219号)

改正 平成24年9月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、輪島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 輪島市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 輪島市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、28人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 航空自衛隊輪島分屯基地の自衛官
- (3) 石川県知事の部内の職員
- (4) 市を管轄する警察署の警察官
- (5) 市長の部内の職員
- (6) 教育長
- (7) 奥能登広域圏事務組合消防長及び市消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させ、又は各防災関係機関相互の連絡調整を円滑にさせるため、防災会議に専門委員を置く。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 防災会議の委員が所属する機関に属する者

(2) 市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理団体に属する者

(3) 学識経験のある者

3 専門委員は、調査の都度関係する専門委員で部会を組織し、又は必要に応じ連絡会を設置して、その任務を行うものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成24年9月28日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(輪島市防災会議の委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、輪島市防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成25年8月31日までとする。

○輪島市災害対策本部条例

(平成 18 年 2 月 1 日条例第 220 号)

改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、輪島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長が必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

○輪島市災害対策本部条例施行規則

(平成 18 年 2 月 1 日規則第 188 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日規則第 31 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 17 号
平成 22 年 3 月 31 日規則第 16 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 7 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 26 号
令和 3 年 3 月 31 日規則第 20 号 令和 3 年 4 月 30 日規則第 32 号
令和 3 年 6 月 24 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市災害対策本部条例(平成 18 年輪島市条例第 220 号)第 4 条の規定に基づき、輪島市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第 2 条 市長は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 23 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、市長が必要と認めるときに本部を設置する。

- (1) 市の区域内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が石川県能登予報区に大津波警報を発表したとき。
- (3) 金沢地方気象台が石川県輪島市に気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく特別警報を発表したとき。
- (4) 市の区域内に災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の規定を適用する災害が発生したとき。
- (5) その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策及び防災の推進を図る必要があるとき。

2 市長は、次に掲げる状況のいずれかに該当した場合は、本部を廃止する。

- (1) 当該災害に係る防災及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- (2) 発生するおそれがある災害が発生しないことが明らかとなったとき。

(組織)

第 3 条 本部に本部会議、部、班及び本部連絡員を置き、その構成及び所掌事務は、別表第 1 に定めるところによる。

2 班に班長を置く。

3 班長は、所属する部長の命を受けて班の事務を掌理する。

4 班に班員を置き、班員には、班長の所属する課等に勤務する職員をもってこれに充てる。

5 班員は、班の事務を処理する。

(本部会議)

第 4 条 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、本部員及び本部長が指名する職員をもって構成する。

2 本部長は、法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき市長をもって充てる。

3 市長に事故があるとき、又は欠けたときは、副市長が本部長の職を代行する。

- 4 前項の場合において、副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長が本部長の職を代行する。
- 5 前項の場合において、総務部長に事故があるとき、又は欠けたときは、市長があらかじめ指名した職員が本部長の職を代行する。
- 6 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 7 本部員は、各部の部長(門前総合支所長を含む。以下同じ。)、各班の班長及び本部長が指名する防災会議委員(輪島市防災会議条例(平成18年輪島市条例第219号)第3条に規定する委員をいう。)をもって構成する。
- 8 本部会議は、本部長が招集し、当該会議の議長となる。
- 9 本部会議の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 動員配備態勢に関すること。
 - (2) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動方針(今後の優先すべき活動方針)の策定に関すること。
 - (3) 避難指示・警戒区域の設定に関すること。
 - (4) 自衛隊の災害派遣要請及び指定公共機関等の応援要請に関すること。
 - (5) 他市町村に対する応援要請に関すること。
 - (6) その他災害対策に関すること。
- 10 本部会議の決定事項は、各部の部長と緊密な連携の下に、その実施を図るものとする。
- 11 本部会議の庶務は、総務部総務班において処理する。
- 12 本部長、副本部長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは法令等において特別の定めがある場合を除くほか、腕章(様式第1号)を付けるものとする。

(本部連絡員)

第5条 各班に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、各班長が指名する職員をもってこれに充てる。
- 3 本部連絡員は、本部室において各班所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報を収集・集約するとともに、本部長の指令その他の連絡事項を所属する班に伝達することを任務とする。

(配備態勢)

第6条 本部長は、災害の状況に応じて次の本部設置前及び本部設置の区分により、配備態勢を決定し、各部長に指示するものとする。

(1) 本部設置前

ア 注意配備態勢

気象業務法に基づく注意報が石川県輪島市に発表される等被害が予想される場合、情報収集及び連絡活動を円滑に行える態勢

イ 警戒配備態勢

気象業務法に基づく警報が石川県輪島市に発表される等災害が予想される場合又は現に被害が発生しつつあり、かつ、相当な被害の発生が予想される場合、各部の所要の人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況により本部設置態勢に移行しうる態勢

(2) 本部設置態勢

市の区域内において相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合、各部全員が配置につき、速やかに活動しうる態勢

- 2 前項の配備態勢の基準及び配備態勢の内容については、別表第2のとおりとする。

(本部設置前の措置)

第7条 本部設置前においては、各部長は、前条第1項の規定による指示を受け速やかに人員の配備指示をするとともに関係各部課との連絡調整を密にするものとする。

- 2 前項の規定により警戒配備態勢をとった場合は、総務部長の発議により副市長、各部の部長、総務部総務課長、総務部防災対策課長、建設部土木課長、産業部農林水産課長及び教育委員会教育総務課長を構成員として随時災害対策連絡調整会議を開催し、今後の対応方針及び本部設置の必要性の有無等について協議し市長に具申するものとする。

(本部設置後の措置)

第8条 本部設置後においては、当該災害の総合的指揮所として本部室を開設するものとする。

- 2 本部室の開設場所は、原則として輪島市役所3階大会議室とする。ただし、特に本部長が指定するときは、この限りでない。

- 3 本部室においては、石川県総合防災情報システムに係る防災端末装置を移設し、「輪島市災害対策本部」の表示をするものとする。

- 4 本部室は、当該災害の総括的窓口として災害対策に係る情報の集約及び活動全般の調整機能を円滑に行うために次の7チームを編成する。

(1) 本部室設置チーム

(2) 被害調査チーム

(3) 情報収集チーム

(4) 情報整理チーム

(5) 広報チーム

(6) 総合調整チーム

(7) 庶務チーム

- 5 本部室の指揮及び統制は、総務部防災対策課長(総務部防災対策課長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部総務課長)が行うものとする。

- 6 各担当部長は、正確な被害状況の把握態勢を強化するため所要の人員を被害調査チームに協力させるものとする。

- 7 各支所及び出張所を原則として応急対策活動の地域活動拠点施設とする。

- 8 各担当部長は、別表第2の基準に基づき配備計画をたて、これを班員に徹底しなければならない。

- 9 各担当部長は、次に掲げる措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

(1) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

(2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害地へあらかじめ配置する。

(3) 災害対策に関係ある機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(4) 各担当部長は、災害応急対策に全力を傾注しなければならない。

(職員の自主参集基準)

第9条 当直囑託員は、警報又は異状な情報を受けた場合、直ちに総務部防災対策課職員に通報しなければならない。

2 職員は、休日又は勤務時間外であっても第2条第1項各号に規定する災害が発生し、又は報道等により災害が発生するおそれがあることを確認したときは、直ちに指定の部署に自主的に参集するものとする。

3 道路等の被害状況から指定の部署に参集できない職員は、次に掲げる地域活動拠点施設に参集し指示を受けるものとする。

(1) 町野地区：町野支所

(2) 南志見地区：南志見出張所

(3) 三井地区：三井出張所

(4) 西保地区：西保出張所

(5) 門前地区：門前総合支所

(配備の開始及び解除)

第10条 各部における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(配備編成計画)

第11条 各担当部長は、所管の班の配備編成計画(様式第2号)を毎年4月1日現在で作成し、同月15日までに本部長に提出しなければならない。

2 各担当部長は、配備編成計画を変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第26号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 30 日規則第 32 号)

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 24 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

災害対策本部事務分掌表

本部長 市長

副本部長 副市長

部 (部長)	班 (班長)			班員	分掌事務
総務部(総務部長)	秘書班(総務部秘書政策課長、議会事務局長)			総務部秘書政策課職員、議会事務局職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 3 議会議員関係に関すること。 4 渉外に関すること。
	総務班(総務部総務課長、同防災対策課長、選挙管理委員会事務局書記長)	本部室(班)	本部室設置チーム	総務部防災対策課職員、選挙管理委員会事務局職員、本部連絡員	1 本部室設置に関すること。 (1) 石川県防災端末等電子機器の移設設置 (2) 電話等通信機器の移設設置 (3) 非常用電源の運用 2 本部班事務の応援に関すること。
			被害調査チーム		1 被害状況の現地での確認に関すること。 2 確認結果の報告に関すること。
			情報収集チーム		1 被害情報の収集及び受理に関すること。 (1) 参集職員情報 (2) 市民等外部からの情報 (3) 防災関係機関からの情報 (4) 各部に係る情報 (5) 被害調査チーム情報
			情報整理チーム		1 被害情報収集チームからの情報の集約に関すること。 2 各種情報の共有化作業に関すること。 (1) 文字情報を地図情報に変換 (2) 各種情報処理機器の活用 3 災害記録に関すること。
			総合調整チーム		1 本部会議に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 指揮指令及び伝達に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 職員の動員配備に関すること。 6 石川県に対する被害状況報告に関すること。 7 各部間の総合調整及び連絡に関すること。 8 避難指示等に関すること。 9 各機関への出動要請に関すること。 10 交通の規制に関すること。
			広報チーム		1 防災行政無線に関すること。 2 災害広報に関すること。 (1) 市民に対する広報 (2) 報道機関に関する発表 3 部内事務の応援に関すること。
			庶務チーム		1 防災会議委員への本部員要請に関すること。 2 自衛隊への派遣要請及び連絡調整に関すること。 3 協定締結先への応援要請及び連絡調整に関すること。

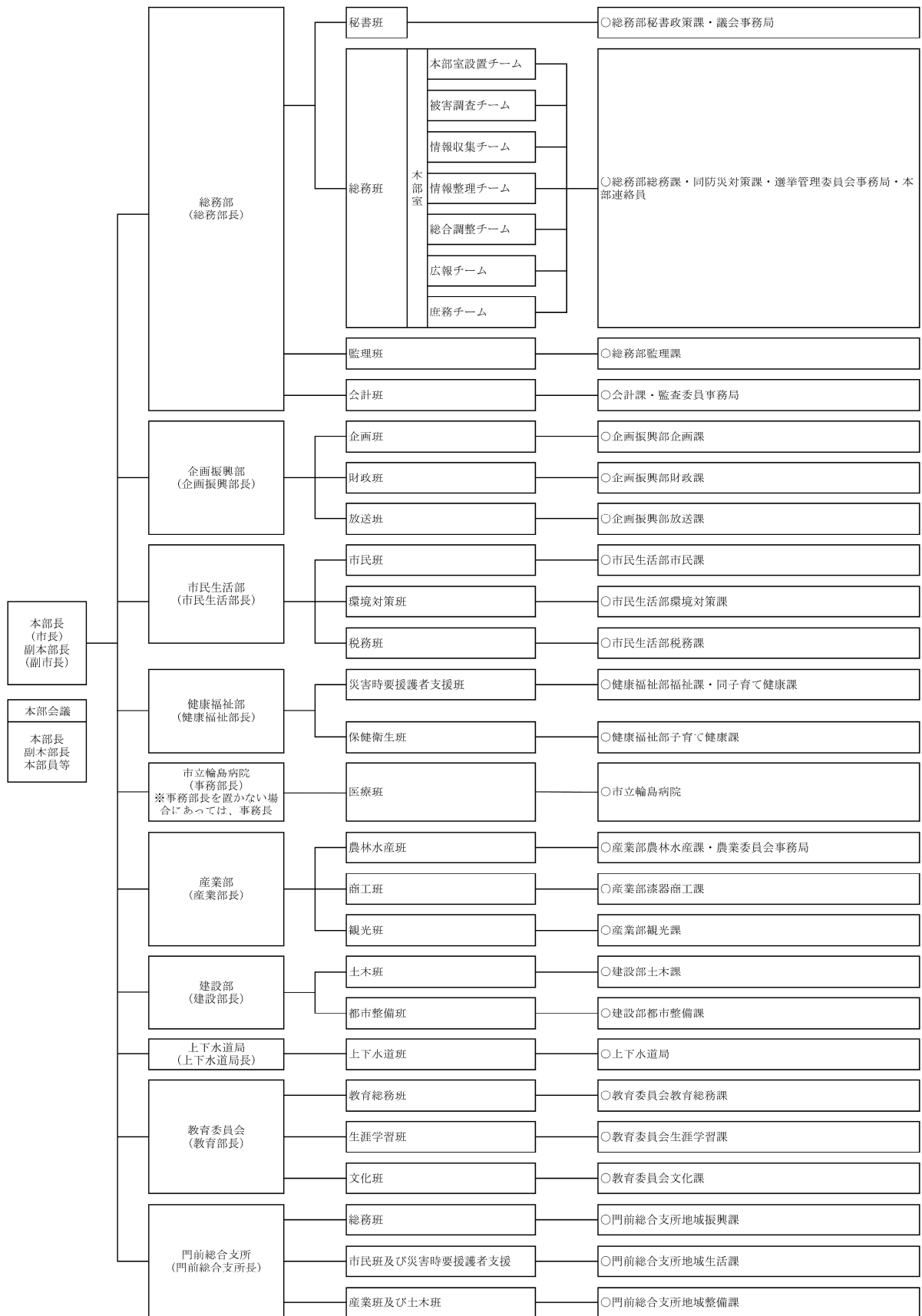
				4 災害救助法適用申請に関すること。 5 石川県への防災端末による報告に関すること。 6 応援部隊の連絡調整に関すること。
	監理班(総務部監理課長)	総務部監理課職員	1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅(建設用地)の確保に関すること。 3 輸送用車両の調達及び配車計画に関すること。 4 物資の調達・輸送に関すること。 5 庁用車の集中管理に関すること。 6 避難所及び遺体収容所の設置に関すること。 7 部内事務の応援に関すること。	
	会計班(会計課長、監査委員事務局長)	会計課職員、監査委員事務局職員	1 義援金の受付及び出納に関すること。	
企画振興部(企画振興部長)	企画班(企画振興部企画課長)	企画振興部企画課職員	1 復興総合計画に関すること。 2 交通の確保に関すること。	
	財政班(企画振興部財政課長)	企画振興部財政課職員	1 緊急予算に関すること。	
	放送班(企画振興部放送課長)	企画振興部放送課職員	1 ケーブルテレビ放送施設及び屋外拡声器の被害調査並びに応急対策に関すること。	
市民生活部(市民生活部長)	市民班(市民生活部市民課長)	市民生活部市民課職員	1 被災者の調査に関すること。 2 災害ボランティアの受入れ支援に関すること。 3 援護物資の供給配分に関すること。 4 臨時相談窓口業務に関すること。 5 部内事務の応援に関すること。	
	環境対策班(市民生活部環境対策課長)	市民生活部環境対策課職員	1 衛生関係施設の被害調査に関すること。 2 し尿及び廃棄物の収集処理に関すること。 3 遺体の埋火葬に関すること。 4 仮設トイレの調達設置に関すること。	
	税務班(市民生活部税務課長)	市民生活部税務課職員	1 家屋等の被害状況の調査(建物被害認定調査)に関すること。 2 人的被害状況の調査に関すること。 3 被害に伴う税の減免措置に関すること。 4 り災証明に関すること。	
健康福祉部(健康福祉部長)	災害時要援護者支援班(健康福祉部福祉課長)	健康福祉部福祉課・子育て健康課職員	1 災害時要援護者関連施設の被害調査に関すること。 2 災害時要援護者の避難誘導に関すること。 3 日赤との連絡に関すること。 4 遺体の収容・検案処理に関すること。 5 部内事務の応援に関すること。	
	保健衛生班(健康福祉部子育て健康課長)	健康福祉部子育て健康課職員	1 被災地の防疫及び保健衛生に関すること。 2 被災者の精神保健に関すること。 3 被災者及び職員の健康管理に関すること。	
市立輪島病院	医療班(市立輪島病院事務部長(事務部長を置かない場合には、事務長))	市立輪島病院職員	1 被災者の医療救護に関すること。 2 関係医療機関の被災状況調査に関すること。 3 医療救護応援要請に関すること。 4 医療救護班の編成及び医師会との連絡調整に関すること。 5 緊急用医薬品及び衛生資材のあっせんに関すること。	

			6 患者の移送に関する事。
産業部 (産業部長)	農林水産班(産業部農林水産課長、農業委員会事務局長)	産業部農林水産課・農業委員会事務局職員	1 農業、林業及び水産業関係施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。 2 農林水産被害拡大防止に関する事。 3 畜産感染症予防対策に関する事。 4 復旧用材のあっせんに関する事。 5 部内事務の応援に関する事。
	商工班(産業部漆器商工課長)	産業部漆器商工課職員	1 商工業施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 商工業者に対する被害復旧援助に関する事。 3 被災失業者の職業のあっせんに関する事。
	観光班(産業部観光課長)	産業部観光課職員	1 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 観光客の応急救済に関する事。
建設部(建設部長)	土木班(建設部土木課長)	建設部土木課職員	1 道路、橋梁、堤防等の公共土木施設の被害状況調査及び応急復旧その他緊急措置に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び仮設道路等応急交通確保対策に関する事。 3 建設資機材の保有状況の把握及び配置計画に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 水防に関する事。 6 部内事務の応援に関する事。
	都市整備班(建設部都市整備課長)	建設部都市整備課職員	1 応急仮設住宅の設置計画に関する事。 2 公営住宅及び市有建物の被害調査並びに応急対策に関する事。 3 被災者住宅再建支援に関する事。
上下水道局	上下水道班(上下水道局長)	上下水道局職員	1 上下水道施設の被害調査に関する事。 2 上下水道施設の応急修理に関する事。 3 都市下水路の被害調査に関する事。 4 飲料水の確保及び供給に関する事。 5 上水道及び簡易水道の衛生維持に関する事。
教育委員会(教育委員会教育部長)	庶務班(教育委員会教育総務課長)	教育委員会教育総務課職員	1 教育委員会施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 被災児童・生徒の援護に関する事。 3 被災児童・生徒の教育に関する事。 4 被災学校の児童生徒の応急教育に関する事。 5 学校給食保全措置に関する事。 6 学用品及び教科書の配達配分に関する事。
	生涯学習班(教育委員会生涯学習課長)	教育委員会生涯学習課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難者の誘導収容に関する事。 3 避難収容者への指示伝達に関する事。 4 社会教育施設の保全に関する事。
	文化班(教育委員会文化課長)	教育委員会文化課職員	1 文化財の保全に関する事。
門前総合支所(門前総合支所長)	総務班(門前総合支所地域振興課長)	門前総合支所地域振興課職員	1 被害情報の収集、受理及び本部室への報告に関する事。 2 被害状況の現地での確認に関する事。 3 避難者の収容に関する事。 4 総合支所部内各班の調整、統括に関する事。
	市民班及び災害時要援護者支援班(門前総合支所地域生活課長)	門前総合支所地域生活課職員	1 被災者の調査に関する事。 2 倒壊建物判別(外観調査)に関する事。

前総合支所地域生活課長)	課職員	3 り災証明に関すること。 4 災害ボランティアの受入れ支援に関すること。 5 援護物資の受給配分に関すること。 6 災害時要援護者関連施設の被害調査に関すること。 7 災害時要援護者の避難誘導に関すること。 8 遺体の収容・検案処理に関すること。 9 被災地の防疫及び保健衛生に関すること。 10 被災者の精神保健に関すること。 11 被災者及び職員の健康管理に関すること。
産業班及び土木班 (門前総合支所地域整備課長)	門前総合支所地域整備課職員	1 農業、林業、水産業関係施設、商工業及び観光施設の被害調査に関すること。 2 同上応急復旧に関すること。 3 農林水産被害拡大防止に関すること。 4 畜産感染症予防対策に関すること。 5 復旧用材のあっせんに関すること。 6 部内事務の応援に関すること。 7 道路、橋梁、堤防等の公共土木施設の被害状況調査及び応急復旧その他緊急措置に関すること。 8 交通不能箇所の調査及び仮設道路等応急交通確保対策に関すること。 9 建設資機材の保有状況の把握及び配置計画に関すること。 10 障害物の除去に関すること。 11 水防に関すること。 12 部内事務の応援に関すること。

別表第1-1(第3条関係)

本部組織図



注○を付してある課の所属長は、班長とする。

別表第2(第6条・第8条関係)

配備態勢基準及びその内容

配備態勢		基準	動員対象職員
本部設置前	注意態勢 ・情報収集、連絡活動を円滑に行える態勢 (配備基準：注意配備) 責任者：総務部長 副責任者：総務部防災対策課長	・金沢地方気象台が石川県輪島市に次の注意報・注意情報を発表したとき。 1 大雨注意報 2 洪水注意報 3 竜巻注意情報 ・市の区域内で震度3の地震を観測したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員(自宅待機) (付紙「配備計画」による。)
	警戒態勢 ・本部の設置に備える態勢 (配備基準：警戒配備) 責任者：総務部長 副責任者：総務部防災対策課長	警戒態勢Ⅰ ・金沢地方気象台が石川県輪島市に次の警報を1以上発表したとき。 1 大雨警報 2 暴風警報 3 大雪警報 4 高潮警報 5 洪水警報 6 暴風雪警報 ・気象庁が石川県能登予報区に津波注意報を発表したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 ・門前総合支所地域振興課職員 (責任者が被害の状況(予測を含む。)等から判断して、災害応急対策に必要な範囲の動員対象職員を指定したときは、当該対象職員) (付紙「配備計画」による)
		警戒態勢Ⅱ ・市の区域内で震度4又は5弱の地震を観測したとき。 ・気象庁が石川県能登予報区に津波警報を発表したとき。 ・金沢地方気象台と石川県が石川県輪島市に土砂災害警戒情報を発表したとき。 ・奥能登土木総合事務所長が水防警報を発表したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 ・門前総合支所地域振興課職員 ・各課職員 (付紙「配備計画」による。)
本部設置後	本部設置態勢 (配備基準：非常配備) 本部長：市長 副本部長：副市長	・気象庁が石川県能登予報区に大津波警報を発表し、市の区域内に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・金沢地方気象台が石川県輪島市に特別警報を発表し、市の区域内に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に災害救助法の規定を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に震度5強以上の地震を観測したとき。	・全職員 (本部長が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、当該対象職員) ※地域活動拠点設置 ・町野地区：町野支所 ・南志見地区：南志見出張所 ・三井地区：三井出張所 ・西保地区：西保出張所 ・門前地区：門前総合支所

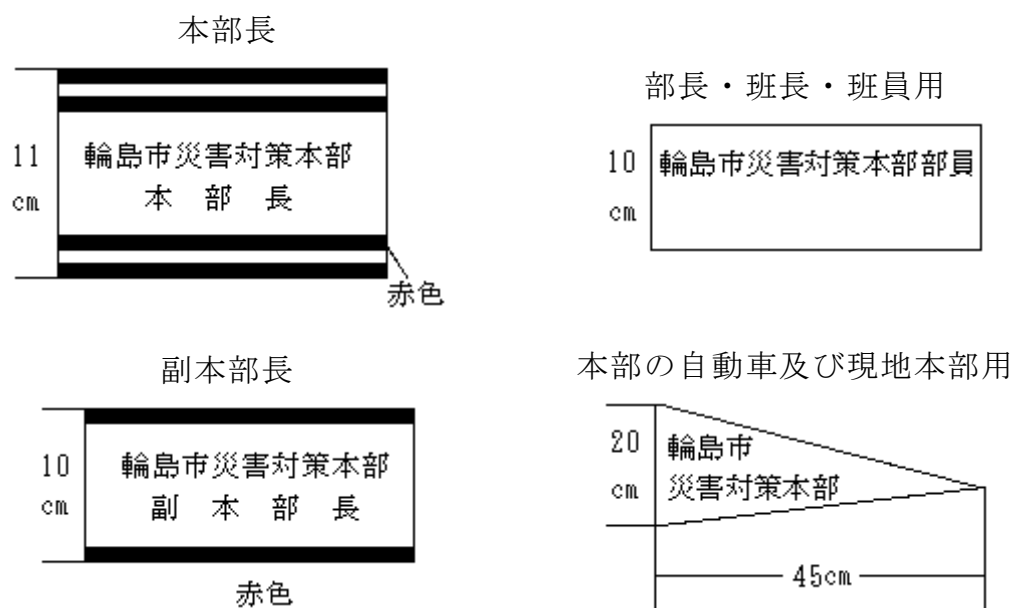
配備計画

付紙

所管部	班名	部署	動員数(人)			
			注意配 備	警戒配 備Ⅰ	警戒配 備Ⅱ	非常配備
総務部	秘書班	総務部秘書政策課		(1)	1	全職員
		議会事務局				
	総務班	総務部防災対策課	(1)	1(2)	3	
		選挙管理委員会事務局				
	監理班	総務部監理課		(1)	1	
	会計班	会計課				
		監査委員事務局				
総務部計			(1)	1(4)	5	
企画振興部	企画班	企画振興部企画課				
	財政班	企画振興部財政課				
	放送班	企画振興部放送課			(1)	
企画振興部計					(1)	
市民生活部	市民班	市民生活部市民課				
	環境対策班	市民生活部環境対策課				
	税務班	市民生活部税務課				
市民生活部計						
健康福祉部	災害時要援護者支援 班	健康福祉部福祉課				
		健康福祉部子育て健康課				
	保健衛生班	健康福祉部子育て健康課		(1)	1	
健康福祉部計				(1)	1	
市立輪島病院	医療班	市立輪島病院				
市立輪島病院計						
産業部	農林水産班	産業部農林水産課		(2)	2(2)	
		農業委員会事務局				
	商工班	産業部漆器商工課				
	観光班	産業部観光課				
産業部計				(2)	2(2)	
建設部	土木班	建設部土木課		(2)	2(2)	
	都市整備班	建設部都市整備課				
建設部計				(2)	2(2)	
上下水道局	上下水道班	上下水道局		(1)	1(2)	
上下水道局計				(1)	1(2)	
教育委員会	教育総務班	教育委員会教育総務課		(1)	1	
	生涯学習班	教育委員会生涯学習課		(1)	1	
	文化班	教育委員会文化課		(1)	1	
教育委員会計				(3)	3	
門前総合支所	総務班	門前総合支所地域振興課		1	2(2)	
	市民班及び災害時要 援護者支援班	門前総合支所地域生活課		(1)	1	
	産業班及び土木班	門前総合支所地域整備課		(2)	2	
門前総合支所計				1(3)	5(2)	
総計			(1)	2(16)	19(9)	
当直嘱託員(警備委託)			1			

備考 ()内数は、自宅待機職員数とし、配備動員数とは別に呼出しに応じて登庁する者の数とする。

様式第 1 号(第 4 条関係)



様式第 2 号(第 11 条関係)

配備編成計画(

年度)

〇〇部長 氏名

印

〇〇課長 氏名

印

班

氏 名			自 宅 電 話 番 号 及 び 携 帯 電 話 番 号
注意態勢	警戒態勢	非常態勢	
○	○	輪島 太郎	
	○	輪島 花子	
		町野 春男	

第2節 災害時における応援協定

1 災害時応援協定先

(1) 救助関係

※石川県消防防災ヘリコプター応援協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	石川県航空消防防災グループ	0761-24-8930	0761-24-8931	H 9. 4. 1	資料 23・24

※災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	N P O 法人 石川県救助犬協会連合会	076-287-5528	076-298-1245	H24. 11. 1	資料 25・26

※奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	奥能登広域圏事務組合消防本部	0768-23-0119	0768-23-6767	H24. 11. 1	資料 27・28
	珠洲市 危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685		
	能登町 危機管理室	0768-62-8510	0768-62-4506		
	穴水町 生活環境課	0768-52-3770	0768-52-3797		

(2) 医療救護関係

※災害時の医療救護に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人 能登北部医師会	0768-22-5457	0768-22-7438	H13. 10. 19	資料 29～42

(3) 情報交換関係

※災害時の情報交換に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	国土交通省 北陸地方整備局	025-280-8836	025-370-6691	H23. 3. 1	資料 43

(4) 自治体相互応援関係

※石川県内市災害時相互応援協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	金沢市 危機管理課	076-220-2366	076-233-9999	H 7. 9. 6	資料 44・45
	七尾市 防災交通課	0767-53-6880	0767-53-8411	H 7. 9. 6	
	小松市 防災安全センター	0761-24-8150	0761-24-8153	H 7. 9. 6	
	珠洲市 危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685	H 7. 9. 6	
	加賀市 防災対策課	0761-72-7891	0761-72-4640	H 7. 9. 6	
	羽咋市 環境安全課	0767-22-7176	0767-22-0240	H 7. 9. 6	
	かほく市 防災環境対策課	076-283-7124	076-283-1115	H17. 8. 24	
	白山市 危機管理課	076-274-9536	076-274-9535	H 7. 9. 6	
	能美市 危機管理課	0761-58-2201	0761-58-2290	H17. 8. 24	
	野々市市 環境安全課	076-227-6051	076-227-6251	H24. 1. 25	

※大規模災害時等における相互応援に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
愛知県	尾張旭市 災害対策室	0561-76-8127	0561-52-0831	H23. 3. 24	資料 46～49

※石川県輪島市と北海道石狩市との災害時における相互応援等に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
北海道	石狩市 総務課 危機管理担当	0133-72-3190	0133-75-2275	H24. 8. 27	資料 50・51

※災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
山口県	萩市 防災安全課	0838-25-3131	0838-26-085	H24. 11. 21	資料 52・53

(5) 郵便事業関係

※災害発生時における輪島市と輪島市内郵便局の協力に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	日本郵便株式会社 輪島郵便局・市内郵便局	0768-22-0391	0768-22-9358	H27. 8. 27	資料 54・55

(6) 物資供給関係

※災害時における飲料水の供給に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
富山県	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	0767-66-2250	0767-66-2252	H20. 6. 23	資料 56・57

※災害時における物資の供給に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
東京都	株式会社ファミリーマート	03-3989-7658	03-3989-7241	H28. 9. 1	資料 58・59

※災害時における物資供給に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
新潟県	NPO法人 コメリ災害対策センター	025-371-4185	025-371-4151	H23. 3. 28	資料 60・61

※災害時における支援協力に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	生活協同組合コープいしかわ	076-275-9854	076-275-9851	H25. 3. 21	資料 62・63

※災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	有限会社 ライフサポート	0768-22-1500	0768-22-1513	H25. 3. 25	資料 64～66
石川県	有限会社 ケアドゥ	076-269-3767	076-269-3772	H25. 3. 25	
石川県	株式会社 森谷寝具店	0768-22-5650	0768-22-5651	H25. 3. 25	

※災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	株式会社 ヨシカワ	0768-22-7255	0768-7455	H27. 8. 27	資料 67・68

※災害時における畳の提供に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	0768-22-0412	0768-22-4251	H27. 8. 27	資料 69・70

※災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	佐川急便株式会社 北陸支店	06-4304-5552	06-6765-5559	R 6. 9. 30	資料 73～75

※災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
東京都	一般財団法人 AZ-COM ネットワーク	03-3212-1111	03-3212-1112	R 7. 3. 25	資料 76～81

※災害時における組立式空気清浄機の供給及び設置に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
大阪府	一般財団法人 住宅都市工学研究所	06-4304-5552	06-6765-5559	R 7. 7. 22	資料 82～84

(7) 緊急用燃料・電力供給等関係

※災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	社団法人 石川県エルピーガス協会 鳳輪支部	0768-22-0368	0768-22-8871	H23. 9. 30	資料 71・72

※災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	輪島地区石油販売組合	0768-32-1021	0768-32-8020	H30. 5. 14	資料 73・74

(8) 避難所関係

※災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	社会福祉法人 門前町福祉会	0768-45-1249	0768-45-1240	H19. 12. 1	資料 75～77
	社会福祉法人 寿福祉会	0768-23-0001	0768-23-0031	H19. 12. 7	
	社会福祉法人 白字会	0768-42-3333	0768-42-0892	H19. 12. 20	
	社会福祉法人 輪島市福祉会	0768-26-1661	0768-26-1751	H20. 1. 7	
	医療法人社団 輪生会	0768-22-9922	0768-22-9975	H20. 1. 18	
	楓の家株式会社	0767-53-7376	0767-53-7383	H20. 2. 26	
	有限会社 COM	0768-23-1188	0768-23-1133	H21. 1. 14	
	公益社団法人 石川県勤労者医療協会	076-252-0590	076-252-8791	H21. 2. 19	

	社会福祉法人 弘和会	0768-22-4141	0768-22-9700	H26. 10. 1	
	社会福祉法人 徳充会	0767-57-3309	0767-57-1531	H22. 3. 31	
	社会福祉法人 佛子園	076-275-0616	076-275-0689	H22. 3. 31	
	社会福祉法人 健悠福社会	0768-23-0172	0768-23-0161	H24. 8. 1	
	社会福祉法人 町野福社会	0768-32-1288	0768-32-1280	H26. 4. 1	

※災害時における電力供給等の協力に関する協定（トヨタ）

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	ネッツトヨタ石川株式会社	0768-32-1021	0768-32-8020	R04. 3. 2	資料 78・79
	株式会社トヨタレンタリース石川 （能登空港店）	0768-26-8100	0768-26-2517		

※災害等発生時における一時避難所の設置運営に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	ライフサービスたかはし	0768-42-3533	0768-42-0666	H21. 3. 16	資料 80

※津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	石川県（奥能登土木総合事務所）	0768-22-0567	0768-22-0532	H24. 3. 22	資料 81・82
石川県	下原啓子（夢セゾンビル）	0768-22-0745	0768-22-6227	H27. 8. 27	資料 83・84

※津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（輪島地方合同庁舎）

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	金沢地方法務局	076-292-7818	076-292-7537	H28. 4. 1	資料 85・86
	石川労働局	076-265-4420	076-221-6020		
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	076-264-8803	076-233-9603		

※津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（輪島宿舎 3 号棟）

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	北陸財務局（輪島宿舎 3 号棟）	076-292-7874	076-291-2453	H26. 9. 22	資料 87・88

※津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ホテルルートイン輪島）

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	ルートインジャパン株式会社	0768-22-7700	0768-22-7790	H24. 3. 22 (変更) R 3. 3. 25	資料 89～91

※津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書（ホテル八汐駐車場）

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	ホテル八汐	0768-22-0600	0768-22-9119	H27. 8. 27	資料 92・93

※津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書（第九管区海上保安本部七尾海上保安部）

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	第九管区海上保安本部七尾海上保安部	0767-53-7118	0767-53-5741	R03. 3. 25	資料 94. 95

（９）ライフライン関係

※災害時における応急対策活動に関する協力協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人 北陸電気保安協会	0768-52-4500	0768-52-8505	H20. 12. 26	資料 96・97
石川県	石川県電気工事工業組合	0767-53-0222	0767-53-8084	H20. 12. 26	資料 98・99

※災害時における応急対策業務に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	輪島市上水道給水組合	0768-22-6237	0768-22-6237	H21. 7. 2	資料 100・101

※輪島市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	<u>北陸電力株式会社</u>	0768-22-0096	0768-22-9306	R4. 6. 24	資料 102・ 103
石川県	<u>北陸電力送配電株式会社</u>	0120-837-119	-		

上記包括連携協定書に関する覚書（資料 104～109）

- ・大規模災害時における相互連携に関する確認書
- ・大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書

※特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	西日本電信電話株式会社 北陸支店	076-282-9719	076-253-3464	R5. 3. 10	資料 110～112

(10) 応急対策工事関係

※災害時における応急及び復旧対策に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	輪島建設協同組合	0768-22-2201	0768-22-6639	R 1. 5. 22	資料 113・ 114
石川県	門前建設業協同組合	0768-42-0337	0768-42-0337	R 1. 5. 22	

※災害時における応急調査業務に関する協定

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人 石川県建設コンサルタント協会	076-247-5080	076-247-5090	R 1. 5. 22	資料 115・116
石川県	一般社団法人 石川県測量設計業協会	076-268-4900	076-268-7773	R 1. 5. 22	
石川県	一般社団法人 石川県地質調査業協会	0768-88-8800	0768-88-8811	R 1. 5. 22	

(11) ボランティア関係

※大規模災害時における連携に関する協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	学校法人 日本航空学園	0768-26-2255	0768-26-2266	H25. 3. 17 (変更) R 3. 4. 1	資料 117 ～119

※災害福祉活動に関する相互連携協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	社会福祉法人 輪島市社会福祉協議会	0768-22-2219	0768-22-9627	R5. 4. 25	資料 120・ 121
	輪島ライオンズクラブ	0768-22-6564	0768-22-6500		

(12) 廃棄物関係

※災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書

協 定 先		T E L	F A X	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人石川県産業資源循環協会	076-224-9101	076-224-9102	R 4. 5. 6	資料 122・123

2 災害時応援協定書

石川県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石川県下の市町村及び消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、石川県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本規定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(要請の基準)

第3条 この協定に基づく応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する消防の任務を遂行する場合に行うものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れがある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 前項の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにしてから行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時場所、概要
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請をうけたときは、災害発生現場の気象状況を確認のうえ、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊への現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊への指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 石川県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うにあたり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び航空消防防災室に消防用無線局を整備する。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事するための措置)

第8条 第4条の応援要請に対する活動として、航空隊員が消防吏員として活動する必要があるときは、同条の応援要請により、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日施行）第4条の規定に基づく応援要請がなされたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は石川県消防広域応援協定第10条の規定にかかわらず、石川県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項は、石川県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会（以下「乙」という。）は、輪島市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、原則として甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

ウ 乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲乙協議のうえその損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成24年11月1日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月1日

奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき奥能登広域圏事務組合消防本部管内の消防団相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、奥能登広域圏事務組合消防本部管内の市町長及び奥能登広域圏事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）相互間において締結する。

(定義)

第3条 この協定において「災害」とは、法第1条に規定する災害等で応援を必要とするものをいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害の発生又は災害が発生するおそれがある市町において、その所有する消防力では、災害の防ぎよ又は救助等が困難と認められる場合において、応援を要請する市町長（以下「要請側」という。）又は消防長が第2条に規定する市町長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに第2条に規定する市町長に対して応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時及び場所
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援)

第5条 前条の規定により要請側又は消防長から応援要請を受けた市町長（以下「応援側」という。）は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側は、前条の応援要請に対する諾否について速やかに要請側又は消防長に通報するものとする。

(指揮)

第6条 応援側の消防団は、消防長の指揮の元に活動を行うものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側において特別な事情が生じた場合は、応援側の消防団による応援を中断することができるものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き次の区分による。

(1) 応援側が負担する経費

ア 機械器具の小破損の修理費用

イ 機械器具の燃料費用

ウ 消防団員の出動手当及び死傷による補償

(2) 要請側が負担する経費

前号に規定する経費以外の経費

2 経費負担について疑義が生じた場合は、その都度要請側と応援側双方協議の上、決定するものとする。

(他協定との関係)

第9条 この協定は、第2条に規定する市町長が法第39条により締結している別の消防相互応援協定を排除するものではない。

(疑義の協議)

第10条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた場合は、その都度第2条に規定する市町長及び消防長が協議の上決定する。

附則

- 1 この協定は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上、各1通を保管する。
- 3 この協定により、平成17年8月5日に輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、門前町及び奥能登広域圏事務組合消防本部で締結した奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書は廃止する。

災害時の医療救護に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人能登北部医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、輪島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法等、他の関係法令が適用される災害等については適用しない。

（救護班の派遣）

第2条 甲が輪島市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要が生じた時、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は救護班を派遣した後、速かに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療施設への転送の可否と転送順位決定
- (3) 被災者の死亡の確認

（救護班の輸送）

第6条 甲は医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容施設の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容施設を指定しようとする時は、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(医療救護に係る費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が、医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 収容医療施設等の施設及び設備の損傷にかかる経費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(防災訓練に係る費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間終了の日からさらに1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記入押印のうえ、各1通保有する。

平成13年10月19日

災害時の医療救護に関する協定書実施細目

平成13年10月19日付けで輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人能登北部医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護の報告）

第1条 乙は、協定書第2条の規定により救護班を派遣した時は、医療救護終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護報告書」（第1号様式）、「救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事後報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護において、救護班員が負傷し、疾病に係り又は死亡した時は「事後報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（物件損傷報告）

第3条 乙は、収容医療施設及び救護所を設置した医療施設の施設・設備が医療救護により損傷を受けたときは「物件損傷報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第11条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が救護班分を取りまとめ「費用弁償等請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第11条第1項第3号に規定する扶助金については、支払いを受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

（支払い）

第5条 甲は、前項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、予算の許す限り速やかに支払うものとする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第6条 協定書第12条に規定する防災訓練に係る費用弁償等については、前2条の規定を準用するものとする。

本実施細目2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年10月19日

医 療 救 護 報 告 書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分～ 時 分 取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	

救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従事期間

事 故 報 告 書

年 月 日から同年 月 日までにおける災害時の医療救護活動にお

いて、別紙のとおり 傷病 者が発生したので報告します。
死亡

年 月 日

輪島市長 様

一般社団法人 能登北部医師会

会長



別紙

事 故 傷 病 者 概 要
死 亡

氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
住 所					
職 種		勤務先		所属医療救護班名	
傷 病 名		程度	重傷 ・ 中等症 ・ 軽症		
外 来	診 療 （ 入 院 ）				
入院（ 月 日）	医 療 施 設 名				
受傷（発病）年月日	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受傷・発病・死亡 の 時 の 状 況					

第5号様式

物件損傷報告書

[illegible]

- 注 1 医療施設ごとに記入のこと
2 物件名欄は、建造物、医療器械、器具及び自動車等を記入のこと
3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと
4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と具体的に記入のこと
5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと

第6号様式

費 用 弁 償 等 請 求 書

年 月 日

輪島市長 様

住所
氏名

次の金額を請求します。

金額 _____ 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙の通り)

第7号様式

(表)
扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

輪島市長 様

住 所
氏 名

災害時の医療救護に関する協定第11条第1項第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷又は 死亡した 者の状況	氏 名		性 別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 業		勤 務 先		所属救護班名	
	傷 病 名		受傷（罹病）年月日		年 月 日	
	死亡原因		死亡年月日		年 月 日	
障 害 級 別		療 養 開 始 年 月 日			年 月 日	
		治 療 年 月 日			年 月 日	
休 業 日 数						
休業期間中における 業務上の収入の有無		年 月 日から 日間 年 月 日まで				
扶 助 金 支 給 基 礎 額						
備考						

(裏)

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要）
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。
- 3 休養扶助金申請の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金を申請する場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

医療救護協定にかかる費用弁償等に関する覚書

平成13年10月19日付けで輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人能登北部医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書第11条及び第12条に基づく費用弁償等の内容については、次のとおりとする。

（救護班の従事者の費用弁償）

第1条 協定書第11条第1項第1号に規定する救護班の従事者の派遣に対する費用弁償は、別表に定める額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 協定書第11条第1項第2号に規定する医薬品等の実費弁償は、使用した医薬品等にかかる実費とする。

（扶助金）

第3条 協定書第11条第1項第3号に規定する扶助金については、災害救助法施行令（昭和22年制令第225号）に定める基準に準ずるものとする。

（物件損傷の実費弁償）

第4条 協定書第11条第1項第4号に規定する施設及び設備を損傷した場合の経費は、実費とする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第5条 協定書第12条に規定する防災訓練に係る費用弁償等は、第1条から第3条までに規定する費用に準ずるものとする。

（医事紛争の処理）

第6条 救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した収容施設と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲、乙協議のうえ、誠意を持って解決のための適切な措置をとるものとする。

（未集金の処理）

第7条 乙は、収容施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたとき、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、調査のうえ支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙との協議のうえ、収容施設の負担とならないように措置するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通保有する。

平成13年10月19日

別表

区 分	日 当	旅 費	時間外職務手当
医 師	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」(昭和40年5月11日付け厚生社第162号)に定める額	職員の旅費に関する条例(平成18年2月1日輪島市条例第50号)に定める部長等の旅費相当額	日当の額を7時間45分で除して得た額を勤務時間1時間あたりの給与額として、一般職の職員の給与に関する条例(平成18年2月1日輪島市条例第46号)の規定により算出した額
看護師		職員の旅費に関する条例に定める部長等を除く一般職の旅費相当額	
補助員	看護師の日当の1/2 (100円未満切り捨て)		

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と輪島市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、輪島市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 輪島市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 輪島市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要な判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般災害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾・空港施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (3) 清掃活動
- (4) 水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月25日

大規模災害時等における相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 輪島市及び尾張旭市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が互助の精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
- 3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、原則として応援要請自治体が負担する。

- 2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

- 2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれの負担するものとする。

(情報等の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、協定自治体が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月24日

大規模災害時等における相互応援に関する協定実施要綱

(要綱の趣旨)

第1条 この実施要綱は、尾張旭市と輪島市（以下「協定自治体」という。）との間で締結された大規模災害時等における相互応援に関する協定に基づく応援体制等が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(体制の強化)

第2条 協定自治体は、互いの防災体制及び応援体制の強化を図るため、防災担当部局間の連絡会を設けるものとする。

2 前項の連絡会は、必要が生じたときに随時行い、相互の防災力の向上に努めるものとする。

(情報の交換)

第3条 協定自治体は、応援体制の円滑な実施のため、次に掲げる資料を交換し、防災情報の共有化を図るものとする。

(1) 支援組織に関するもの

- ア 災害対策本部の組織図及び事務分担
- イ 非常配備の種別、配備内容及び配備時期の基準

(2) 支援物資に関するもの

- ア 水・食品・生活必需品等の供給
- イ 防災備蓄資機材等保有状況
- ウ ライフライン施設の応急対策（上水道施設対策）

(3) 初動対応に関するもの

- ア 初動体制の確立に関するもの（連絡手段、緊急参集基準等）
- イ 緊急輸送道路

(4) 人的支援に関するもの

- ア 応援協力・派遣要請
- イ 救出・救助対策

(5) 被害想定に関するもの

- ア 危険区域等に関する資料（ハザードマップ等）
- イ 避難場所

(初動体制)

第4条 協定自治体のいずれかにおいて震度5強以上の地震が発生した場合又は大規模な被害が発生した場合には、応援を行う市（以下「応援自治体」という。）は、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）に対し、先遣隊を派遣するものとする。

2 協定自治体のいずれかにおいて気象庁より次に掲げる気象情報が発表され、かつ、甚大な被害が発生するおそれのある場合又は大規模災害等で市長が応援を要請した場合には、応援自治体は、先

遣隊の派遣を準備するとともに、応援自治体の防災担当部局は、被災自治体の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊の派遣を決定するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報
- (2) 大雨警報
- (3) 洪水警報
- (4) 暴風警報
- (5) 津波警報
- (6) 大津波警報

3 応援自治体は、先遣隊を派遣した場合には、情報連絡会を設置し今後の対応を協議するものとする。

4 先遣隊は、2名以上で構成し、被災自治体の災害初期情報を収集するものとする。

5 先遣隊は、食料、水等の自活のための道具一式及び通信機器等を持参する。

6 先遣隊は、被災自治体の災害対策本部と応援内容を協議し、応援のために必要と認める場合には被災自治体に被災地支援連絡所を設置するものとする。

7 情報連絡会の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

(応援体制)

第5条 応援自治体は、被災地への応援が、長期又は大規模になる等、全庁的な応援体制が必要と判断される場合には、災害対策本部に準じて市長を本部長とする支援対策本部を設置するものとする。

2 支援対策本部の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

(応援職員)

第6条 応援自治体の支援対策本部は、被災自治体の災害対策本部の補助要員として職員を派遣するものとする。ただし、応援自治体の職員（以下「応援職員」という。）は、1、2週間を目途に交代させるものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

3 応援職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 被災自治体は、可能な限り応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

石川県輪島市と北海道石狩市との 災害時における相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 輪島市（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(災害応急対策用物資及び資機材の供給援助)

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材が不足した場合、相手方の自治体に対し、次の物資の供給援助を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

(職員の派遣)

第3条 甲又は乙は、災害時等において相手方の自治体に対し、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができる。

(被災地情報の広報)

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況及びその他の情報をホームページ等で十分に提供することができない状況となった場合は、相手方の自治体のホームページ等に、当該情報を掲載するよう要請することができる。

(避難施設等の提供)

第5条 甲又は乙は、災害時等に被災者の避難施設等を確保する必要がある場合において、当該自治体の施設のみでの収容が困難なときは、相手方の自治体に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

(応援の要請手続)

第6条 甲又は乙は、前4条までの規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第10条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資、車両及び資機材の種類、品目、数量等
- (3) 第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間等
- (4) 第4条の固定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- (5) 前条の規定に基づく要請を行う場合は、収容を希望する被災者の人数等
- (6) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び派遣された職員の指導)

第7条 甲又は乙は、第2条から第5条までの規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

2 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣先は自治体の指導のもとに活動するものとする。

(自主的活動)

- 第8条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により相手方の自治体が要請不能の状況にあると判断した場合は、職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。
- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の自主的な応援活動のため職員を派遣する場合は、派遣職員に自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。
- 4 第2項の自主的な応援活動のため職員を派遣した場合は、相手方の自治体から第3条の規定に基づく派遣要請があったものとみなす。

(応援に要した経費の負担)

- 第9条 第2条、第3条、第5条及び前条第4項の応援に要した経費は要請を行った自治体が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。
- 2 応援の要請を行った自治体が前項に規定する経費を支弁する暇もなく、立替支弁を要請した場合は、相手方の自治体が、一時立替支弁するものとする。
- 3 派遣職員が第7条第2項の指揮のもと、活動中に負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、派遣を行った自治体の負担とする。
- 4 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、派遣を要請した自治体が、派遣を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては、派遣を行った自治体はその賠償の責めを負う。

(連絡担当部局)

- 第10条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

(情報の交換)

- 第11条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時共有し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

- 第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

- 第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年8月27日

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、石川県輪島市と山口県萩市のいずれかの区域内で災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互の応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員（以下「応援隊」という。）の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

- 2 災害発生時、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、被災市長または被災市長が指定した者が応援隊の長に対して行うものとする。

- 2 第2条第4号の実施について、被災市長は、安全管理を徹底し、二次災害の防止に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月21日

災害発生時における輪島市と輪島市内郵便局の協力に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と輪島市内郵便局（以下「乙」という。）は、輪島市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、輪島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

エ 被災者宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の破損状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^{（注）}

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力する者とする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、沿おう後の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 輪島市総務部 防災対策課長

乙 日本郵便株式会社 輪島郵便局総務部 課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月27日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月27日

災害時における飲料水の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第1条 輪島市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲の対策本部が設置された場合において、甲が飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第2条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、第4条に基づき設置したメッセージボード搭載の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所は、避難所等甲の指定する場所とする。なお、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、住民への情報提供のため、災害発生の有無に関わらず、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第1項第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、地域貢献型自動販売機を、甲の指定する場所に設置するものとする。

なお設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

2 地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（緊急車両の指定）

第5条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年3月24日から平成21年3月23日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は更に一箇年延長させるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月12日

災害時における物資の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、輪島市内に地震・風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長時間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（供給物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもので、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 4 条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（費用）

第 5 条 乙が供給した物資の対価は、甲の負担とする。また、引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担する。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第 6 条 甲が引き取った物資等の費用は、乙から請求後 1 ヶ月以内に、甲から乙に支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第 7 条 甲及び乙は、この本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙がこの協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

災害時における物資供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める 輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月28日

災害時における支援協力に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、土砂災害、水害、その他大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（物資等の価格）

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第9条 甲は、災害時において、市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。
- 2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努めるものとする。
- 3 乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

(変更及び有効期間)

- 第10条 甲又は乙は、この協定の内容を変更し、又はこの協定を解除しようとするときは、変更又は解除しようとする1ヶ月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。
- 2 この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

(協議)

- 第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月21日

災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

輪島市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給及び貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給及び貸与を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給及び貸与を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給等の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び優先貸与に努めるものとする。

(納入等)

第7条 物資の納入場所は、甲が指定する避難所又は福祉避難所とし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給及び貸与した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給及び貸与に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月25日

協定締結先： 有限会社 ライフサポート
 有限会社 ケアドゥ
 株式会社 森谷寝具店

別表

災害時における応急対応可能な福祉用具

区分	分類	主な品種
供給	日用品等 設置物品等	紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド等 介護ウェット等の「ウェット拭きもの類」 腰掛便座 腰掛便座用パーテーション 特殊尿器 入浴補助具 簡易浴槽 その他日用品等
貸与	設置物品等	車いす、車いす付属品 特殊寝台、特殊寝台付属品 寝具一式 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器、歩行補助つえ 認知症高齢者徘徊感知器

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、輪島市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害応急対策を実施するに当たり、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時のレンタル機材の提供は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（提供の要請）

第3条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の所有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文章をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文章を提出するものとする。

（保有機材の提供の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、保有機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、保有機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（引渡し等）

第5条 保有機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが出来ない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第2項の規定により保有資材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した保有資材の費用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(費用の支払)

第7条 保有資材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月27日

災害時における畳の提供に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、輪島市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時、場所等を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、文書により要請を行ういとまがないときは、乙に対し口頭で提供を要請し、事後、速やかに文書により要請を行うものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までに畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月27日

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

輪島市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、輪島市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる輪島市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、輪島市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
 - (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
 - (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 6年 9月 30日

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、輪島市地域防災計画に基づく災害が発生し、または発生するおそれのある場合における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対し協力を要請する物資の輸送・荷役等の業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）物資等の輸送力の提供
- （2）荷役作業
- （3）物資の調達および供給
- （4）物資拠点の提供および運営
- （5）前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し協力要請を行うときは、支援協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限または業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙および乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、その他の必要な支援に努めるものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、業務の終了後速やかに業務実施報告書（別記様式第2号）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第68条又は第74条第1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策等を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供した会員の事業用自動車に故障その他の事由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換してその運行を継続しなければならない。

2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(使用者および第三者に対する責任)

第8条 乙は、物資の受入れおよび輸送等に際し、乙の責に帰する理由により、使用者および第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車、物流機器または物資拠点に係る備品等を損傷し、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

(損害補償)

第10条 この協定により業務に従事した者が、本業務を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲および乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、災害時における連絡窓口（別記様式第3号）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(防災訓練等への参加)

第 12 条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や研修等への参加に努めるものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩又は利用してはならない。協定終了後についても同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間とする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに甲及び乙のいずれか一方が何らかの意思表示をしない場合は、さらに 1 か年本協定を継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 3 月 25 日

(様式第 1 号)

年 月 日

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長 様

輪島市長

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況

2 支援協力の要請内容

支援協力を要請する業務	☐ 物資等の輸送力の提供 ☐ 荷役作業 ☐ 物資の調達および供給 ☐ 物資拠点の提供および運営 ☐ その他、甲が必要と認めるもの
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
支援協力の要請期間	年 月 日～ 年 月 日
その他の必要な事項	

(様式第 2 号)

年 月 日

輪島市長 様

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長

物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第 5 条に基づき、次のとおり業務の実施内容を報告します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事 項	内 容
配達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資 の品目・数量・保管場所	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
備 考	

(様式第3号)

災害時における連絡窓口

(年 月 日 現在)

【 輪島市 】

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
	E-mailアドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-Mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-Mailアドレス	

【 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 】

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
	E-mailアドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-Mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-Mailアドレス	

災害時における組立式空気清浄機の優先的供給及び設置に関する協定

輪島市（以下「甲」という）と一般財団法人住宅都市工学研究所（以下「乙」という）は、令和6年能登半島地震を契機として、災害時の避難所の生活環境改善及び被災者の健康保護を目的とし、乙が開発・提供する組立式空気清浄機（以下「空気清浄機」という）の優先的供給及び設置に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、台風、土砂災害、大規模火災その他の災害（以下「災害」という）が発生した際、甲が設置する避難所等において、乙が空気清浄機を優先的かつ迅速に供給し、設置することにより、避難所の空気環境を改善し、被災者の健康と安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「災害」とは、地震、台風、洪水、土砂災害、大規模火災等により、甲区域内で避難所の開設が必要となる事態をいう。
- （2）「広域災害」とは、複数の市町村にわたる大規模な災害で、乙が他の自治体と同様の協定に基づく供給義務を同時に履行する必要が生じる事態をいう。
- （3）「避難所等」とは、甲が災害時に被災者の一時的な滞在のために開設する避難所、またはその他の公共施設等をいう。
- （4）「空気清浄機」とは、乙が開発・製造する次の組立式空気清浄機（以下「空気清浄機」という）をいう。

クレアウィンボックス	簡易空気清浄装置またはその箱体、 特願 2022-180889、認証日 令和6年10月23日
クレアウィンタワー	筒型簡易空気清浄装置、 特願 2024-006079、認証日 令和7年3月19日

- （5）「交換用フィルター」とは、空気清浄機に使用するクレアウィンフィルターをいう。
- （6）「災害対策本部」とは、甲が災害時に設置する災害対策本部またはその機能を代行する組織をいう。

（甲の役割と責任）

第3条 甲は、災害発生時に避難所等を開設した場合、災害対策本部を通じて、乙に対し、空気清浄機の必要数量、設置場所、供給時期等の情報を文書にて速やかに要請する。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙が供給する空気清浄機の設置場所を確保し、設置及び運用に必要な電源等の

環境を整備する。

- 3 甲は、空気清浄機の使用、適切な管理を行い、破損や紛失を防止するよう努める。
- 4 甲は、空気清浄機の使用終了後、乙の指示に従い、返却、清掃、または廃棄等の対応を行う。

（乙の役割と責任）

- 第4条 乙は、甲から災害発生に伴う空気清浄機の供給要請を受けた場合、速やかに、甲が指定する避難所等へ空気清浄機を供給する。ただし、広域災害により乙の資材または人員が不足する場合、甲乙協議の上、調整するものとする。
- 2 乙は、空気清浄機の設置に必要な技術的支援を提供し、必要に応じて設置作業を行う。
 - 3 乙は、供給する空気清浄機の保守管理に関する指導を行い、甲の担当者に対し、使用方法やメンテナンス方法を説明する。

（供給の優先性と迅速性）

- 第5条 乙は、甲の災害対策本部からの要請を受けた場合、速やかに空気清浄機の供給を開始するよう努める。
- 2 広域災害により甲以外にも空気清浄機の供給が必要となったときは、被害の状況に応じて優先度を決定する。なお、その優先度の順位は、甲に速やかに報告する。
 - 3 乙が空気清浄機の資材または人員が不足する場合、供給に関して甲乙協議の上、調整する。
 - 4 乙は、甲の災害対策本部との連絡体制を事前に整備し、緊急時の円滑な情報伝達を確保する。

（費用負担）

- 第6条 空気清浄機の供給及び設置に係る費用は、原則として無償とする。ただし、乙の資材または人員が不足する場合、空気清浄機の供給及び設置に係る費用については、甲乙協議の上、調整する。
- 2 空気清浄機の運用に必要な電気代、フィルター交換費用その他の維持管理費用は、甲が負担する。
 - 3 前各項に定めのない費用が発生する場合、甲乙協議の上、調整する。

（期間）

- 第7条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれか一方から終了の申し出がない限り、本協定は同一条件で自動的に更新される。

（秘密保持）

- 第8条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た相手方の機密情報を、相手方の同意なく第三者に開示しない。ただし、法令に基づく開示要求がある場合は、この限りでない。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決する。

(不可抗力)

第10条 天災、戦争、暴動その他の不可抗力により、本協定の履行が困難となった場合、甲及び乙は、その責任を負わない。

(管轄)

第11条 本協定に関する紛争については、甲を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名または記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年7月22日

災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会鳳輪支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、輪島市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。）の使用を必要とする場所において、L P ガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、文書により、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要とするL P ガス等の内容及び数量
- (2) L P ガス等を必要とする場所
- (3) L P ガス等の使用目的及び使用期間
- (4) その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、L P ガス等の優先供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対し文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 供給したL P ガス等の容器別の数量
- (2) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては輪島市総務部防災対策課長を、乙においては財団法人石川県エルピーガス協会鳳輪支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（L P ガス等の撤去）

第6条 L P ガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとす

る。

2 乙は、甲から前項の連絡があった場合はL P ガス等の撤去を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前項の規定による経費は、第3条の規定による応援が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1か月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

平成23年9月30日

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と輪島地区石油販売組合（以下「乙」という。）は、輪島市内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が必要とする石油類燃料の優先的かつ安定的な供給とその運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、甲が災害応急対策を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的かつ安定的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（供給及び運搬）

第4条 甲は、乙に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、油種、数量及び引渡し場所等を明記した文書を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 石油類燃料の供給及び運搬は、原則として、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

（引渡し）

第5条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定する。

2 甲は、原則として、引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を明記した文書を作成し、甲に報告するものとする。

（経費負担）

第7条 第4条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の対価は災害時直前における燃料単価契約書の単価を、また運搬に要した費用は災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前条の規定による経費は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定解除を申し出ない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月14日

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要援護者等に要する食費
- （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第6条 甲は、輪島市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回	
(2) 要援護者等に要する食費 ・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 （計） _____ 円 / 食	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

（あて先）

輪島市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職氏名

災害時における電力供給等の協力に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）とネッツトヨタ石川株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社トヨタレンタリース石川（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、輪島市内において大規模な災害が発生した場合に、乙が、自らが保有する外部給電可能なハイブリッド自動車又はプラグイン・ハイブリッド自動車等（以下「車両」という。）からの非常時給電設備を有する販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し、避難者を一時的に受け入れること及び避難所等への電力供給の協力について、乙が保有する車両で賄いきれないときに、丙が、甲の要請により、丙が保有する貸渡車両を自家用自動車有償貸渡契約（以下「契約」という。）に則った優先貸渡について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙・丙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）避難場所としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ及び備蓄飲料水・食料・毛布の提供（乙）
- （2）避難所等への電力供給可能な車両の貸与（乙）・優先貸渡（丙）
- （3）災害応急対策に必要となる車両の貸与（乙）・優先貸渡（丙）
- （4）甲が実施する防災訓練への協力（乙）

（協力要請）

第3条 甲は、乙が保有する車両を必要とする場合、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な範囲で保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面で通知するものとする。

3 甲は、丙が保有する車両を必要とする場合、遅滞なく契約を締結する。

契約内容は、公示「貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」及び「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」に基づき、災害発生の直前に丙が運輸支局に届出ている貸渡約款及び料金表を基準として行う。

（使用期間）

第4条 車両及び店舗の使用期間は、災害発生から3日間程度とする。ただし、使用期間に変更が生じる場合は、甲・乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第5条 乙・丙は、甲が指定する時間・場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙・丙が実施した協力に関する費用は次に掲げるとおりとする。

- （1）乙所有車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用は、無償とする。
- （2）乙所有車両の貸借期間中の事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。

(3) 乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(4) 丙は甲との契約により発生した貸渡料金及び貸渡車両搬送に係る費用は、甲が負担するものとし、その算出方法については、契約及び貸渡約款に基づき計算するものとする。

(使用上の留意事項)

第7条 甲は、乙・丙から貸与・貸渡を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

(1) 原則として、輪島市内の安全な場所で使用する。

(2) 事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙又は丙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第8条 甲・乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(普及活動)

第9条 甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月2日

災害等発生時における一時避難所の設置運営に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と高橋章夫（以下「乙」という。）は、災害等発生時に、乙が所有するライフサービスたかはし多目的ホール（以下「施設」という。）を、甲が一時避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、輪島市地域防災計画に基づき、災害等発生時に甲が設置する避難所が不足した場合又は避難所まで避難できない住民が発生した場合に、施設を一時避難所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用依頼）

第2条 甲は、輪島市地域防災計画に基づき、災害等発生時に施設を使用する必要があると認めた場合は、乙に対して、一時避難所としての使用を依頼するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から依頼を受けた場合は、直ちに施設を開放し、使用可能状態にするものとする。

3 乙は、やむを得ない事情により、甲の依頼を受け入れることができない場合は、それを拒否することができる。

（管理運営）

第3条 一時避難所としての施設の管理運営は甲が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（管理運営の期間）

第4条 この協定における一時避難所の管理運営の期間は、災害等発生時から一般の避難所で住民の受入れが可能となる期間までとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

（費用等）

第5条 施設の使用料は、無料とする。

2 乙は、光熱水費等について事前に甲と協議の上、実費相当を請求することができるものとする。

3 甲は過失により施設又は施設内の備品を損傷した場合は甲の費用で修理し、備品が修理不能な場合は同等品を乙に弁償するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の期間終了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（疑似の決定）

第7条 この協定に定める事項又はその他必要な事項について疑似が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月16日

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、輪島市（以下「甲」という。）と石川県（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定書は、輪島市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	石川県奥能登土木総合事務所
所在地	石川県輪島市河井町 22 部 1-1
所有者	石川県
構造等	鉄筋コンクリート造り 5 階建
建築年月日	平成 4 年 10 月 24 日
増改築年	なし
耐震診断	新耐震設計基準（昭和 56 年施行）適合建築物
耐震改修	新耐震設計基準（昭和 56 年施行）適合建築物

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	5 階（書庫 2 室を除く）会議室・トイレ・廊下他及び屋上部 合計 558.48 m ² （別紙概略図参考）
収容人員	約 550 人（1 人/m ² 目安）

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条の一時避難施設として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書又は口頭で通知しなければならない。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は、無料とする。

(施設の破損時の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担しなければならない。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期限)

第10条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出しなければならない。

(洪水等への準用)

第12条 この協定の規定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのある場合であって、地域住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の締結期間は、協定の日から平成27年3月31日までとする。

2 この協定は、前項の締結期間の終了の日の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、期間満了の日の翌日から3年の期間により更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月25日

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、輪島市長 梶 文秋（以下「甲」という。）と夢セゾンビル 所有者 下原啓子（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、輪島市内に津波が発生し、または発生のおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難場所とし、甲は乙の許可を受けた上で敷地内に避難場所サインを設置するものとする。

（一時避難場所の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として甲に使用させるものとする。

施設名称	夢セゾンビル
所在地	輪島市河井町5部279番地
所有者	下原 啓子

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	夢セゾンビル3階～5階の階段室 30 m ² 、屋上 85 m ² の合計約 115m ² (収容人数 約 115 名)
------	--

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第3条に基づき一時避難場所として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

- 2 甲は、一時避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難場所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難場所の使用期間は、輪島市内に津波の発生するおそれが無くなったときまでとする。

(一時避難場所の終了)

第11条 甲は、一時避難場所の使用を終了する際は、一時避難場所使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年8月27日

津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

輪島市長 梶文秋（以下「甲」という。）と金沢地方法務局長 山本英司、石川労働局長 小奈建男及び北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 富山英範（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある等、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が入居する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波一時避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、乙が入居する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 石川県輪島市鳳至町畠田9番地3
- (2) 所有地 法務省
- (3) 名称 輪島地方合同庁舎
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造4階建
- (5) 使用場所 別添庁舎平面図の黄色塗りの部分
(1階から4階までの廊下等 383.29 m²及び屋上 419.96 m²) の合計 803.25 m²
(約 803 人収容可能)

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲及び地域住民等が津波一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、第1条に定める目的以外に使用しないものとし、使用場所以外の場所には立ち入らないこととする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（現状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を現状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、対象施設が津波一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（管理者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この協定は、平成28年4月1日から施行する。

(協定の廃止)

2 平成24年3月22日付け津波災害発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

輪島市長 梶文秋（以下「甲」という。）と北陸財務局長 竹田伸一（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある等、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が管理する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波一時避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 石川県輪島市鳳至町畠田99番21
- (2) 所有地 財務省北陸財務局
- (3) 名称 輪島宿舎3号棟
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造4階建
- (5) 使用場所 別添宿舎平面図の黄色塗りの部分
(1階から4階までの廊下等 319.68 m²、うち避難スペースは3から4階までの廊下等 130.98 m² 〈約130人収容可能〉)

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときはから、乙及び地域住民等が津波一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、第1条に定める目的以外に使用しないものとし、使用場所以外の場所には立ち入らないこととする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（現状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を現状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、対象施設が津波一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(管理者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年9月22日

津波時における建築物の一時使用に関する協定書

輪島市（以下、「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下、「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、輪島市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	ホテルルートイン輪島
所在地	石川県輪島市マリンタウン1-2

2 甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第3条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知するものとする。

（一時使用の開始等）

第4条 甲は、輪島市内に津波警報が発表されたとき、津波来襲時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波来襲のおそれがあると甲が判断したときは、本件施設に対し、近隣住民の避難施設として一時使用を要請するものとする。

（一時使用の終了）

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき。
- (2) 甲の使用終了の申出があったとき。
- (3) 乙より退去の要請があったとき。

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、速やかに地域住民の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく本件施設の使用料は、無料とする。ただし、本件施設の客室、本件施設に付帯するレストラン施設、温浴施設及びその他のサービスの利用については、この限りでない。

(施設、備品の破損時等の対応)

第7条 近隣住宅が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 本件施設に近隣住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する近隣住民の避難誘導訓練に協力する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(洪水等への準用)

第11条 本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのある場合であつて、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月25日

「津波時における建築物の一時使用に関する協定」に関する覚書

輪島市（以下、「甲という。」）とルートインジャパン株式会社（以下、「乙」という。）は、「津波時における建築物の一時使用に関する協定」について、次のとおり覚書を締結する。

（一時避難施設の変更）

第1条 原協定第2条第1項を、次のように改める。

乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。ただし、本件施設のうち、本館、東館の使用可能な場所は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	所在地
ホテルルートイン輪島 本館	石川県輪島市マリンタウン1-2
ホテルルートイン輪島 東館	石川県輪島市マリンタウン1-2
ホテルルートイン輪島 立体駐車場	石川県輪島市マリンタウン2-4

（変更の効力発生日）

第2条 前条の施設追加による変更は、令和3年3月25日より適用されるものとする。

（原協定の適用）

第3条 本覚書に定めのない事項については、原協定の定めに従うものとする。

本覚書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月25日

津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書

津波時における一時避難場所としての使用に関し、輪島市（以下「甲」という。）とホテル八汐（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、輪島市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難場所として、乙の所有又は管理する土地を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による土地使用用途は、一時避難場所とし、甲は乙の許可を受けた上で敷地内に避難場所サインを設置するものとする。

（一時避難場所の使用）

第3条 乙は、次に掲げる土地（以下「使用土地」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として甲に使用させるものとする。

施設名称	ホテル八汐駐車場
所在地	輪島市鳳至町袖ヶ浜1

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	ホテル八汐駐車場（約 660m ² ）（収容人数 約 400 名）
------	--

（土地変更の報告）

第5条 乙は、使用土地の造成等により、使用土地の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により使用土地の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第3条に基づき一時避難場所として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した使用土地を一時避難場所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

(備品の破損時等の対応)

第 8 条 使用土地が一時避難場所として使用された場合の敷地内建物、その他備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 9 条 乙は、使用土地に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第 10 条 一時避難場所の使用期間は、輪島市内に津波の発生するおそれがなくなったときまでとする。

(一時避難場所の終了)

第 11 条 甲は、一時避難場所の使用を終了する際は、一時避難場所使用終了届を提出する。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の締結期間は、協定の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに 3 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 27 年 8 月 27 日

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と第九管区海上保安本部七尾海上保安部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、輪島市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲は乙が所有する次に掲げる施設を、地域住民等避難者の一時避難施設として使用するものとする。

（1）名 称 舳倉島灯台（敷地を含む）

（2）所在地 輪島市海士町所属舳倉島高見

（3）所有者 第九管区海上保安本部七尾海上保安部

2 甲は、前項に規定する施設に避難者が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了承の下に行うものとする。

3 乙は、第1項に規定する施設の出入口扉の鍵を甲に貸与するものとし、甲は、貸与された鍵を適正に管理するものとする。

（使用期間）

第3条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時から、甲及び避難者が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び避難者は、一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。ただし、甲が事前に乙の了解を得て行う避難訓練においては、この限りではない。

（費用負担）

第5条 一時避難施設としての使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第6条 甲は、第3条の規定による使用期間を終えたときは、一時避難施設を原状回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分にあっては、この限りではない。

2 前項の場合にあっては、避難者が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担については、甲が行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、一時避難施設に避難者が避難した場合に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波等避難施設の表示及び公開)

第8条 甲は、一時避難施設の使用箇所等を確認した上で津波等避難施設として指定するとともに、表示看板の設置及びホームページ等により、市民への周知を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、令和4年3月25日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月25日

甲

輪島市

輪島市長

乙

第九管区海上保安本部

七尾海上保安部

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

輪島市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が輪島市内において発生した場所の電気保安とライフラインの確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のための必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監理、監督、指導及び検査
- (3) その他甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次の掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、文書をもって協力を要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和20年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続をあらかじめとらなければならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間終了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月26日

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

輪島市（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合の人命救出、電気施設等の確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、建設資機材及び労力の提供、その他可能な限りの協力を要請するものとする。

（協 力）

第4条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第5条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

（活動の実施）

第6条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員（人命救出の場合は、消防職員）の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（校務災害補償）

第8条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続をあらかじめとらなければならない。

(連 絡)

第 9 条 乙は、毎年 1 回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を甲に対し連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の期間終了の日の 1 箇月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定の実施について、必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 20 年 12 月 26 日

災害時における応急対策業務に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と輪島上水道給水組合（以下「乙」という。）とは、甲が管理する上水道施設が、風水害、地震その他の自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、施設の早期機能回復など応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、災害時における被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して、協定要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

3 乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

（応急対策の実施と報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討の上協力業者の中から担当業者（以下「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第2号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

2 前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

3 担当業者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

4 担当業者は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

5 担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けるための必要な手続をあらかじめ行わなければならない。

6 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第5条 甲は、前条第6項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

(協定の効力)

第7条 この協定の期間は協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間終了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について必要な事項については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年7月2日

輪島市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との

S D G s の推進に関する包括連携協定書

輪島市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「３者」という。）は、次のとおり S D G s の推進に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、３者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条 ３者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 安全・安心な住みやすいまちづくりに関すること。
- (2) 活力のある持続可能なまちづくりに関すること。
- (3) 環境・エネルギーに関すること。

２ ３者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（確認書等の締結）

第３条 本協定各条に定める３者の役割については、必要に応じて別に確認書等により定めるものとする。

（有効期間）

第４条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとし、有効期間が満了する日の１か月前までに、３者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第５条 ３者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

２ ３者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持

の義務を負う。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 6 月 2 4 日

大規模災害時における相互連携に関する確認書

輪島市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和4年6月24日付けをもって締結した「輪島市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定書」の第2条（1）に関し、災害時の相互連携について以下のとおり確認する。

（目 的）

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、3者の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（適用範囲）

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 3者がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- （1）乙又は丙は、大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、3者は相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。
 - （2）甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する輪島市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。
 - （3）3者における各部署の窓口及び連絡体制は、別紙の通りとする。また、別紙に変更が生じた場合は、随時更新の上、3者共有するものとする。
 - （4）乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次の各号のとおりとする。
 - ・ 停電発生日時及び停電復旧見通し
 - ・ 停電発生地域
 - ・ 停電戸数
 - ・ 停電原因
 - ・ 停電復旧完了日時
- 2 甲及び丙は、大規模災害発生時に丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来たした場合は、相互に連携して通行の確保にあたりとともに、緊急輸送道路等については、これを優先的に実施する。
- 3 乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があつ

た場合、協力するものとする。

- (1) 乙又は丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要するときは、乙又は丙は甲に対し、口頭又は電話等で依頼することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。

- ・ 作業内容
- ・ 場所（住所、地図）
- ・ 写真
- ・ 作業希望日時
- ・ 現地連絡責任者及び電話番号
- ・ その他必要な事項

- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。

- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。

- (1) 甲は、重要性・緊急性等に応じて、丙と電源車の配置先について協議できるものとする。ただし、石川県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は石川県に協議の申し入れをするものとする。

- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲又は石川県の災害対策本部へ連絡するものとする。

- 6 乙又は丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。

- 7 甲及び丙は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。

- 8 3者は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。

- 9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月24日

大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる 障害物の除去等に関する確認書

輪島市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和4年6月24日付けをもって締結した「輪島市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGSの推進に関する包括連携協定書」の第2条（1）に関し、大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を実施するため、3者が協力して円滑に作業に当たれるよう、3者間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この確認書は、災対法64条第2項に基づく停電復旧に支障となるもの（以下「障害物」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象区域は、停電復旧に必要な区域として、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域を対象とする。

（連携体制の構築）

第4条 3者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時に連携できるよう体制の構築を行うものとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条第2項の連携内容）

第5条 丙は、大規模災害時においては、優先的に啓開すべき道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業を優先して実施するものとする。

2 甲は、丙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行等に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去作業を実施することができることとする。

3 前項の丙による安全確認を実施するため、甲は乙又は丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的な安全措置等を実施することとする。

- 4 第2項の甲による電力設備等の除去作業にあたっては、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

(大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条第3項の取扱)

第6条 甲は、乙又は丙から停電復旧に支障となる障害物除去作業の要請があった場合は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

- 2 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙又は丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。
- 3 前項において、緊急を要するときは、甲は乙又は丙に対し、口頭又は電話等で依頼することができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。
- 4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、丙は甲の区域の指定及び協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区域の指定及び協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙又は丙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行うものとし、また、甲は乙又は丙に対して同条第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

(障害物の保管、処理、土地の一時使用)

第7条 丙が除去作業を行った障害物は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。

- 2 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物を前項の移動先へ移動する際に、災害対策基本法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。
- 3 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物の保管及び処分は、甲が行うものとする。

(損失補償)

第8条 本確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、3者協議の上、処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第9条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第10条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三

者の個人情報 を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第 1 1 条 この確認書の実施にあたっては、3 者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 1 3 条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、3 者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書 3 通を作成し、3 者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 6 月 2 4 日

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに設備管理責任者を任命し、その氏名等を別紙1に定める様式をもって相互に通知するものとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議の上、決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者又は帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ず

るものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和 5 年 3 月 10 日

災害時における応急及び復旧対策に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と輪島建設協同組合及び門前建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における応急及び復旧対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、輪島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急及び復旧対策に関する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生に際し必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙及び災害等応急対策協力者（この協定に賛同し、応急および復旧対策を実施できる乙の協力者をいう。）は、前条の規定による甲の協力要請により、優先的に必要な資機材を準備し及び人員を出動させ、安全を確保しながら業務の遂行を図るものとする。

2 甲は、施工能力、応急施工体制等について、乙の意見を聴き、応急及び復旧対策を実施する施工者（以下「施工者」という。）を決定するものとする。

3 甲は、施工者に対し、出動要請書を交付することにより出動を要請するものとする。

4 施工者は、前項の規定による要請を受けたときは、出動応諾書を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、甲及び施工者は、緊急の必要があるときは、電話等の通信手段により、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び施工者は遅滞なく、出動要請書及び出動応諾書を交わすものとする。

6 施工者は、応急及び復旧対策の実施に当たり、当該対策に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市民の生命及び財産を守るための救助及び協力に関すること。
- （2）避難及び緊急車両等の通行可能な道路確保に関すること。
- （3）道路、橋梁、河川、港湾等の施設の応急及び復旧に関すること。
- （4）応急仮設住宅の建設に関すること。

（請負契約の締結）

第5条 甲は、応急及び復旧対策の施工期間中又は応急及び復旧対策完了後、速やかに、施工者と当該対策に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

第6条 応急及び復旧対策の目的物に生じた損害及び当該工事により第三者に与えた損害については、輪島市建設工事標準請負契約約款（平成18年輪島市告示第8号）第27条から第29条までの規定を準用する。

(費用)

第7条 施工者の出勤に係る費用については、甲の負担として別に定める。

(報告)

第8条 施工者は、業務の進行状況その他必要な事項を逐次甲に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間終了1箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1箇年期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

2 本協定締結と同時に、平成19年3月23日付けで締結した協定は、破棄する。

(疑義の決定)

第10条 この協定は、協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月22日

災害時における応急調査業務に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、甲の管理若しくは管理に相当する道路、河川、港湾、上下水道施設、農林業用施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 輪島市地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、乙、丙及び丁の協力を得ることに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生に際し必要があると認めるときは、乙、丙及び丁に対し協力を要請できるものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡担当者の設置）

第3条 甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙、丙及び丁は相互に調整し、甲との連絡窓口を一本化する。

3 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

（活動等の実施）

第4条 甲は、調査能力、応急調査体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴き、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

2 甲は、乙、丙及び丁に対し応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

3 乙、丙及び丁は、前項の規定による出動要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。

4 調査者は、前項の規定による甲の出動要請により、優先的に必要な資機材を準備し及び人員を出動させ、安全を確保しながら業務の遂行を図るものとする。

5 甲並びに乙、丙及び丁は、緊急の必要があるときは、前3項の規定にかかわらず、電話等の通信手段により、調査者の出動要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲並びに乙、丙及び丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

（請負契約の締結）

第5条 甲は、応急調査業務の調査期間中又は当該業務の完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

第6条 応急調査業務の成果品に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、輪島市業務委託標準請負契約約款（平成26年輪島市告示第25号）第27条から第29条までの規定を準用する。

(費用負担)

第7条 費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 活動の初期段階における目視の現状把握等に要した費用は、調査者が負担するものとする。
- (2) 活動の初期段階以降の業務に要した費用については、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

(報告)

第8条 調査者は、業務の進捗状況その他必要な事項を逐次甲に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間終了1箇月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による申し出がないときは、さらに1箇年期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定は、協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月22日

大規模災害時における連携に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）とは、輪島市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害対策を行う際に、乙が輪島市内に所有する施設の提供及び災害時のボランティア活動についての支援等（以下「協力」という。）を受けることができるよう、次のとおり協定を締結する。

（施設等の使用）

第1条 甲は、災害時における各種対策を行うに当たり、乙が所有する次に掲げる施設等の提供を受けることができる。

ただし、災害の規模及び乙の施設使用状況等により使用する施設が規制される場合がある。

- (1) 各校舎
- (2) 正門前駐車場
- (3) 輪島市空港交流センター
- (4) 雨天基本訓練場
- (5) スカイスタジアム（多目的グラウンド）
- (6) その他状況に応じて乙が使用可能と認める施設

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害ボランティアセンターとしての乙の施設使用
- (2) 救援物資等の集積場としての乙の施設使用

（協力要請の手続）

第3条 甲は、乙の施設等を使用するときは、使用内容を明らかにし、文書で要請する。

- 2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、口頭等により連絡するものとし、その後速やかに、甲は乙に対し文書を提出するものとする。

（ボランティア活動）

第4条 乙は災害の状況により、協力を行う必要があると認めたときは、甲と相互に情報交換を行い、甲が行う災害応急対策に必要な協力を行うものとする。

- 2 甲は、乙に対し、協力に必要な情報を速やかに提供するものとする。
- 3 乙は、学生が行うボランティア活動を支援し、ボランティアの募集及び斡旋等に協力するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により乙が行うボランティアの募集及び斡旋等に協力するものとする。
- 5 協定に基づく学生等の協力に伴う経費は、必要に応じて甲の負担とする。

（平常時の相互協力）

第5条 甲、乙は、この協定に基づく応援を円滑に実施するため、次により相互の連携を図るものとする。

- (1) 災害時の協力に関する研究及び情報交換
- (2) その他協力に必要な事項

(施設等の使用期間)

第6条 施設等の使用期間は1ヶ月以内を目途とする。ただし、必要により甲、乙協議し、期間の延長ができるものとする。

(施設・備品の破損等の対応)

第7条 甲は施設等を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 使用施設等の破損については、その費用は甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関する必要事項及び定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間は、協定の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから文書による協定終了の申し出がない場合、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月17日

大規模災害時における連携に関する協定書の 変更に係る覚書

輪島市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）との間に平成２５年３月１７日締結した大規模災害時における連携に関する協定書の変更事項について、次のとおり覚書を締結する。

第１条第３号中「輪島市空港交流センター」を「WAJIMA MEMORIAL GYM」に改める。

第２条第３号を次のとおり加える。

(3) 輪島市指定避難所としての WAJIMA MEMORIAL GYM の施設使用

令和３年４月１日

災害福祉活動に関する相互連携協定書

輪島市(以下「甲」という。)、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会(以下「乙」という。)及びライオンズクラブ国際協会334—D地区3R3Z輪島ライオンズクラブ(以下「丙」という。)は、災害発生時における福祉・ボランティア活動(以下「災害福祉活動」という)に関し、以下のとおり、相互の連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、輪島市内において災害が発生したときに被災地域における災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定にいう「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(支援の要請及び内容)

第3条1 甲及び乙は、丙に対し、災害福祉活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる支援を要請するものとする。

- ①被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援
- ②被災地域における災害福祉活動に必要な資金・物品・資機材等の提供又は貸与
- ③災害ボランティアセンターが行う災害救援活動に対する前2号における支援
- ④前3号に掲げるものの他、災害福祉活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙から提供される情報等を踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項の支援要請がなされた場合は、必要な連絡および調整を行う。丙が行う具体的な支援の内容は、甲、乙及び丙において協議の上、その都度決定する。

3 第1項の支援要請は、原則として書面によって行う。但し、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(連絡責任者)

第4条1 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連絡および支援を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、他の協定先に通知する。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた時は速やかにその旨を他の協定先に通知しなければならない。

(協定期間)

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から令和5年6月30日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに協定当事者のいずれからも協定解除の申し出がないときは、期間満了日から更に3年延長するものとし、以後も同様とする。

(誠実協議)

第6条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠実に協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各自署名の上、甲、乙及び丙の代表者が各自1通を保有する。

令和5年4月25日

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、輪島市に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、輪島市民の生命、財産を守り、市民生活の安定を図るため、相互に協力して廃棄物処理活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、輪島市地域防災計画及び輪島市災害廃棄物処理計画に基づき、甲が実施する活動について、乙が協力することに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は乙に対して、廃棄物の量及び内容等に関する初動調査（以下「初動調査」という。）並びに主として建物等の解体に伴う木くず、コンクリート塊、金属類及び被災した建物から排出される畳、大型家具等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理等について協力を要請することができるものとする。

（活動等の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、乙は甲の要請を待たずに活動の準備を行うものとする。

2 甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

3 乙は、第1項本文の規定により、甲から活動の要請を受けた場合は、直ちに指定活動場所に出動し、甲の職員等の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、当該指定活動場所に甲の職員等が派遣されていないときは、要請内容に従い自らの判断により活動を行うものとする。

（処理方法）

第4条 乙は、前条第1項の規定による活動を行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 周囲の生活環境に配慮すること。
- (2) 甲が指示する分別方法により収集を行うこと。
- (3) 前号に定めるほか、可能な限り災害廃棄物の再使用、再生利用を図ること。

（報告の手続）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は次のとおりとする。

(1) 初動調査に要した費用は、原則として乙が負担する。

(2) 初動調査以外の活動に要した費用は、活動内容、期間等を勘案し、甲乙協議してそれぞれの負担額を決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 乙が甲に費用を請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

(災害の補償)

第9条 乙の活動従事者が、この協定に基づく活動の実施により、死亡し、負傷し又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による。

(損害の賠償)

第10条 乙の活動従事者が、活動に際し第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙が賠償するものとする。

(損害の負担)

第11条 第3条第1項の規定による活動で生じた損害は乙が負担するものとする。

(収集、受入れ態勢の整備)

第12条 甲は、必要により災害廃棄物の仮置場を設置し、その情報を速やかに乙に通知するものとする。

(協力体制の構築)

第13条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則としてEメール等災害時に有効な手段により行うものとする。

(防災意識の向上)

第14条 乙は、協会員に対して、協定の意義、内容等をあらゆる機会を通して周知すると

ともに、輪島市及び地域の防災活動への参加、協力を促すものとする。

(協 議)

第15条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、
 甲乙協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第16条 本協定は、令和4年5月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月6日

第3節 防災上注意すべき危険箇所等

1 重要水防箇所の定義

重要水防箇所とは、堤防の破堤、河川・海岸からの溢水、はん濫により人命、財産に被害を及ぼすことが想定される箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

2 重要水防箇所の重要度評定基準

(1) 河川

種 別	重要度		要注意区間
	A＝水防上最も重要な区間	B＝水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所で、重大な被害が予想される箇所。	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所。	
堤防断面	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べ2分の1未満の箇所。	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて不足しているが2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A＝水防上最も重要な区間	B＝水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響をおよぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

(2) 海岸

種 別	重 要 度		要注意区間
	A＝水防上最も重要な区間	B＝水防上重要な区間	
越波・浸水	近年の波浪や高潮等により越波浸水被害の実績があり、背後地が人家密集等の危険な箇所。 (人命の被害が主体)	波浪や高潮等により越波浸水の恐れがあり、背後地に被害が予想される箇所。 (財産の被害が主体)	

3 土砂災害危険箇所の危険度判定基準

(1) 土石流危険溪流Ⅰ

土石流危険区域内に人家5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む。）ある場合当該区域に流入する溪流。

(2) 土石流危険溪流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。

(3) 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある場合。

(6) 急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

4 重要水防箇所の重要度評価基準による重要度A、B、要注意に位置づけられる箇所

河川名	注意を要する区域			水防工法	管理団体名 及び団員数	注意度
	地名	岸	長(m)			
西二又川	上大沢町	両	200	堤防高	(管理団体名 及び団員数) 輪島市418	B
	西二又町	両	300	洗堀		B
河原田川	三井町(長沢)	両	1,326	堤防高		B
	三井町(市ノ坂)	左	200	堤防高		B
町野川	町野町(北円山)	右	1,250	堤防高		B
	町野町(麦生野)	左	150	堤防高		B
鈴屋川	町野町(広江～鈴屋地内)	右	10	水衝・洗堀		B
仁岸川	門前町(剣地)	右	20	水衝・洗堀		B
	門前町(馬場)	左	10	水衝・洗堀		B
八ヶ川	門前町(道下)	左	1,400	堤防高		B
	門前町(道下)	右	625	堤防高		B

5 重要水防箇所の注意度評価基準による重要度には該当しないが放置できない箇所

河川の蛇行等、寄洲、中洲が発生しやすく、河道不安定で河積阻害による水位の上昇のおそれがある区間

(令和3年4月1日現在)

河川名	注意を要する区域			水防工法	備 考
	地名	岸	長(m)		
西二又川	上大沢町	両	100	堤防高	(管理団体名 及び団員数) 輪島市418
河原田川	山岸町	左	100	堤防高	
	西脇町～熊野町	左	500	堤防高	
	鳳至町	左	50	堤防高	
	東中尾町	両	300	堤防高	
	三井町(長沢)	両	300	堤防高	
	三井町(市ノ坂)	両	300	堤防高	
	堀町～小伊勢町	両	500	堤防高	
鳳至川	稲屋町～房田町	両	1,800	堤防高	
	下黒川町～二俣町	両	400	堤防高	
	別所谷町	両	200	堤防高	
仁行川	三井町(仁行)	両	200	堤防高	
小加勢川	堀町～釜屋谷町	両	600	堤防高	
塚田川	塚田町～久手川町	両	500	堤防高	
南志見川	里町	両	400	堤防高	
町野川	町野町(敷戸～川西)	両	1,800	堤防高	
	町野町(井面)	両	300	堤防高	
	町野町(栗蔵)	両	400	堤防高	
	町野町(若桑～北円山)	両	3,500	堤防高	
	町野町(曾々木)	両	450	堤防高	
鈴屋川	町野町(鈴屋)	両	500	堤防高	
仁岸川	門前町(滝町)	左	50	水衝	
	門前町(剣地)	両	100	堤防高	
阿岸川	門前町(猿橋～北川)	両	4,300	堤防高	
八ヶ川	門前町(定広)	左	1,000	堤防高	
	門前町(本市～内保)	両	1,200	堤防高	
	門前町(地原)	両	200	水衝	
	門前町(道下)	左	1,000	水衝	
南川	門前町(池田～鍛冶屋)	両	2,000	堤防高	
浦上川	門前町(浦上)	両	2,000	堤防高	

6 土砂災害（特別）警戒区域

(1) 地すべり

分類	危険箇所番号	渓流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	60	吉ヶ町	町野町寺山	○		H26. 3. 28	
I	61	番平	町野町寺山	○		H26. 3. 28	
I	62	谷地	町野町寺山	○		H26. 3. 28	
I	63	鈴屋	町野町鈴屋	○		H26. 3. 28	
I	64	寺山	町野町寺山	○		H26. 3. 28	
I	65	若桑	町野町粟蔵	○		H24. 9. 25	
I	66	若桑東	町野町寺山	○		H26. 3. 28	
I	67	佐野	町野町佐野	○		H26. 3. 28	
I	68	北円山	町野町北円山	○		H26. 3. 28	
I	69	和田	町野町東大野	○		H26. 3. 28	
I	70	渋田	渋田町	○		H26. 3. 28	
I	71	渋田東	渋田町	○		H26. 3. 28	
I	72	渋田南	渋田町	○		H26. 3. 28	
I	73	上里	里町	○		H26. 3. 28	
I	74	小田屋	小田屋町	○		H26. 3. 28	
I	75	尊利地	尊利地町	○		H24. 9. 25	
I	76	田長	町野町川西	○		H26. 3. 28	
I	77	井面	町野町井面	○		H26. 3. 28	
I	78	西院内	里町	○		H26. 3. 28	
I	79	東山	東山町	○		H26. 3. 28	
I	80	名舟南	名舟町	○		H26. 3. 28	
I	82	深見	深見町	○		H20. 3. 21	
I	83	深見打越	深見町	○		H24. 9. 25	
I	84	惣領	惣領町	○		H24. 9. 25	
I	85	岡塚	惣領町	○		H24. 9. 25	
I	86	大野	大野町	○		H22. 5. 28	
I	87	久手川	久手川町	○		H24. 9. 25	
I	88	久手川西	久手川町	○		H26. 3. 28	
I	90	横地	横地町	○		H23. 3. 28	
I	91	石休場	石休場町	○		R3. 3. 23	
I	92	山ノ上北	山ノ上町	○		H23. 3. 28	
I	93	山ノ上南	山ノ上町	○		H23. 3. 28	
I	95	光浦	光浦町	○		H23. 3. 28	
I	96	海士町	輪島崎町	○		H23. 3. 28	
I	97	夕陽ヶ丘	堀町	○		H22. 5. 28	
I	98	釜屋谷	釜屋谷町	○		H23. 3. 28	
I	99	水守	水守町	○		H23. 3. 28	
I	100	中段	中段町	○		H23. 3. 28	
I	101	山本	山本町	○		H22. 5. 28	
I	102	山岸	山岸町	○		H23. 3. 28	
I	103	稲屋	稲屋町	○		H23. 3. 28	
I	104	長井	長井町	○		H23. 3. 28	
I	105	西脇	西脇町	○		H23. 3. 28	
I	106	北谷	北谷町	○		H23. 3. 28	
I	107	北谷南	北谷町	○		H23. 3. 28	
I	108	熊野	熊野町	○		H22. 5. 28	
I	109	野田	熊野町	○		H22. 5. 28	
I	110	打越	打越町	○		H22. 5. 28	
I	111	打越南	打越町	○		H22. 5. 28	
I	112	本江西	三井町渡合	○		H22. 5. 28	
I	113	美谷	美谷町	○		H23. 3. 28	
I	114	鵜入	鵜入町	○		H23. 3. 28	
I	115	鵜入南	鵜入町	○		H23. 3. 28	
I	116	房田	房田町	○		H23. 3. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	117	貴廟	上黒川町	○		H24. 3. 27	
I	118	二俣西	二俣町	○		H24. 3. 27	
I	119	二俣東	二俣町	○		H24. 3. 27	
I	120	下縄又	縄又町	○		H24. 3. 27	
I	121	別所谷西	別所谷町	○		H24. 3. 27	
I	122	別所谷東	別所谷町	○		H24. 3. 27	
I	124	滝又	滝又町	○		H24. 3. 27	
I	125	吠木	空熊町	○		H24. 3. 27	
I	126	空熊	空熊町	○		H24. 3. 27	
I	128	赤崎	赤崎町	○		H24. 3. 27	
I	129	上大沢	上大沢町	○		H24. 3. 27	
I	130	西二又	西二又町	○		H24. 3. 27	
I	131	西二又西	西二又町	○		H24. 3. 27	
I	132	上山	上山町	○		H24. 3. 27	
I	146	暮坂	門前町暮坂	○		H24. 3. 27	
I	147	井守上坂南	門前町井守上坂	○		H24. 3. 27	
I	148	百成大角間	門前町百成大角間	○		H24. 3. 27	
I	149	薄野	門前町薄野	○		H24. 3. 27	
I	151	西円山	門前町西円山	○		H24. 3. 27	
I	152	西円山南	門前町西円山	○		H24. 3. 27	
I	153	中屋	門前町浦上	○		H23. 3. 28	
I	154	中屋南	門前町浦上	○		H23. 3. 28	
I	155	宮古場北	門前町宮古場	○		H23. 3. 28	
I	156	管ノ原	門前町浦上	○		H23. 3. 28	
I	157	中尾	門前町浦上	○		H23. 3. 28	
I	158	中野屋	門前町中野屋	○		H23. 3. 28	
I	159	安代原	門前町安代原	○		H24. 3. 27	
I	160	安代原西	門前町安代原	○		H24. 3. 27	
I	161	浅生田	門前町浅生田	○		H24. 3. 27	
I	162	浅生田南	門前町浅生田	○		H24. 3. 27	
I	163	谷内和田	門前町和田	○		H24. 3. 27	
I	164	和田	門前町和田	○		H24. 3. 27	
I	165	勝田	門前町勝田	○		H24. 3. 27	
I	166	大久保	門前町浦上	○		H24. 3. 27	
I	167	宮田	門前町浦上	○		H24. 3. 27	
I	168	盤若地	門前町浦上	○		H23. 3. 28	
I	169	蛇喰	門前町浦上	○		H24. 3. 27	
I	170	滝の上	門前町滝上	○		H24. 3. 27	
I	171	四位	門前町四位	○		H24. 3. 27	
I	172	下出	門前町二又川	○		H24. 3. 27	
I	173	滝平	門前町二又川	○		H24. 3. 27	
I	174	袋	門前町二又川	○		H24. 3. 27	
I	175	百成	門前町百成	○		H24. 3. 27	
I	176	地原	門前町地原	○		H24. 3. 27	
I	177	定広	門前町定広	○		H24. 3. 27	
I	178	広岡	門前町広岡	○		H23. 3. 28	
I	179	小滝	門前町小滝	○		H24. 3. 27	
I	180	六郎木	門前町六郎木	○		H23. 3. 28	
I	181	鹿磯	門前町鹿磯	○		H20. 3. 21	
I	182	坂尻	門前町小山	○		H22. 5. 28	
I	183	北浦	門前町飯川谷	○		R3. 3. 23	
I	184	切狭	門前町切狭	○		H23. 3. 28	
I	185	久川	門前町久川	○		H24. 3. 27	
I	186	赤神	門前町赤神	○		H20. 3. 21	
I	187	赤神北	門前町赤神	○		H20. 3. 21	
I	188	黒岩	門前町黒岩	○		H23. 3. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	189	入山	門前町入山	○		H23. 3. 28	
I	190	渡瀬	門前町渡瀬	○		H23. 3. 28	
I	191	馬場	門前町馬場	○		H24. 3. 27	
I	192	滝町東	門前町滝町	○		H24. 3. 27	
I	193	滝町西	門前町滝町	○		H23. 3. 28	
I	194	馬渡	門前町馬渡	○		H24. 3. 27	
I	195	木原月	門前町木原月	○		H23. 3. 28	
I	418	日砂子	門前町浦上	○		H23. 3. 28	
I	1003	門前深見	門前町深見	○		H23. 3. 28	
I	1004	光浦町	光浦町	○		H27. 3. 27	
I	1005	稲舟	稲舟町	○		H27. 3. 27	
I	1006	深見一乗	深見町	○		H27. 3. 27	
I	1007	赤神東	門前町赤神	○		H27. 3. 27	
I	10006	稲舟	稲舟町	○		R2. 8. 14	
I	10007	東中尾	東中尾町	○		R2. 8. 14	
I	10008	忍	忍町	○		R2. 8. 14	
I	10009	納見	深見町	○		R2. 8. 14	
I	10010	白米	白米町	○		R2. 8. 14	
I	10011	本江	三井町本江	○		R2. 8. 14	
I	10012	下山	下山町	○		R2. 8. 14	
I	10013	矢徳	門前町矢徳	○		R2. 8. 14	
I	10014	吉浦	門前町吉浦	○		R2. 8. 14	
I	10015	門前猿橋	門前町猿橋	○		R2. 8. 14	
I	10016	鵜山	門前町鵜山	○		R2. 8. 14	
I	10017	清沢	門前町清沢	○		R2. 8. 14	
I	10018	道下	門前町道下	○		R2. 8. 14	
I	10019	上河内	門前町上河内	○		R2. 8. 14	
I	10020	皆月	門前町皆月	○		R2. 8. 14	
I	10021	中谷内	門前町中谷内	○		R2. 8. 14	
I	10022	中田	門前町中田	○		R2. 8. 14	
I	10023	北川	門前町北川	○		R2. 8. 14	
I	10024	餅田	門前町餅田	○		R2. 8. 14	
I	10038	大西山	西山町	○		R2. 8. 14	
I	10041	大久保	町野町寺山	○		R2. 8. 14	
I	10042	境	深見町	○		R2. 8. 14	
I	10046	徳成谷内	町野町徳成谷内 町野町徳成 町野町麦生野	○		R2. 8. 14	
I	10066	寺山	町野町寺山	○		R2. 8. 14	
I	10067	曾々木	町野町曾々木	○		R2. 8. 14	
I	10068	西時国	町野町南時国	○		R2. 8. 14	
I	10069	広江	町野町寺地 町野町広江	○		R2. 8. 14	
I	10070	広	町野町大川	○		R2. 8. 14	
I	10072	井面	町野町井面	○		R2. 8. 14	
I	10073	東印内（１）	東印内町	○		R2. 8. 14	
I	10074	東印内（２）	東印内町	○		R2. 8. 14	
I	10075	里	里町	○		R2. 8. 14	
I	10076	野田	野田町	○		R2. 8. 14	
I	10078	一乗	深見町	○		R2. 8. 14	
I	10079	仁行	三井町仁行	○		R2. 8. 14	
I	10080	本江	三井町仁行	○		R2. 8. 14	
I	10082	長沢	三井町興徳寺	○		R2. 8. 14	
I	10083	大久保	別所谷町	○		R2. 8. 14	
I	10084	谷取	大沢町	○		R2. 8. 14	
I	10085	樽見	門前町樽見	○		R2. 8. 14	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	10087	滝又	門前町浦上	○		R2. 8. 14	
I	10088	菅原	門前町浦上	○		R2. 8. 14	
I	10089	知気女	門前町浦上	○		R2. 8. 14	
I	10090	沢ヶ池	門前町浦上	○		R2. 8. 14	
I	10091	田村	門前町田村	○		R2. 8. 14	
I	10092	別所	門前町別所	○		R2. 8. 14	
I	10093	東大町	門前町東大町	○		R2. 8. 14	
I	10094	鑓川	門前町鑓川	○		R2. 8. 14	
I	10095	貝喰	門前町内保	○		R2. 8. 14	
I	10096	内保	門前町内保	○		R2. 8. 14	
I	10097	栃木北	門前町栃木	○		R2. 8. 14	
I	10098	栃木	門前町栃木	○		R2. 8. 14	
I	10099	猿橋	門前町鶴橋	○		R2. 8. 14	
I	10100	風原	門前町風原	○		R2. 8. 14	
I	10101	黒島	門前町黒島町 門前町千代	○		R2. 8. 14	
I	10102	千代	門前町千代 門前町是清	○		R2. 8. 14	
I	10103	鍛冶屋	門前町鍛冶屋	○		R2. 8. 14	

(2) 土石流

分類	危険箇所番号	渓流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	10726	曾々木川	町野町曾々木	○		H26. 3. 28	
I	10727	港川	町野町曾々木	○	○	H26. 3. 28	
I	10728	西時国川 1 号	町野町西時国	○	○	H20. 3. 21	
I	10729	西時国川 2 号	町野町西時国	○	○	H20. 3. 21	
I	10730	西時国川 3 号	町野町西時国	○		H20. 3. 21	
I	10731	時国川	町野町南時国	○	○	H20. 3. 21	
I	10731-2	時国川	町野町南時国	○	○	H20. 3. 21	
I	10732	敷戸川 1 号	町野町敷戸	○	○	H20. 3. 21	
I	10733	寺地川 1 号	町野町寺地	○	○	H20. 3. 21	
I	10735	おうぎ谷	町野町広江	○		H24. 9. 25	
I	10736	元地川	町野町広江	○	○	H24. 9. 25	
I	10737	上地川 1 号	町野町広江	○		H28. 11. 4	
I	10738	鈴屋川 1 号	町野町粟蔵	○	○	H24. 9. 25	
I	10739	若桑川 1 号	町野町寺山	○		H24. 9. 25	
I	10740	若桑川 2 号	町野町寺山	○		H26. 3. 28	
I	10741	北円山川	町野町北円山	○		H24. 9. 25	
I	10742	徳成川 1 号	町野町徳成	○	○	H26. 3. 28	
I	10743	徳成川 2 号	町野町徳成	○	○	H26. 3. 28	
I	10744	川西川 1 号	町野町川西	○	○	H20. 3. 21	
I	10745	川西川 2 号	町野町川西	○	○	H20. 3. 21	
I	10745-2	川西川 2 号	町野町川西	○	○	H20. 3. 21	
I	10746	広川 1 号	町野町川西	○	○	H20. 3. 21	
I	10747	広川 2 号	町野町川西	○		H20. 3. 21	
I	10748	広川 3 号	町野町川西	○		H24. 9. 25	
I	10749	伏戸川	町野町伏戸	○	○	H26. 3. 28	
I	10750	大川 1 号	町野町大川	○	○	H26. 3. 28	
I	10751	渋田川	渋田町	○	○	H26. 3. 28	
I	10752	上地川 2 号	町野町広江	○	○	H26. 3. 28	
I	10753	東印内川 1 号	東印内町	○	○	H26. 3. 28	
I	10754	院内川	西院内町	○	○	H26. 3. 28	
I	10755	西院内川	西院内町	○	○	H26. 3. 28	
I	10756	尊利地川 3 号	名舟町	○		H24. 9. 25	
I	10757	谷内出川 1 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
I	10758	西出川 1 号	名舟町	○		H24. 9. 25	
I	10759	西出川 2 号	名舟町	○		H24. 9. 25	
I	10760	走出川	深見町	○	○	H20. 3. 21	
I	10761	谷内河原川	惣領町	○	○	H22. 5. 28	
I	10762	杉平 1 号川	杉平町	○	○	H19. 3. 16	
I	10763	谷内川	杉平町	○		H27. 10. 23	
I	10763-2	谷内川	杉平町	○		H27. 10. 23	
I	10764	杉平 3 号川	杉平町	○		H23. 3. 28	
I	10765	きだん谷地川	横地町	○	○	H19. 3. 16	
I	10766	谷地ほ川	横地町	○	○	H19. 3. 16	
I	10767	神田川 1 号	石休場町	○		H23. 3. 28	
I	10768	桐田川	山ノ上町	○	○	H24. 3. 27	
I	10769	黒谷川	山ノ上町	○		H23. 3. 28	
I	10770	本江川 1 号	三井町本江	○	○	H20. 3. 21	
I	10771	本江川 2 号	三井町仁行	○		H22. 5. 28	
I	10772	青谷川	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	10772-2	青谷川	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	10773	仁行川 1 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	10774	西が谷内川	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
I	10774-2	西が谷内川	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
I	10775	トンナ谷川	三井町長沢	○		R3. 6. 22	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	10776	洲衛川 1 号	三井町洲衛	○	○	H22. 5. 28	
I	10777	内屋谷川	三井町内屋	○	○	H22. 5. 28	
I	10778	新保川 1 号	三井町市ノ坂	○		H22. 5. 28	
I	10779	新保川 2 号	三井町新保	○	○	H22. 5. 28	
I	10780	細屋谷川	三井町細屋	○	○	H22. 5. 28	
I	10780-2	細屋谷川	三井町細屋	○		H22. 5. 28	
I	10780-3	細屋谷川	三井町細屋	○	○	H22. 5. 28	
I	10781	興徳寺川 1 号	三井町興徳寺	○		H20. 3. 21	
I	10782	興徳寺川 3 号	三井町興徳寺	○	○	H20. 3. 21	
I	10783	興徳寺川 4 号	三井町興徳寺	○	○	H20. 3. 21	
I	10783-2	興徳寺川 4 号	三井町興徳寺	○	○	H20. 3. 21	
I	10785	打越川 2 号	打越町	○		H22. 5. 28	
I	10786	打越川 3 号	打越町	○		H22. 5. 28	
I	10787	打越川 4 号	打越町	○		H22. 5. 28	
I	10788	北ヶ口川	西脇町	○	○	H20. 3. 21	
I	10789	馬の瀬川	西脇町	○	○	H20. 3. 21	
I	10790	上中尾川	東中尾町	○	○	H23. 3. 28	
I	10791	東中尾川	東中尾町	○	○	H22. 5. 28	
I	10792	山岸川	山岸町	○		H29. 5. 2	
I	10792-2	山岸川	山岸町	○		H27. 10. 23	
I	10792-3	山岸川	山岸町	○	○	H29. 5. 2	
I	10793	宅田川 1 号	宅田町	○	○	H23. 3. 28	
I	10794	宅田川 2 号	宅田町	○	○	H23. 3. 28	
I	10796	小伊勢川 2 号	小伊勢町	○	○	H23. 3. 28	
I	10796-2	小伊勢川 2 号	小伊勢町	○	○	H23. 3. 28	
I	10797	稲屋 1 号	稲屋町	○	○	H23. 3. 28	
I	10797-2	稲屋 1 号	稲屋町	○	○	H23. 3. 28	
I	10798	長井川	長井町	○	○	H23. 3. 28	
I	10799	滝又 1 号川	滝又町	○	○	H20. 3. 21	
I	10800	空熊川 1 号	空熊町	○	○	H20. 3. 21	
I	10801	吠木川	空熊町	○	○	H20. 3. 21	
I	10802	滝又 2 号川	滝又町	○	○	H20. 3. 21	
I	10803	ドウノアナ川	滝又町	○	○	H20. 3. 21	
I	10804	別所谷 1 号	別所谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	10805	縄又川 1 号	縄又町	○	○	H23. 3. 28	
I	10806	縄又川 3 号	縄又町	○	○	H23. 3. 28	
I	10807	下黒川 2 号	上黒川町	○	○	H23. 3. 28	
I	10808	房田川 1 号	房田町	○	○	H23. 3. 28	
I	10808-2	房田川 1 号	房田町	○	○	H23. 3. 28	
I	10809	房田川 3 号	房田町	○		H23. 3. 28	
I	10810	山本 2 号	山本町	○	○	H20. 3. 21	
I	10811	山本 3 号	山本町	○		H20. 3. 21	
I	10812	山本 1 号	山本町	○	○	H20. 3. 21	
I	10813	中段 1 号	中段町	○	○	H23. 3. 28	
I	10814	中段 2 号	中段町	○	○	H20. 3. 21	
I	10815	光浦 1 号	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
I	10816	光浦 2 号	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
I	10817	光浦 3 号	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
I	10820	美谷川 3 号	美谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	10821	大沢川 1 号	大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	10822	大沢川 2 号	大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	10823	大沢川 3 号	大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	10824	大沢川 4 号	大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	10825	西二又川	西二又町	○	○	H24. 3. 27	
I	10825-2	西二又川	西二又町	○		H24. 3. 27	
I	10825-3	西二又川	西二又町	○	○	H24. 3. 27	
I	10825-4	西二又川	西二又町	○	○	H24. 3. 27	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	10826	上大沢川	上大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	10869	御手洗川	門前町皆月	○	○	H24. 3. 27	
I	10870	皆月 1 号	門前町皆月	○	○	H24. 3. 27	
I	10871	今出川	門前町皆月	○	○	H24. 3. 27	
I	10872	中谷内 1 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
I	10873	引地川	門前町五十洲	○	○	H24. 3. 27	
I	10874	古戸川	門前町五十洲	○	○	H24. 3. 27	
I	10875	五十洲 1 号	門前町五十洲	○	○	H24. 3. 27	
I	10876	五十洲 2 号	門前町五十洲	○		H24. 3. 27	
I	10877	深見 1 号	門前町深見	○		H23. 3. 28	
I	10878	桜滝川	門前町深見	○	○	H23. 3. 28	
I	10879	鹿磯 1 号	門前町鹿磯	○	○	H20. 3. 21	
I	10880	鹿磯 2 号	門前町鹿磯	○	○	H20. 3. 21	
I	10881	真覚寺川	門前町鹿磯	○	○	H24. 3. 27	
I	10882	勝田 1 号	門前町勝田	○	○	H20. 3. 21	
I	10883	坪野川	門前町勝田	○	○	H28. 11. 4	
I	10883-2	坪野川	門前町勝田	○	○	H20. 3. 21	
I	10884	高佐岐川	門前町和田	○	○	H20. 3. 21	
I	10885	西の谷川	門前町和田	○		H24. 3. 27	
I	10886	和田 1 号	門前町和田	○	○	H24. 3. 27	
I	10887	水上川	門前町和田	○	○	H24. 3. 27	
I	10888	中和田川	門前町和田	○	○	H20. 3. 21	
I	10889	ゴダゴ	門前町和田	○		H20. 3. 21	
I	10890	高根尾川	門前町高根尾	○		H24. 3. 27	
I	10891	田村 1 号	門前町田村	○	○	H24. 3. 27	
I	10892	谷内山川	門前町田村	○		H24. 3. 27	
I	10893	吉ヶ谷内 2 号	門前町浦上	○	○	H20. 3. 21	
I	10894	定広 3 号	門前町定広	○	○	H24. 3. 27	
I	10895	定広 4 号	門前町定広	○	○	H24. 3. 27	
I	10896	栃ノ木川	門前町栃木	○	○	H23. 3. 28	
I	10897	谷内出川	門前町栃木	○	○	H23. 3. 28	
I	10898	栃木 1 号	門前町栃木	○	○	H23. 3. 28	
I	10899	深田 1 号	門前町深田	○		H23. 3. 28	
I	10900	広瀬 1 号	門前町広瀬	○		H23. 3. 28	
I	10901	広瀬川	門前町広瀬	○	○	H23. 3. 28	
I	10902	鬼屋 1 号	門前町鬼屋	○	○	H24. 3. 27	
I	10903	鬼屋川	門前町鬼屋	○	○	H24. 3. 27	
I	10903-2	鬼屋川	門前町鬼屋	○		H24. 3. 27	
I	10903-3	鬼屋川	門前町鬼屋	○		H24. 3. 27	
I	10903-4	鬼屋川	門前町鬼屋	○	○	H24. 3. 27	
I	10903-5	鬼屋川	門前町鬼屋	○		H24. 3. 27	
I	10904	宮種川	門前町広岡	○	○	H23. 3. 28	
I	10905	黒島川	門前町黒島町	○	○	H23. 3. 28	
I	10906	獅子辺川	門前町黒島町	○	○	H23. 3. 28	
I	10907	北川 2 号	門前町北川	○	○	H23. 3. 28	
I	10908	上野川	門前町千代	○	○	H23. 3. 28	
I	10909	猿橋川	門前町小滝	○	○	H24. 3. 27	
I	10910	小石 1 号	門前町小石	○	○	H24. 3. 27	
I	10911	是清 3 号	門前町是清	○	○	H22. 5. 28	
I	10912	谷山川	門前町白禿	○	○	H23. 3. 28	
I	10913	墓堂谷	門前町南	○	○	H23. 3. 28	
I	10914	赤神 1 号	門前町赤神	○	○	H20. 3. 21	
I	10915	腰細 1 号	門前町腰細	○	○	H23. 3. 28	
I	10916	腰細 2 号	門前町腰細	○	○	H23. 3. 28	
I	10917	大泊 1 号	門前町大泊	○	○	H23. 3. 28	
I	10918	劔地 1 号	門前町劔地	○		H23. 3. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	10919	入山 1 号	門前町入山	○	○	H23. 3. 28	
I	10920	水谷内川	門前町切狭	○	○	H23. 3. 28	
I	10920-2	水谷内川	門前町切狭	○	○	H23. 3. 28	
I	10920-3	水谷内川	門前町切狭	○	○	H23. 3. 28	
I	10921	久川 4 号	門前町久川	○	○	H23. 3. 28	
I	10922	谷地川	門前町馬場	○	○	H23. 3. 28	
I	10923	木原川	門前町馬場	○	○	H23. 3. 28	
I	12005	東中尾川 2 号	東中尾町	○	○	H24. 3. 27	
I	12006	房田川 4 号	房田町	○	○	H25. 7. 26	
II	20389	西時国川 4 号	町野町西時国	○	○	H26. 3. 28	
II	20390	敷戸川 2 号	町野町敷戸	○	○	H20. 3. 21	
II	20391	寺山川	町野町寺山	○	○	H26. 3. 28	
II	20392	鈴屋川 2 号	町野町鈴屋	○	○	H26. 3. 28	
II	20393	谷内谷川	町野町鈴屋	○	○	H26. 3. 28	
II	20394	地方川	町野町粟蔵	○	○	H24. 9. 25	
II	20395	若桑川 3 号	町野町寺山	○	○	H24. 9. 25	
II	20396	麦生野川	町野町麦生野	○	○	H24. 9. 25	
II	20397	徳成川 3 号	町野町徳成谷内	○	○	H24. 9. 25	
II	20398	おくん谷川	町野町徳成谷内	○	○	H24. 9. 25	
II	20399	井面谷川	町野町井面	○	○	H26. 3. 28	
II	20400	金蔵谷川	町野町金蔵	○	○	H26. 3. 28	
II	20401	東大野川 1 号	町野町東大野	○		H26. 3. 28	
II	20402	谷内内谷川	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
II	20403	東大野川 2 号	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
II	20404	東大野川 3 号	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
II	20406	大川 2 号	町野町大川	○	○	H26. 3. 28	
II	20407	東印内川 2 号	東印内町	○	○	H26. 3. 28	
II	20408	七軒地谷川	里町	○	○	H24. 9. 25	
II	20409	小田屋川	小田屋町	○		H26. 3. 28	
II	20410	尊利地川 1 号	尊利地町	○	○	H26. 3. 28	
II	20411	尊利地川 2 号	尊利地町	○	○	H24. 9. 25	
II	20412	西出川 3 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
II	20413	野田川 1 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
II	20414	野田川 2 号	野田町	○	○	H24. 9. 25	
II	20415	稲舟川 1 号	久手川町	○	○	H24. 9. 25	
II	20416	河井川 1 号	河井町	○	○	H23. 3. 28	
II	20418	杉平 2 号川	杉平町	○	○	H23. 3. 28	
II	20419	横地川	横地町	○	○	H19. 3. 16	
II	20420	神田川 2 号	石休場町	○	○	H19. 3. 16	
II	20421	上石休場川	石休場町	○	○	H19. 3. 16	
II	20422	猿谷（紅葉川）	市ノ瀬町	○	○	H23. 3. 28	
II	20423	市ノ瀬川	市ノ瀬町	○	○	H22. 5. 28	
II	20424	熊野川	熊野町	○	○	H22. 5. 28	
II	20425	本江川 4 号	三井町本江	○	○	H22. 5. 28	
II	20426	本江川 3 号	三井町本江	○	○	H22. 5. 28	
II	20427	仁行川 2 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
II	20428	仁行川 3 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
II	20429	中又川	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
II	20430	渡合川	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
II	20431	中川 3 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
II	20432	中川 4 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
II	20433	中川 1 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
II	20434	与呂見川 1 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
II	20434-2	与呂見川 1 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
II	20435	与呂見川 2 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
II	20436	与呂見川 3 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
Ⅱ	20437	与呂見川 4 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20438	中川 2 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20439	大和川	大和町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20440	長沢川 1 号	三井町長沢	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20441	漆原川	三井町漆原	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20442	ヒダ谷内川	三井町漆原	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20443	洲衛川 2 号	三井町洲衛	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20444	小泉川	三井町小泉	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20445	市ノ坂川 1 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20446	市ノ坂川 2 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20447	市ノ坂川 3 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20448	内屋川	三井町内屋	○		H22. 5. 28	
Ⅱ	20449	細屋川	三井町細屋	○		H22. 5. 28	
Ⅱ	20450	池谷内川	三井町細屋	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20451	長沢川 2 号	三井町長沢	○		H22. 5. 28	
Ⅱ	20452	興徳寺川 2 号	三井町興徳寺	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20453	興徳寺川 5 号	三井町興徳寺	○		H20. 3. 21	
Ⅱ	20454	西脇川 1 号	西脇町	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20455	西脇川 2 号	西脇町	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20456	西脇川 3 号	西脇町	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	20457	北谷川 1 号	北谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20458	北谷川 2 号	北谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20459	小伊勢川 3 号	小伊勢町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20460	稲屋 2 号	稲屋町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20461	稲屋 3 号	稲屋町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20462	下黒川 3 号	下黒川町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20463	下黒川 1 号	下黒川町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20464	別所谷 2 号	別所谷町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20465	空熊川 4 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20465-2	空熊川 4 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20466	空熊川 5 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20467	空熊川 6 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20468	空熊川 7 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20469	空熊川 2 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20469-2	空熊川 2 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20469-3	空熊川 2 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20469-4	空熊川 2 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20470	空熊川 3 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20471	空熊川 8 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20472	別所川	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20473	別所谷 3 号	別所谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20474	縄又川 2 号	縄又町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20475	縄又川 4 号	縄又町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20476	縄又川 5 号	縄又町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20477	縄又川 6 号	縄又町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20478	黒川出合川 1 号	下黒川町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20479	黒川出合川 2 号	下黒川町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20480	責廟小谷	上黒川町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20481	黒川出合川 3 号	下黒川町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20482	房田川 2 号	房田町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20483	山本 4 号	山本町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20483-2	山本 4 号	山本町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20483-3	山本 4 号	山本町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20484	山本 5 号	山本町	○		H23. 3. 28	
Ⅱ	20485	中段 3 号	中段町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20486	小加勢川 1 号	釜屋谷町	○		H20. 3. 21	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
Ⅱ	20487	小加勢川 2 号	釜屋谷町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20487-2	小加勢川 2 号	釜屋谷町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20488	光浦 4 号	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20490	美谷川 5 号	美谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20491	上山川	上山町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20536	中谷内 2 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20537	下中谷 3 号	門前町中谷内	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20538	鹿磯 3 号	門前町鹿磯	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20539	和田 2 号	門前町和田	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20540	和田 3 号	門前町和田	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20541	堤谷内川	門前町和田	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20543	吉ヶ谷内 1 号	門前町浦上	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	20544	亀部田 1 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20545	濁池 1 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20546	濁池 2 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20547	中屋 1 号	門前町浦上	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20548	正仏 1 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20549	山辺 1 号	門前町山辺	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20550	本内 1 号	門前町本内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20550-2	本内 1 号	門前町本内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20551	本内 2 号	門前町本内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20552	本内 3 号	門前町本内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20552-2	本内 3 号	門前町本内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20553	滝上 1 号	門前町滝上	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20554	水の上 1 号	門前町宮古場	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20554-2	水の上 1 号	門前町宮古場	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20555	四位 1 号	門前町四位	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20556	四位 2 号	門前町四位	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20557	下出 1 号	門前町二又川	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20558	滝平 1 号	門前町二又川	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20559	上出 1 号	門前町二又川	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20560	東大寺 1 号	門前町東大町	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20561	荒屋 1 号	門前町荒屋	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20562	荒屋 2 号	門前町荒屋	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20563	荒屋 3 号	門前町荒屋	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20564	荒屋 4 号	門前町荒屋	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20565	原 1 号	門前町原	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20566	原 2 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20567	原 3 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20568	原 4 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20569	原 5 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20570	原 6 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20571	貝吹 1 号	門前町貝吹	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20572	貝吹 2 号	門前町貝吹	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20573	貝吹 3 号	門前町貝吹	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20574	原 7 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20574-2	原 7 号	門前町原	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20575	定広 1 号	門前町定広	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20576	定広 2 号	門前町定広	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20577	定広 5 号	門前町定広	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20578	百成川	門前町百成	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20578-2	百成川	門前町百成	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20579	百成 1 号	門前町百成	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20580	百成 2 号	門前町百成	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20581	堀腰 1 号	門前町堀腰	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20582	鍵川 1 号	門前町鍵川	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20583	伏坂 1 号	門前町内保	○	○	H24. 3. 27	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
Ⅱ	20584	皆尊出川	門前町深田	○		H23. 3. 28	
Ⅱ	20585	黒島 2 号川	門前町千代	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20586	北川 1 号	門前町千代	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20587	千代 1 号	門前町千代	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20588	小滝 2 号	門前町小滝	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20589	つつ口谷	門前町小石	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20590	上河内 1 号	門前町上河内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20591	千代 2 号	門前町千代	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20592	是清 1 号	門前町是清	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20593	是清 2 号	門前町是清	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20594	小山 1 号	門前町小山	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20594-2	小山 1 号	門前町小山	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20595	山是清 1 号	門前町山是清	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20597	大切 1 号	門前町大切	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20598	池田 1 号	門前町池田	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20599	和尻川	門前町赤神	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20600	黒岩 1 号	門前町黒岩	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20601	飯川谷 1 号	門前町飯川谷	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20602	飯川谷 2 号	門前町飯川谷	○		H23. 3. 28	
Ⅱ	20603	飯川谷 3 号	門前町飯川谷	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20604	宮谷川	門前町切狭	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20605	鎌谷川	門前町切狭	○		H23. 3. 28	
Ⅱ	20606	久川 1 号	門前町久川	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20607	後谷川	門前町久川	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20607-2	後谷川	門前町久川	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20608	久川 2 号	門前町久川	○		H23. 3. 28	
Ⅱ	20609	久川 3 号	門前町久川	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20610	久川 5 号	門前町久川	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20611	窈 1 号	門前町窈	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20612	窈 2 号	門前町窈	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20613	滝町 1 号	門前町滝町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20614	滝町 2 号	門前町滝町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20615	上馬場 1 号	門前町馬場	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20616	大釜 1 号	門前町大釜	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	20785	北谷川 3 号	北谷町	○		H24. 3. 27	
Ⅱ	20786	縄又川 7 号	縄又町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	20787	東中尾川 3 号	東中尾町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅲ	30149	気勝平川	気勝平町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅲ	30150	小伊勢川 4 号	小伊勢町	○	○	H24. 3. 27	

(3) がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	181010	久川	門前町久川	○	○	H24. 3. 27	
I	181020	馬渡 2 号	門前町馬渡	○	○	H24. 3. 27	
I	181040	馬渡 1 号	門前町馬渡	○		H24. 3. 27	
I	181050	滝町	門前町滝町	○	○	H24. 3. 27	
I	181060	切狭	門前町切狭	○	○	H24. 3. 27	
I	181080	上馬場	門前町馬場	○	○	H24. 3. 27	
I	181090	馬場 2 号	門前町馬場	○	○	H24. 3. 27	
I	181100	劔地 2 号	門前町劔地	○	○	H23. 3. 28	
I	181110	馬場 1 号	門前町馬場	○	○	H23. 3. 28	
I	181120	劔地 1 号	門前町劔地	○	○	H23. 3. 28	
I	181140	入山	門前町入山	○	○	H23. 3. 28	
I	181150	渡瀬	門前町渡瀬	○	○	H23. 3. 28	
I	181160	飯川谷	門前町飯川谷	○	○	H24. 3. 27	
I	181170	北浦	門前町飯川谷北浦	○	○	H24. 3. 27	
I	181180	白禿	門前町白禿	○	○	H23. 3. 28	
I	181190	大切	門前町大切	○	○	H23. 3. 28	
I	181200	江崎	門前町江崎	○	○	H23. 3. 28	
I	181210	山是清	門前町山是清	○	○	H24. 3. 27	
I	181220	椎の木	門前町椎木	○	○	H23. 3. 28	
I	181230	小山	門前町小山	○	○	H23. 3. 28	
I	181240	鍛冶屋	門前町鍛冶屋	○	○	H24. 3. 27	
I	181250	中田 1 号	門前町中田	○	○	H24. 3. 27	
I	181260	中田 2 号	門前町中田	○	○	H24. 3. 27	
I	181270	大泊	門前町大泊	○	○	H23. 3. 28	
I	181280	腰細	門前町腰細	○	○	H23. 3. 28	
I	181290	赤神	門前町赤神	○		H20. 3. 21	
I	181300	藤浜	門前町藤浜	○	○	H23. 3. 28	
I	181310	南	門前町南	○	○	H24. 3. 27	
I	181330	上河内	門前町上河内	○	○	H24. 3. 27	
I	181340	小石	門前町小石	○	○	H24. 3. 27	
I	181350	北川	門前町北川	○	○	H24. 3. 27	
I	181360	千代	門前町千代	○	○	H24. 3. 27	
I	181370	猿橋	門前町猿橋	○	○	H24. 3. 27	
I	181380	地原	門前町地原	○	○	H24. 9. 25	
I	181390	百成	門前町百成	○	○	H24. 9. 25	
I	181420	栃の木	門前町栃木	○	○	H24. 3. 27	
I	181430	本市	門前町本市	○	○	H24. 9. 25	
I	181440	深田	門前町深田	○	○	H24. 3. 27	
I	181450	西中尾	門前町西中尾	○	○	H23. 3. 28	
I	181460	広岡 1 号	門前町広岡	○	○	H23. 3. 28	
I	181470	鬼屋 3 号	門前町鬼屋	○	○	H24. 3. 27	
I	181480	鬼屋 2 号	門前町鬼屋	○	○	H24. 3. 27	
I	181490	鬼屋 1 号	門前町鬼屋	○	○	H24. 3. 27	
I	181500	広岡 2 号	門前町広岡	○	○	H23. 3. 28	
I	181510	館	門前町館	○	○	H23. 3. 28	
I	181520	黒島	門前町黒島町	○	○	H24. 3. 27	
I	181530	横町	門前町門前	○	○	H23. 3. 28	
I	183010	市ノ坂 5 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
I	183020	内屋 3 号	三井町内屋	○	○	H22. 5. 28	
I	183030	内屋 1 号	三井町内屋	○	○	H22. 5. 28	
I	183040	内屋 2 号	三井町内屋	○	○	H22. 5. 28	
I	183050	市ノ坂 1 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
I	183060	新保 2 号	三井町新保	○	○	H22. 5. 28	
I	183070	新保 1 号	三井町新保	○	○	H22. 5. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	183080	細屋	三井町細屋	○	○	H22. 5. 28	
I	183090	長沢 1 号	三井町長沢	○	○	H24. 3. 27	
I	183100	長沢 2 号	三井町興徳寺	○	○	H22. 5. 28	
I	183110	興徳寺 1 号	三井町興徳寺	○	○	H22. 5. 28	
I	183120	興徳寺 2 号	三井町興徳寺	○	○	H20. 3. 21	
I	183140	三井渡合	三井町渡合	○	○	H22. 5. 28	
I	183180	落合 1 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
I	183190	吠木	空熊町	○	○	H24. 3. 27	
I	183200	滝又 1 号	滝又町	○	○	H20. 3. 21	
I	183210	別所	空熊町	○	○	H24. 3. 27	
I	183230	打越 1 号	打越町	○	○	H22. 5. 28	
I	183240	帯壁	別所谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	183250	大平	別所谷町	○	○	H20. 3. 21	
I	183260	別所谷	別所谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	183270	二本杉	別所谷町	○	○	H20. 3. 21	
I	183280	鍛冶谷内	二俣町	○	○	H23. 3. 28	
I	183290	二俣	二俣町	○	○	H23. 3. 28	
I	183300	川原 3 号	縄又町	○	○	H20. 3. 21	
I	183310	藤池	縄又町	○	○	H24. 3. 27	
I	183320	縄又	縄又町	○	○	H20. 3. 21	
I	183330	西海	縄又町	○	○	H20. 3. 21	
I	183340	黒杉	上山町	○	○	H24. 3. 27	
I	183350	上山	上山町	○	○	H24. 3. 27	
I	183360	小町	上山町	○	○	H24. 3. 27	
I	183370	西二又 2 号	西二又町	○	○	H24. 3. 27	
I	183380	西二又 1 号	西二又町	○	○	H24. 3. 27	
I	183390	芹池	西二又町	○	○	H24. 3. 27	
I	183400	上黒川	上黒川町	○	○	H23. 3. 28	
I	183410	貴廟	下黒川町	○	○	H23. 3. 28	
I	183420	堂坂	下黒川町	○	○	H24. 3. 27	
I	183430	上大沢	上大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	183450	房田谷内	房田町	○	○	H23. 3. 28	
I	183460	房田	房田町	○	○	H24. 3. 27	
I	183470	長井	長井町	○	○	H23. 3. 28	
I	183480	稲屋谷内	稲屋町	○	○	H24. 3. 27	
I	183490	稲屋 1 号	稲屋町	○	○	H24. 3. 27	
I	183500	西脇	西脇町	○	○	H22. 5. 28	
I	183510	上中尾	東中尾町	○	○	H23. 3. 28	
I	183520	岡本	山岸町	○	○	H30. 9. 21	
I	183530	下出 1 号	山岸町	○	○	H20. 3. 21	
I	183540	常田	小伊勢町	○	○	H20. 3. 21	
I	183550	稲屋 2 号	小伊勢町	○	○	H24. 3. 27	
I	183560	山本上出	山本町	○	○	H22. 5. 28	
I	183570	山本下出	山本町	○	○	H22. 5. 28	
I	183580	高番取	下山町	○	○	H24. 3. 27	
I	183590	大沢 2 号	大沢町	○	○	H24. 3. 27	
I	183600	大沢 1 号	大沢町	○	○	H27. 10. 23	
I	183610	赤崎	赤崎町	○	○	H24. 3. 27	
I	183620	下山	下山町	○	○	H24. 3. 27	
I	183630	小池	小池町	○	○	H24. 3. 27	
I	183640	鵜入	鵜入町	○	○	H23. 3. 28	
I	183650	谷	美谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	183660	美谷	美谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	183670	光浦 3 号	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
I	183680	光浦 2 号	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
I	183690	堂下	中段町	○	○	H20. 3. 21	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	183700	中段	中段町	○	○	H20. 3. 21	
I	183710	釜屋谷町 2 号	釜屋谷町	○	○	H23. 3. 28	
I	183720	釜屋谷町 1 号	釜屋谷町	○	○	H20. 3. 21	
I	183730	夕陽ヶ丘	鳳至町	○	○	H23. 3. 28	
I	183740	宅田	山岸町	○	○	H20. 3. 21	
I	183750	二勢中	二勢町	○	○	H23. 3. 28	
I	183760	ニツ屋	ニツ屋町	○	○	H24. 3. 27	
I	183770	二勢	二勢町	○	○	H23. 3. 28	
I	183780	日吉山	鳳至町	○	○	H23. 3. 28	
I	183790	石浦町	鳳至町	○		H23. 3. 28	
I	183800	東出	光浦町	○	○	H23. 3. 28	
I	183810	海士町	海士町	○	○	H23. 3. 28	
I	183820	鳳来町	鳳至町	○	○	H23. 3. 28	
I	183830	輪島崎	輪島崎町	○	○	H23. 3. 28	
I	183840	光浦 1 号	鳳至町	○	○	H23. 3. 28	
I	183850	南時国 1 号	町野町西時国	○	○	H20. 3. 21	
I	186010	定広	門前町定広	○	○	H24. 9. 25	
I	186020	荒屋	門前町荒屋	○	○	H24. 9. 25	
I	186030	平	門前町平	○	○	H24. 9. 25	
I	186040	二又川 2 号	門前町二又川	○	○	H24. 3. 27	
I	186050	二又川 1 号	門前町二又川	○	○	H24. 3. 27	
I	186060	俊兼	門前町俊兼	○	○	H24. 3. 27	
I	186070	四位	門前町四位	○	○	H24. 3. 27	
I	186080	本内	門前町本内	○	○	H24. 9. 25	
I	186090	山辺	門前町山辺	○	○	H24. 9. 25	
I	186100	田村	門前町田村	○	○	H24. 3. 27	
I	186120	高根尾 2 号	門前町高根尾	○	○	H24. 3. 27	
I	186130	東谷内和田	門前町和田	○	○	H24. 3. 27	
I	186140	西谷内和田	門前町和田	○	○	H22. 5. 28	
I	186150	和田	門前町和田	○	○	H24. 3. 27	
I	186160	勝田 1 号	門前町勝田	○	○	H24. 3. 27	
I	186170	勝田 2 号	門前町勝田	○		H24. 9. 25	
I	186180	鹿磯 1 号	門前町鹿磯	○	○	H20. 3. 21	
I	186190	鹿磯 2 号	門前町鹿磯	○	○	H24. 3. 27	
I	186200	深見 2 号	門前町深見	○	○	H23. 3. 28	
I	186210	深見 1 号	門前町深見	○		H23. 3. 28	
I	186220	亀部田	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
I	186230	安代原	門前町安代原	○	○	H24. 3. 27	
I	186240	中野屋	門前町中野屋	○	○	H23. 3. 28	
I	186260	中尾	門前町浦上	○	○	H23. 3. 28	
I	186270	知気女 2 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
I	186280	宮田	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
I	186290	宮古場	門前町宮古場	○	○	H23. 3. 28	
I	186300	中屋	門前町浦上	○	○	H23. 3. 28	
I	186310	西円山	門前町西円山	○	○	H24. 3. 27	
I	186320	吉浦	門前町吉浦	○	○	H24. 3. 27	
I	186330	五十洲	門前町五十洲	○	○	H24. 3. 27	
I	186350	上坂	門前町井守上坂	○	○	H24. 3. 27	
I	186360	暮坂	門前町暮坂	○	○	H24. 3. 27	
I	186370	皆月 3 号	門前町皆月	○	○	H24. 3. 27	
I	186380	皆月 1 号	門前町皆月	○	○	H24. 3. 27	
I	186390	皆月 2 号	門前町皆月	○	○	H24. 3. 27	
I	188020	洲衛 1 号	三井町洲衛	○	○	H22. 5. 28	
I	188030	市ノ坂 4 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
I	188040	市ノ坂 3 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
I	188050	市ノ坂 2 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	188070	小泉	三井町小泉	○	○	H22. 5. 28	
I	188090	中村 2 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
I	188100	中村 1 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
I	188110	下出 3 号	三井町中	○	○	H22. 5. 28	
I	188120	長沢 3 号	三井町興徳寺	○	○	H22. 5. 28	
I	188130	本江	三井町本江	○	○	H20. 3. 21	
I	188140	江ノ口	三井町本江	○	○	H22. 5. 28	
I	188150	出川	三井町中	○	○	H28. 7. 12	
I	188160	下仁行 2 号	三井町仁行	○	○	H25. 7. 26	
I	188170	与呂見 2 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
I	188180	与呂見 3 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
I	188190	与呂見 1 号	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
I	188200	古屋 1 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	188210	古屋 2 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	188220	青谷 1 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	188230	青谷 2 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	188240	袋	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	188250	鍋茶屋	熊野町	○	○	H22. 5. 28	
I	188260	上出	熊野町	○	○	H22. 5. 28	
I	188270	松尾	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
I	188280	荒田	市ノ瀬町	○	○	H22. 5. 28	
I	188290	市ノ瀬	市ノ瀬町	○	○	H22. 5. 28	
I	188300	坂野出	山ノ上町	○	○	H23. 3. 28	
I	188310	桐田	山ノ上町	○	○	H23. 3. 28	
I	188320	安町	石休場町	○	○	H28. 11. 4	
I	188330	川尻 2 号	石休場町	○	○	H20. 3. 21	
I	188340	中江川	石休場町	○	○	H20. 3. 21	
I	188360	川尻 1 号	石休場町	○	○	H23. 3. 28	
I	188370	岩出	横地町	○		H24. 3. 27	
I	188380	成谷内 (1)	杉平町	○	○	H20. 3. 21	
I	188390	杉本谷内	杉平町	○	○	H24. 3. 27	
I	188400	大西山	西山町	○	○	H26. 3. 28	
I	188410	上地 2 号	西山町	○	○	H26. 3. 28	
I	188420	東山	東山町	○	○	H24. 9. 25	
I	188430	忍	忍町	○	○	H26. 3. 28	
I	188450	木戸谷内	杉平町	○	○	H23. 3. 28	
I	188460	杉平	杉平町	○	○	R3. 6. 22	
I	188470	小峰山	河井町	○	○	H24. 3. 27	
I	188480	駅二	河井町	○	○	H23. 3. 28	
I	188490	矢田	河井町	○	○	H23. 3. 28	
I	188500	弥生町	河井町	○	○	H23. 3. 28	
I	188510	善之谷内	久手川町	○	○	H24. 3. 27	
I	188520	塚田 (1)	塚田町	○	○	H20. 3. 21	
I	188530	稲舟 2 号	稲舟町	○	○	H24. 3. 27	
I	188540	稲舟 1 号	稲舟町	○	○	H24. 3. 27	
I	188550	古込	久手川町	○	○	H24. 3. 27	
I	188560	菰沢	大野町	○	○	H20. 3. 21	
I	188570	田浦	大野町	○	○	H24. 3. 27	
I	188580	大谷内	深見町	○	○	H20. 3. 21	
I	188590	一乗	深見町	○	○	H26. 3. 28	
I	188600	納見	深見町	○	○	H26. 3. 28	
I	188610	六軒地	白米町	○	○	H24. 9. 25	
I	188620	本村	白米町	○	○	H24. 9. 25	
I	188640	西院内	西院内町	○	○	H26. 3. 28	
I	188660	中小田屋	小田屋町	○	○	H24. 9. 25	
I	188670	尊利地	尊利地町	○	○	H24. 9. 25	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
I	188680	名舟 1 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
I	188690	谷内出 1 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
I	188710	谷内出 2 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
I	188720	名舟 2 号	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
I	188730	小田屋	小田屋町	○	○	H24. 9. 25	
I	189010	麦生野	町野町麦生野	○	○	H25. 7. 26	
I	189020	北円山	町野町北円山	○	○	H25. 7. 26	
I	189030	徳成谷内 1 号	町野町徳成谷内	○	○	H25. 7. 26	
I	189040	徳成谷内 3 号	町野町徳成谷内	○	○	H25. 7. 26	
I	189050	徳成谷内 2 号	町野町徳成谷内	○	○	H25. 7. 26	
I	189060	東	町野町東	○	○	H26. 3. 28	
I	189070	法安	町野町北円山	○	○	H26. 3. 28	
I	189080	徳成	町野町徳成	○	○	H26. 3. 28	
I	189100	若桑	町野町寺山	○	○	H25. 7. 26	
I	189110	桶戸	町野町桶戸	○	○	H25. 7. 26	
I	189120	下田長	町野町川西	○	○	H26. 3. 28	
I	189130	上田長	町野町川西	○	○	H25. 7. 26	
I	189140	東印内	東印内町	○	○	H26. 3. 28	
I	189160	地方	町野町栗蔵	○	○	H25. 7. 26	
I	189180	鈴屋 1 号	町野町鈴屋	○	○	H25. 7. 26	
I	189190	鈴屋 2 号	町野町鈴屋	○	○	H25. 7. 26	
I	189200	谷内地	町野町鈴屋	○	○	H26. 3. 28	
I	189210	広江	町野町広江	○		H25. 7. 26	
I	189220	上地 1 号	洪田町	○	○	H26. 3. 28	
I	189230	洪田 2 号	洪田町	○	○	H30. 9. 21	
I	189240	里	里町	○	○	H22. 5. 28	
I	189250	洪田 1 号	洪田町	○	○	H26. 3. 28	
I	189260	下内浦	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
I	189270	大川	町野町大川	○	○	H26. 3. 28	
I	189280	和田	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
I	189290	野尻	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
I	189300	伏戸	町野町伏戸	○	○	H26. 3. 28	
I	189310	寺地	町野町寺地	○	○	H25. 7. 26	
I	189320	南時国 2 号	町野町西時国	○	○	H20. 3. 21	
I	189330	曾々木	町野町曾々木	○	○	H30. 9. 21	
I	189340	市ノ坂 6 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
I	189350	稲舟 3 号	稲舟町	○	○	H27. 3. 27	
I	189360	川西	町野町川西	○	○	H27. 3. 27	
I	189370	里町	里町	○	○	H27. 3. 27	
I	189380	宅田 2 号	宅田町	○	○	H27. 3. 27	
II	281020	後谷 1 号	門前町久川	○	○	H24. 3. 27	
II	281030	後谷 2 号	門前町久川	○	○	H24. 3. 27	
II	281040	深田	門前町深田	○	○	H24. 3. 27	
II	281050	貝吹 1 号	門前町貝吹	○	○	H24. 9. 25	
II	281060	貝吹 2 号	門前町貝吹	○	○	H24. 9. 25	
II	281070	貝吹 3 号	門前町貝吹	○	○	H24. 9. 25	
II	281080	貝吹 4 号	門前町貝吹	○	○	H24. 9. 25	
II	281100	堀腰	門前町堀腰	○	○	H24. 9. 25	
II	281110	内保中央	門前町内保	○	○	H24. 9. 25	
II	281120	天神平	門前町内保	○	○	H24. 9. 25	
II	281130	日砂子	門前町浦上	○	○	H23. 3. 28	
II	281140	尺ヶ池	門前町浦上	○	○	H23. 3. 28	
II	281150	知気女	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
II	281170	大久保 1 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
II	281180	大久保 2 号	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	
II	281190	清太郎	門前町浦上	○	○	H24. 3. 27	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
Ⅱ	281200	西円山 2 号	門前町西円山	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281210	中谷内 1 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281220	中谷内 2 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281230	中谷内 3 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281240	中谷内 4 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281250	大滝 1 号	門前町中谷内	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281260	大滝 2 号	門前町大滝	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281270	百成大角間 1 号	門前町百成大角間	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281280	大釜	門前町大釜	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281290	清沢	門前町清沢	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281300	黒岩	門前町黒岩	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	281310	是清	門前町是清	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	281320	鑓川	門前町鑓川	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	281330	貝喰	門前町内保	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	283010	寺山岸	鳳至町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283030	後谷	中段町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283040	房田	房田町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283050	空熊 3 号	空熊町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	283060	吠木	空熊町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283070	成谷内 (2)	杉平町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283080	北谷 2 号	北谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283090	北谷 1 号	北谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283100	塚田 (2)	塚田町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283110	明前	深見町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283120	広江上地	町野町広江	○	○	H25. 7. 26	
Ⅱ	283130	広江元地 1 号	町野町広江	○	○	H25. 7. 26	
Ⅱ	283140	広江元地 2 号	町野町広江	○	○	H25. 7. 26	
Ⅱ	283170	上内浦	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283180	矢代	町野町東大野	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283210	川西田長	町野町川西	○	○	H25. 7. 26	
Ⅱ	283220	川西広	町野町川西	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283240	徳成 2 号	町野町徳成	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283250	麦生野 2 号	町野町麦生野	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283260	若桑 1 号	町野町栗蔵	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283270	若桑 2 号	町野町寺山	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283280	鈴屋	町野町鈴屋	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283300	野田	野田町	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	283310	高の巣	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	283320	西院内 1 号	西院内町	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283330	西院内 2 号	西院内町	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283350	大西山	西山町	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283360	谷内地 1 号	西山町	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283370	松中	三井町漆原	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283390	荒木前 2 号	三井町細屋	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283400	荒木前 1 号	三井町細屋	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283410	市ノ坂 7 号	三井町市ノ坂	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283420	クスバ	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283430	仁行渡合	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283440	下仁行 1 号	三井町仁行	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283450	大村	三井町興徳寺	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283460	空熊 1 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283470	空熊 2 号	空熊町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	283480	落合 2 号	空熊町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283490	打越 2 号	打越町	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283500	上	房田町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	283510	洲衛 2 号	三井町洲衛	○	○	H22. 5. 28	

分類	危険箇所番号	溪流名 (箇所名)	地区名 (大字)	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示 年月日	備考
Ⅱ	283520	坂田	三井町与呂見	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283530	漆原	三井町漆原	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	283540	上石休場	石休場町	○	○	H20. 3. 21	
Ⅱ	283560	箱根	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	283570	谷内地 2 号	小田屋町	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	283580	谷内出	名舟町	○	○	H24. 9. 25	
Ⅱ	283590	金蔵	町野町金蔵	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283600	里 2 号	里町	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283610	寺山	町野町寺山	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	283620	大久保 4 号	町野町寺山	○	○	H26. 3. 28	
Ⅱ	286010	高根尾	門前町高根尾	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	286020	番頭屋	門前町浦上	○	○	H23. 3. 28	
Ⅱ	286030	百成大角間 2 号	門前町百成大角間	○	○	H24. 3. 27	
Ⅱ	286040	内屋 4 号	三井町内屋	○	○	H22. 5. 28	
Ⅱ	286050	光浦5号	美谷町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286060	杉平2号	杉平町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286070	東山2号	東山町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286080	輪島崎2号	輪島崎町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286090	中野屋2号	門前町中野屋	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286100	鍵川2号	門前町鍵川	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286110	宮下	三井町仁行	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286120	滝の上	門前町滝上	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286130	空熊4号	空熊町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286140	打越3号	打越町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286150	山ノ上	山ノ上町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286160	空熊5号	空熊町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286170	横地1号	横地町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286180	横地2号	横地町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅱ	286190	北谷3号	北谷町	○	○	H27. 3. 27	
Ⅲ	383010	東中尾町	東中尾町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅲ	383020	山岸	山岸町	○	○	H27. 10. 23	
Ⅲ	383030	山本町 1 号	山本町	○	○	H22. 5. 28	
Ⅲ	383040	山本町 2 号	山本町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅲ	383050	後谷	中段町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅲ	383060	気勝平町	小伊勢町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅲ	383070	小伊勢町	小伊勢町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅲ	383080	下山下	小伊勢町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅲ	383090	石田	久手川町	○	○	H24. 3. 27	
Ⅲ	383100	釜屋谷町	釜屋谷町	○	○	H23. 3. 28	
Ⅲ	383110	山本町 3 号	山本町	○	○	H22. 5. 28	
Ⅲ	383120	二又川 3 号	門前町二又川	○	○	H27. 3. 27	

7 土砂災害危険箇所
 (1) 土石流危険渓流
 ア 土石流危険渓流 I

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	土石流危険区域						
					土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅(m)	氾濫区域 面積(m ²)	人家 戸数 戸
I 0726			曾々木川	町野町 曾々木	扇状地形	11	0	80	90	4,000	1
I 0727	町野川	町野川	港川	町野町 曾々木	扇状地形	10	3	150	130	11,200	10
I 0728	町野川	町野川	西時国川1号	町野町 西時国	扇状地形	8	3	240	170	23,800	2
I 0729	町野川	町野川	西時国川2号	町野町 西時国	扇状地形	8	3	260	170	24,200	2
I 0730	町野川	町野川	西時国川3号	町野町 西時国	扇状地形	6	3	180	140	14,900	1
I 0731	町野川	町野川	時国川	町野町 南時国	扇状地形	4	3	270	150	18,000	15
I 0732	町野川	町野川	敷戸川1号	町野町 敷戸	扇状地形	8	3	170	150	15,200	5
I 0733	町野川	町野川	寺地川1号	町野町 寺地	扇状地形	4	3	230	180	17,500	10
I 0734	町野川	町野川	寺地川2号	町野町 寺地	谷底平野	6	3	1,040	170	59,900	13
I 0735	町野川	町野川	おうぎ谷	町野町 元地	扇状地形	8	3	160	140	12,400	6
I 0736	町野川	町野川	元地川	町野町 元地	扇状地形	9	3	270	150	17,200	6
I 0737	町野川	町野川	上地川1号	町野町 上地	扇状地形	8	3	190	170	19,400	18
I 0738	町野川	鈴屋川	鈴屋川1号	町野町 地方	扇状地形	9	3	300	210	23,800	7
I 0739	町野川	町野川	若桑川1号	町野町 若桑	扇状地形	10	3	130	150	10,100	5
I 0740	町野川	町野川	若桑川2号	町野町 若桑	谷底平野	8	3	410	170	21,800	6
I 0741	町野川	町野川	北円山川	町野町 北円山	扇状地形	9	3	180	130	11,900	5
I 0742	町野川	町野川支川	徳成川1号	町野町 徳成	谷底平野	8	3	330	120	21,900	9
I 0743	町野川	町野川支川	徳成川2号	町野町 徳成	谷底平野	8	3	390	120	22,600	9
I 0744	町野川	町野川	川西川1号	町野町 川西	谷底平野	4	3	380	90	20,800	6
I 0745	町野川	町野川	川西川2号	町野町 川西	谷底平野	6	3	350	90	24,300	8
I 0746	町野川	町野川	広川1号	町野町 広	扇状地形	10	3	280	150	16,800	6
I 0747	町野川	町野川	広川2号	町野町 広	扇状地形	10	3	290	140	14,600	6
I 0748	町野川	町野川	広川3号	町野町 広	扇状地形	13	3	160	160	13,400	9
I 0749	町野川	町野川	伏戸川	町野町 伏戸	扇状地形	8	4	200	160	13,700	3
I 0750			大川1号	町野町 大川	扇状地形	14	6	270	170	27,100	14
I 0751			洪田川	洪田町	谷底平野	9	3	160	70	6,000	6
I 0752			上地川2号	上地	扇状地形	7	6	120	130	7,000	8
I 0753	南志見川	南志見川	東印内川1号	東印内町	扇状地形	4	3	170	150	11,800	7
I 0754	南志見川	南志見川	院内川	西院内町	谷底平野	6	3	2,460	90	119,100	11
I 0755	南志見川	南志見川	西院内川	西院内町	扇状地形	9	4	100	120	5,400	5
I 0756			尊利地川3号	名舟町	扇状地形	8	4	170	100	5,500	5
I 0757		谷内出川	谷内出川	名舟町 谷内出	扇状地形	10	4	180	140	13,300	14

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域						
					土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅(m)	氾濫区域 面積(m ²)	人家 戸数 戸
I 0758			西出川1号	名舟町 西出	扇状地形	12	6	120	120	7,100	7
I 0759			西出川2号	名舟町 西出	谷底平野	4	3	370	110	15,000	8
I 0760			走出川	深見町	扇状地形	8	4	350	200	35,000	6
I 0761		谷内河原川	谷内河原川	惣領町	谷底平野	10	6	730	175	56,500	19
I 0762	河原田川	河原田川	杉平1号川	杉平町	扇状地形	8	3	220	80	11,800	6
I 0763	河原田川	河原田川	谷内川	杉平町	谷底平野	4	3	220	90	9,800	16
I 0764	河原田川	河原田川	杉平3号川	杉平町	扇状地形	4	3	200	160	17,700	9
I 0765	河原田川	河原田川	きだん谷地川	横地町	扇状地形	8	3	220	180	20,200	12
I 0766	河原田川	河原田川	谷地ほ川	横地町	扇状地形	8	3	240	210	20,200	5
I 0767	河原田川	神田川	神田川1号	石休場町	谷底平野	8	3	1,880	110	103,300	9
I 0768	河原田川	河原田川	桐田川	山ノ上町	扇状地形	6	3	320	160	19,200	7
I 0769	河原田川	河原田川	黒谷川	山ノ上町	谷底平野	6	3	530	120	30,300	6
I 0770	河原田川	仁行川	本江川1号	三井町 本江	扇状地形	10	3	240	220	30,500	10
I 0771	河原田川	仁行川	本江川2号	三井町 本江	扇状地形	6	3	420	310	62,800	5
I 0772	河原田川	仁行川	青谷川	三井町 仁行	扇状地形	10	3	490	200	41,200	6
I 0773	河原田川	仁行川	仁行川1号	三井町 仁行	扇状地形	8	4	200	170	11,300	5
I 0774	河原田川	仁行川	西が谷内川	三井町 与呂見	谷底平野	10	4	410	150	19,900	9
I 0775	河原田川	河原田川	トンナ谷川	三井町 長沢	扇状地形	8	3	180	160	16,800	7
I 0776	河原田川	河原田川	洲衛川1号	三井町 洲衛	谷底平野	8	3	220	120	10,700	5
I 0777	河原田川	河原田川	内屋谷川	三井町 内屋	扇状地形	10	4	120	130	8,000	2
I 0778	河原田川	河原田川	新保川1号	三井町 新保	扇状地形	8	3	240	200	17,900	7
I 0779	河原田川	河原田川	新保川2号	三井町 新保	扇状地形	10	3	190	200	18,200	6
I 0780	河原田川	河原田川	細屋谷川	三井町 細屋	谷底平野	6	3	870	90	59,500	8
I 0781	河原田川	河原田川支川	興徳寺川1号	三井町 興徳寺	扇状地形	6	3	220	160	14,700	1
I 0782	河原田川	河原田川支川	興徳寺川3号	三井町 興徳寺	扇状地形	15	3	200	150	14,500	1
I 0783	河原田川	河原田川	興徳寺川4号	三井町 興徳寺	扇状地形	8	5	170	200	17,000	7
I 0784	河原田川	河原田川支川	打越川1号	打越町	谷底平野	6	3	570	90	20,700	
I 0785	河原田川	河原田川支川	打越川2号	打越町	谷底平野	8	3	570	60	22,200	1
I 0786	河原田川	河原田川支川	打越川3号	打越町	谷底平野	16	3	430	60	17,800	1
I 0787	河原田川	河原田川支川	打越川4号	打越町	谷底平野	12	3	320	60	14,200	1
I 0788	河原田川	河原田川	北ヶ口川	西脇町	扇状地形	12	3	190	210	23,100	9
I 0789	河原田川	河原田川	馬の瀬川	西脇町	扇状地形	8	3	280	160	23,600	7
I 0790	河原田川	河原田川	上中尾川	上中尾	扇状地形	10	22	290	130	23,900	5
I 0791	河原田川	河原田川	東中尾川	東中尾町	扇状地形	6	3	220	190	23,300	10
I 0792	河原田川	河原田川	山岸川	山岸町	扇状地形	8	3	230	160	17,800	12

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域						
					土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅(m)	氾濫区域 面積(m ²)	人家 戸数 戸
I 0793	河原田川	河原田川	宅田川1号	宅田町	扇状地形	6	3	180	160	17,300	15
I 0794	河原田川	河原田川	宅田川2号	宅田町	扇状地形	6	3	130	120	7,800	11
I 0795	鳳至川	鳳至川	小伊勢川1号	小伊勢町 下山下	扇状地形	5	3	250	110	12,700	7
I 0796	鳳至川	鳳至川	小伊勢川2号	小伊勢町 下山下	扇状地形	6	3	190	150	15,900	8
I 0797	鳳至川	鳳至川	稲屋1号	稲屋町	谷底平野	6	3	730	150	36,200	5
I 0798	鳳至川	鳳至川	長井川	長井町 長井	谷底平野	5	3	470	90	13,500	7
I 0799	鳳至川	鳳至川	滝又1号川	滝又町	扇状地形	6	4	280	130	20,700	1
I 0800	鳳至川	鳳至川	空熊川1号	空熊町	扇状地形	4	3	140	90	5,900	6
I 0801	鳳至川	鳳至川	吠木川	空熊町	谷底平野	4	3	890	80	71,000	6
I 0802	鳳至川	鳳至川	滝又2号川	滝又町 滝又	扇状地形	5	6	360	150	31,500	7
I 0803	鳳至川	鳳至川	ドウノアナ川	滝又町	扇状地形	10	3	180	230	19,500	7
I 0804	鳳至川	鳳至川	別所谷1号	別所谷町	谷底平野	8	4	230	130	11,400	
I 0805	鳳至川	黒川	縄又川1号	縄又町 縄又	谷底平野	8	3	230	160	15,200	5
I 0806	鳳至川	黒川	縄又川3号	縄又町 縄又	谷底平野	8	4	630	150	27,600	6
I 0807	鳳至川	貴廟川	下黒川2号	上黒川町	扇状地形	20	15	270	90	16,000	6
I 0808	鳳至川	鳳至川	房田川1号	房田町	谷底平野	8	3	410	50	14,000	5
I 0809	鳳至川	鳳至川	房田川3号	房田町	谷底平野	6	3	540	110	25,500	6
I 0810	鳳至川	鳳至川	山本2号	山本町	扇状地形	6	3	360	230	31,100	14
I 0811	鳳至川	鳳至川	山本3号	山本町	扇状地形	6	3	200	160	14,400	12
I 0812	鳳至川	鳳至川	山本1号	山本町	扇状地形	10	3	220	140	15,000	8
I 0813	鳳至川	鳳至川	中段1号	中段町	扇状地形	6	3	270	130	17,000	8
I 0814	鳳至川	鳳至川	中段2号	中段町	扇状地形	5	3	180	180	17,000	13
I 0815			光浦1号	光浦町	扇状地形	6	3	120	120	8,200	5
I 0816			光浦2号	光浦町	扇状地形	10	3	110	120	6,400	5
I 0817			光浦3号	光浦町	扇状地形	8	4	140	100	6,400	5
I 0818	七見川	七見川	美谷川1号	美谷町	扇状地形	10	4	290	110	18,000	6
I 0819	七見川	七見川	美谷川2号	美谷町	谷底平野	4	3	630	60	24,000	6
I 0820	七見川	七見川	美谷川3号	美谷町	扇状地形	20	6	140	120	8,000	6
I 0821	谷坂川	田尻川	大沢川1号	大沢町	扇状地形	18	3	160	130	9,800	1
I 0822	谷坂川	田尻川	大沢川2号	大沢町	扇状地形	18	3	200	70	8,900	
I 0823	谷坂川	田尻川	大沢川3号	大沢町	扇状地形	20	3	150	140	10,800	27
I 0824	谷坂川	田尻川	大沢川4号	大沢町	扇状地形	10	3	160	140	13,300	29
I 0825	西二又川	西二又川	西二又川	西二又町	扇状地形	6	3	190	140	12,000	6
I 0826	西二又川	西二又川	上大沢川	上大沢町	扇状地形	12	6	110	140	5,600	9
I 0869			御手洗川	門前町 皆月	扇状地形	10	2	430	170	26,300	48

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域						
					土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開始点の勾配(度)	氾濫終息点の勾配(度)	氾濫区域の延長(m)	氾濫区域の最大幅(m)	氾濫区域面積(m ²)	人家戸数 戸
I 0870		皆月川	皆月1号	門前町 皆月	扇状地形	10	3	280	60	11,500	18
I 0871			今出川	門前町 皆月	扇状地形	10	2	120	100	5,200	5
I 0872		五十洲川	中谷内1号	門前町 中谷内	谷底平野	10	3	280	50	6,700	2
I 0873			引地川	門前町 五十洲	扇状地形	10	3	350	180	41,800	15
I 0874			古戸川	門前町 五十洲	扇状地形	10	3	300	190	34,200	15
I 0875			五十洲1号	門前町 五十洲	扇状地形	12	3	80	60	2,900	3
I 0876			五十洲2号	門前町 五十洲	扇状地形	15	3	120	110	5,800	2
I 0877	深見川	深見川	深見1号	門前町 深見	扇状地形	12	3	120	80	5,300	9
I 0878	深見川	深見川	桜滝川	門前町 深見	谷底平野	10	3	490	130	37,700	27
I 0879			鹿磯1号	門前町 鹿磯	扇状地形	12	3	190	190	25,600	1
I 0880			鹿磯2号	門前町 鹿磯	扇状地形	12	3	110	220	11,800	6
I 0881			真覚寺川	門前町 鹿磯	扇状地形	10	2	530	300	33,400	33
I 0882	八ヶ川	勝田川	勝田1号	門前町 勝田	谷底平野	10	3	330	60	13,800	6
I 0883	八ヶ川	八ヶ川	坪野川	門前町 勝田	谷底平野	10	3	740	70	37,600	
I 0884	八ヶ川	八ヶ川	高佐岐川	門前町 和田	扇状地形	10	3	180	110	10,200	9
I 0885	八ヶ川	八ヶ川	西の谷川	門前町 和田	扇状地形	10	3	390	200	34,200	11
I 0886	八ヶ川	八ヶ川	和田1号	門前町 和田	扇状地形	10	3	300	130	18,200	5
I 0887	八ヶ川	八ヶ川	水上川	門前町 和田	扇状地形	7	3	190	90	8,100	7
I 0888	八ヶ川	八ヶ川	中和田川	門前町 和田	扇状地形	10	3	190	100	9,700	6
I 0889	八ヶ川	和田川	ゴダゴ	門前町 和田	谷底平野	10	3	190	60	6,600	6
I 0890	八ヶ川	八ヶ川	高根尾川	門前町 高根尾	谷底平野	8	3	440	140	24,800	19
I 0891	八ヶ川	八ヶ川	田村1号	門前町 田村	扇状地形	7	3	200	110	8,800	7
I 0892	八ヶ川	浦上川	谷内山川	門前町 田村	谷底平野	8	3	480	160	27,200	13
I 0893	八ヶ川	浦上川	吉ヶ谷内2号	門前町 浦上吉ヶ谷内	谷底平野	10	3	420	80	13,300	6
I 0894	八ヶ川	八ヶ川	定広3号	門前町 定広	扇状地形	14	3	100	70	4,300	9
I 0895	八ヶ川	八ヶ川	定広4号	門前町 定広	扇状地形	14	3	200	100	13,300	13
I 0896	八ヶ川	八ヶ川	栃ノ木川	門前町 栃木	谷底平野	6	3	750	90	36,700	6
I 0897	八ヶ川	栃ノ木川	谷内出川	門前町 栃木	谷底平野	10	3	500	100	28,700	20
I 0898	八ヶ川	栃ノ木川	栃木1号	門前町 栃木	谷底平野	10	3	330	60	12,700	5
I 0899	八ヶ川	栃ノ木川	深田1号	門前町 深田	谷底平野	10	3	260	90	10,600	10
I 0900	八ヶ川	栃ノ木川	広瀬1号	門前町 広瀬	谷底平野	10	3	320	90	9,800	6
I 0901	八ヶ川	八ヶ川	広瀬川	門前町 広瀬	谷底平野	10	3	450	80	21,400	33
I 0902	八ヶ川	鬼屋川	鬼屋1号	門前町 鬼屋	谷底平野	10	3	640	80	31,700	18
I 0903	八ヶ川	鬼屋川	鬼屋川	門前町 鬼屋	谷底平野	4	3	810	80	41,700	19
I 0904	八ヶ川	八ヶ川	宮種川	門前町 館・広岡	扇状地形	10	3	480	190	38,400	17

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域						
					土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅(m)	氾濫区域 面積(m ²)	人家 戸数 戸
I 0905			黒島川	門前町 黒島町中町	谷底平野	8	3	270	80	9,400	6
I 0906			獅子辺川	門前町 黒島町松原町	扇状地形	8	3	290	130	11,500	18
I 0907			北川2号	門前町 北川	扇状地形	10	3	320	160	24,800	11
I 0908	阿岸川	阿岸川	上野川	門前町 千代	扇状地形	10	3	430	110	23,600	18
I 0909	阿岸川	阿岸川	猿橋川	門前町 小滝	扇状地形	10	3	330	90	15,700	12
I 0910	阿岸川	阿岸川	小石1号	門前町 小石	扇状地形	10	3	210	90	11,500	6
I 0911	阿岸川	南川	是清3号	門前町 是清	扇状地形	12	3	190	90	10,800	2
I 0912	阿岸川		谷山川	門前町 白禿	谷底平野	10	3	440	110	21,400	5
I 0913	阿岸川	南川	墓堂谷	門前町 南	扇状地形	10	3	280	220	24,500	9
I 0914			赤神1号	門前町 赤神	扇状地形	13	3	90	60	3,200	7
I 0915			腰細1号	門前町 腰細	扇状地形	11	3	160	130	7,000	13
I 0916			腰細2号	門前町 腰細	扇状地形	15	4	60	80	2,500	7
I 0917			大泊1号	門前町 大泊	扇状地形	20	4	80	70	3,200	6
I 0918	仁岸川	仁岸川	劔地1号	門前町 劔地	谷底平野	6	3	290	70	15,000	
I 0919	仁岸川	仁岸川	入山1号	門前町 入山	谷底平野	10	3	10	110	18,400	8
I 0920	仁岸川	清沢川	水谷内川	門前町 切挟	谷底平野	10	3	740	100	31,700	5
I 0921	仁岸川	仁岸川	久川4号	門前町 久川	扇状地形	10	3	180	110	8,800	5
I 0922	仁岸川	仁岸川	谷地川	門前町 馬場上馬場	扇状地形	10	3	190	170	17,200	11
I 0923	仁岸川	仁岸川	木原月川	門前町 馬場下馬場	扇状地形	10	3	360	140	20,900	8
計											1333

イ 土石流危険溪流Ⅱ

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域						
					土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅 (m)	氾濫区 域面積 (㎡)	人家 戸数 戸
Ⅱ 0389	町野川	町野川	西時国川4号	町野町 西時国	谷底平野	16	3	320	130	16,300	2
Ⅱ 0390	町野川	町野川	敷戸川2号	町野町 敷戸	扇状地形	15	3	210	110	10,800	2
Ⅱ 0391	町野川	鈴屋川	寺山川	町野町 寺山	扇状地形	10	18	300	190	25,000	2
Ⅱ 0392	町野川	鈴屋川	鈴屋川2号	町野町 鈴屋	扇状地形	15	3	200	150	15,300	1
Ⅱ 0393	町野川	鈴屋川	谷内谷川	町野町 谷地	扇状地形	6	3	190	170	13,200	1
Ⅱ 0394	町野川	鈴屋川	地方川	町野町 地方	扇状地形	6	3	170	130	11,300	1
Ⅱ 0395	町野川	町野川	若桑川3号	町野町 若桑	扇状地形	6	3	240	140	13,800	3
Ⅱ 0396	町野川	町野川	麦生野川	町野町 麦生野	扇状地形	8	3	160	120	10,100	1
Ⅱ 0397	町野川	町野川支川	徳成川3号	町野町徳成谷内	谷底平野	8	3	250	60	9,100	2
Ⅱ 0398	町野川	町野川支川	おくん谷川	町野町 徳成谷内	谷底平野	8	3	200	60	7,900	2
Ⅱ 0399	町野川	町野川	井面谷川	町野町 井面	谷底平野	8	3	380	100	18,700	3
Ⅱ 0400	町野川	町野川	金蔵谷川	町野町 金蔵	谷底平野	8	3	890	110	36,100	2
Ⅱ 0401	町野川	町野川	東大野川1号	町野町 東大野	扇状地形	14	3	180	100	9,700	3
Ⅱ 0402	町野川	町野川	谷内内谷川	町野町 東大野	扇状地形	16	8	130	80	3,900	1
Ⅱ 0403	町野川	町野川	東大野川2号	町野町 東大野	扇状地形	10	3	100	90	5,000	2
Ⅱ 0404	町野川	町野川	東大野川3号	町野町 東大野	扇状地形	8	3	170	110	10,300	1
Ⅱ 0405			大川3号	町野町 大川	扇状地形	4	3	270	170	19,600	2
Ⅱ 0406			大川2号	町野町 大川	扇状地形	8	3	370	190	21,100	2
Ⅱ 0407	南志見川	南志見川	東印内川2号	東印内町 東印内	扇状地形	13	3	120	90	5,800	2
Ⅱ 0408	南志見川	南志見川	七軒地谷川	七軒地	扇状地形	10	3	120	120	7,500	4
Ⅱ 0409	南志見川	南志見川	小田屋川	谷内地	谷底平野	4	3	910	90	49,000	4
Ⅱ 0410			尊利地川1号	尊利地町	谷底平野	8	3	870	70	34,900	2
Ⅱ 0411			尊利地川2号	尊利地町	扇状地形	8	4	110	130	5,800	2
Ⅱ 0412			西出川3号	名舟町 西出	扇状地形	10	4	70	80	2,900	2
Ⅱ 0413			野田川1号	野田町	谷底平野	4	3	120	60	3,200	1
Ⅱ 0414			野田川2号	野田町	扇状地形	8	4	190	180	14,900	2
Ⅱ 0415	塚田川	塚田川	稲舟川1号	稲舟町	扇状地形	8	3	150	100	6,500	4
Ⅱ 0416	河原田川	河原田川	河井川1号	河井町	谷底平野	6	3	280	70	8,000	1
Ⅱ 0417	河原田川	河原田川	杉平4号川	杉平町	谷底平野	6	3	380	50	12,600	1
Ⅱ 0418	河原田川	河原田川	杉平2号川	杉平町	谷底平野	4	3	200	90	10,000	4
Ⅱ 0419	河原田川	河原田川	横地川	横地町	扇状地形	10	4	90	90	3,600	3
Ⅱ 0420	河原田川	神田川	神田川2号	石休場町	谷底平野	10	6	260	80	12,400	3
Ⅱ 0421	河原田川	神田川	上石休場川	上石休場	谷底平野	10	5	640	60	19,900	3
Ⅱ 0422	河原田川	河原田川	猿谷(紅葉川)	市ノ瀬町	谷底平野	4	3	880	60	33,800	3
Ⅱ 0423	河原田川	河原田川	市ノ瀬川	市ノ瀬町	扇状地形	8	4	130	130	8,100	1
Ⅱ 0424	河原田川	河原田川	熊野川	熊野町	扇状地形	15	3	170	120	11,500	3
Ⅱ 0425	河原田川	仁行川	本江川4号	三井町 本江	扇状地形	16	3	130	110	8,300	1
Ⅱ 0426	河原田川	仁行川	本江川3号	三井町 本江	扇状地形	12	3	130	110	6,400	3
Ⅱ 0427	河原田川	仁行川	仁行川2号	三井町 仁行	扇状地形	10	3	160	80	7,900	2
Ⅱ 0428	河原田川	仁行川	仁行川3号	三井町 仁行	谷底平野	6	10	420	90	12,400	1
Ⅱ 0429	河原田川	河原田川支川	中又川	三井町 仁行	扇状地形	20	3	80	60	3,000	1

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域 土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅 (m)	氾濫区 域面積 (㎡)	人家 戸数 戸
Ⅱ 0430	河原田川	仁行川	渡合川	三井町 仁行 渡合前	扇状地形	18	4	210	110	9,800	1
Ⅱ 0431	河原田川	仁行川	中川3号	三井町 中	扇状地形	8	3	90	80	4,300	1
Ⅱ 0432	河原田川	仁行川	中川4号	三井町 中 藤木	谷底平野	4	3	240	80	6,600	1
Ⅱ 0433	河原田川	仁行川	中川1号	三井町 中	谷底平野	6	3	130	70	3,700	2
Ⅱ 0434	河原田川	中川	与呂見川1号	三井田 与呂見	扇状地形	4	3	100	100	6,000	1
Ⅱ 0435	河原田川	中川	与呂見川2号	三井田 与呂見 波	谷底平野	4	3	130	70	3,800	2
Ⅱ 0436	河原田川	中川	与呂見川3号	三井田 与呂見 坂田	扇状地形	5	3	120	70	4,900	3
Ⅱ 0437	河原田川	中川	与呂見川4号	三井田 与呂見 坂田	扇状地形	4	3	110	90	4,300	1
Ⅱ 0438	河原田川	仁行川	中川2号	三井町 中	谷底平野	4	3	230	50	6,100	2
Ⅱ 0439	河原田川	河原田川支川	大和川	大和町	扇状地形	6	4	130	120	3,400	1
Ⅱ 0440	河原田川	河原田川	長沢川1号	三井町 長沢	扇状地形	10	3	90	90	4,800	2
Ⅱ 0441	河原田川	河原田川支川	漆原川	三井町 漆原	扇状地形	8	3	100	80	4,000	1
Ⅱ 0442	河原田川	河原田川支川	ヒダ谷内川	三井町 漆原	扇状地形	8	4	130	70	4,400	1
Ⅱ 0443	河原田川	河原田川	洲衛川2号	三井町 洲衛	谷底平野	8	3	190	120	8,100	1
Ⅱ 0444	河原田川	河原田川	小泉川	三井町 小泉	扇状地形	6	3	250	130	11,600	1
Ⅱ 0445	河原田川	河原田川	市ノ坂川1号	三井町 市ノ坂	扇状地形	8	3	120	90	5,800	2
Ⅱ 0446	河原田川	河原田川	市ノ坂川2号	三井町 市ノ坂	扇状地形	12	3	90	70	3,400	2
Ⅱ 0447	河原田川	河原田川	市ノ坂川3号	三井町 市ノ坂	扇状地形	8	3	160	110	7,600	3
Ⅱ 0448	河原田川	河原田川支川	内屋川	三井町 内屋	扇状地形	8	3	110	100	5,400	2
Ⅱ 0449	河原田川	河原田川支川	細屋川	三井町 細屋 荒木前	扇状地形	14	3	100	90	3,600	1
Ⅱ 0450	河原田川	河原田川	池谷内川	三井町 細屋 山口前田	扇状地形	16	3	130	110	6,800	1
Ⅱ 0451	河原田川	河原田川	長沢川2号	三井町 長沢	扇状地形	6	3	160	130	10,600	2
Ⅱ 0452	河原田川	河原田川支川	興徳寺川2号	三井町 興徳寺	扇状地形	6	4	150	120	7,300	3
Ⅱ 0453	河原田川	河原田川	興徳寺川5号	三井町 興徳寺	扇状地形	12	6	170	130	7,200	4
Ⅱ 0454	河原田川	河原田川	西脇川1号	西脇町 河内	扇状地形	6	3	140	140	8,100	1
Ⅱ 0455	河原田川	河原田川	西脇川2号	西脇町 干場	谷底平野	14	4	170	90	8,100	3
Ⅱ 0456	河原田川	河原田川	西脇川3号	西脇町	扇状地形	24	6	60	80	2,000	1
Ⅱ 0457	河原田川	河原田川支川	北谷川1号	北谷町 北谷	谷底平野	6	3	1,160	80	36,400	3
Ⅱ 0458	河原田川	河原田川支川	北谷川2号	北谷町 北谷	谷底平野	8	3	910	80	34,800	3
Ⅱ 0459	鳳至川	鳳至川	小伊勢川3号	小伊勢町 下山下	扇状地形	6	3	200	120	12,200	3
Ⅱ 0460	鳳至川	鳳至川	稲屋2号	稲屋町	扇状地形	6	3	90	90	3,700	1
Ⅱ 0461	鳳至川	鳳至川	稲屋3号	稲屋町	谷底平野	4	3	500	40	13,700	1
Ⅱ 0462	鳳至川	鳳至川	下黒川3号	下黒川町	扇状地形	8	10	150	90	8,100	4
Ⅱ 0463	鳳至川	鳳至川	下黒川1号	下黒川町	扇状地形	6	3	250	110	15,000	4
Ⅱ 0464	鳳至川	鳳至川	別所谷2号	別所谷町	扇状地形	8	3	260	160	15,000	2
Ⅱ 0465	鳳至川	鳳至川	空熊川4号	空熊町	扇状地形	10	3	200	130	8,800	2
Ⅱ 0466	鳳至川	鳳至川	空熊川5号	空熊町 下地	扇状地形	8	3	220	120	13,300	1
Ⅱ 0467	鳳至川	鳳至川	空熊川6号	空熊町 丹田	扇状地形	6	3	150	130	9,100	1
Ⅱ 0468	鳳至川	鳳至川	空熊川7号	空熊町 丹田	扇状地形	14	3	110	90	4,100	1
Ⅱ 0469	鳳至川	鳳至川	空熊川2号	空熊町	谷底平野	6	3	830	200	47,500	3
Ⅱ 0470	鳳至川	鳳至川	空熊川3号	空熊町	扇状地形	22	3	130	90	3,400	1
Ⅱ 0471	鳳至川	鳳至川	空熊川8号	空熊町 宮田	扇状地形	10	3	120	110	6,900	2
Ⅱ 0472	鳳至川	鳳至川	別所川	別所	扇状地形	6	3	170	110	8,100	4
Ⅱ 0473	鳳至川	鳳至川	別所谷3号	別所谷町	扇状地形	15	6	150	120	9,100	2
Ⅱ 0474	鳳至川	黒川	縄又川2号	縄又町 縄又	谷底平野	8	3	290	60	11,700	3

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域 土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅 (m)	氾濫区 域面積 (㎡)	人家 戸数 戸
Ⅱ 0475	鳳至川	黒川	縄又川4号	縄又町 小池	谷底平野	6	3	350	100	12,200	4
Ⅱ 0476	鳳至川	黒川	縄又川5号	縄又町 小池	谷底平野	6	3	60	100	18,100	4
Ⅱ 0477	鳳至川	黒川	縄又川6号	縄又町 小池	谷底平野	6	3	590	130	18,800	3
Ⅱ 0478	鳳至川	貴廟川	黒川出谷川1号	縄又町 下黒川	扇状地形	20	3	80	90	3,100	2
Ⅱ 0479	鳳至川	貴廟川	黒川出谷川2号	縄又町 下黒川	扇状地形	18	6	100	60	2,900	1
Ⅱ 0480	鳳至川	貴廟川	貴廟小谷	上黒川町	谷底平野	10	8	300	70	10,300	1
Ⅱ 0481	鳳至川	貴廟川	黒川出谷川3号	下黒川町	扇状地形	8	3	120	100	4,300	1
Ⅱ 0482	鳳至川	鳳至川	房田川2号	房田町	扇状地形	10	3	100	80	3,500	2
Ⅱ 0483	鳳至川	鳳至川	山本4号	山本町 矢本前	扇状地形	4	3	280	140	17,000	1
Ⅱ 0484	鳳至川	鳳至川	山本5号	山本町 仏田	扇状地形	6	3	180	140	12,400	4
Ⅱ 0485	鳳至川	鳳至川	中段3号	中段町 後谷	扇状地形	6	3	170	120	9,100	3
Ⅱ 0486	鳳至川	小加勢川	小加勢川1号	釜屋谷町	扇状地形	6	3	80	110	5,100	1
Ⅱ 0487	鳳至川	小加勢川	小加勢川2号	釜屋谷町	扇状地形	6	3	200	120	9,300	3
Ⅱ 0488			光浦4号	光浦町	扇状地形	4	3	100	80	2,900	1
Ⅱ 0489	七見川	七見川	美谷川4号	美谷町	谷底平野	8	3	1,900	140	81,000	1
Ⅱ 0490	七見川	七見川	美谷川5号	美谷町	谷底平野	6	3	700	60	22,000	2
Ⅱ 0491	西二又川	西二又川	上山川	上山町 元黒杉	扇状地形	12	6	200	120	7,900	3
Ⅱ 0536	五十洲川	五十洲川	中谷内2号	門前町中谷内	谷底平野	14	3	160	60	7,000	1
Ⅱ 0537	五十洲川	五十洲川	下中谷3号	門前町中谷内	扇状地形	12	3	130	60	4,300	2
Ⅱ 0538			鹿磯3号	門前町鹿磯	扇状地形	12	3	150	100	9,600	1
Ⅱ 0539	八ヶ川	八ヶ川	和田2号	門前町和田	扇状地形	15	3	100	70	4,200	2
Ⅱ 0540	八ヶ川	和田川	和田3号	門前町和田	扇状地形	10	3	90	80	3,700	4
Ⅱ 0541	八ヶ川	和田川	堤谷内川	門前町和田	谷底平野	10	3	240	100	10,500	4
Ⅱ 0542	八ヶ川	和田川	和田4号	門前町和田	扇状地形	10	3	60	40	1,400	2
Ⅱ 0543	八ヶ川	浦上川	吉ヶ谷内1号	門前町浦上吉ヶ谷内	谷底平野	10	3	180	80	6,500	2
Ⅱ 0544	八ヶ川	浅生田川	亀部田1号	門前町浦上亀部田	谷底平野	10	3	270	90	6,700	1
Ⅱ 0545	八ヶ川	濁池川	濁池1号	門前町浦上濁池	扇状地形	7	3	310	80	14,900	1
Ⅱ 0546	八ヶ川	濁池川	濁池2号	門前町浦上濁池	扇状地形	10	3	290	70	12,600	1
Ⅱ 0547	八ヶ川	若狭川	中屋1号	門前町浦上中屋	扇状地形	14	3	140	50	3,900	2
Ⅱ 0548	八ヶ川	浦上川	正仏1号	門前町浦上正仏	扇状地形	10	3	270	110	11,400	4
Ⅱ 0549	八ヶ川	八ヶ川	山辺1号	門前町山辺	扇状地形	10	3	150	100	9,000	4
Ⅱ 0550	八ヶ川	八ヶ川	本内1号	門前町本内	扇状地形	10	3	180	100	10,700	3
Ⅱ 0551	八ヶ川	八ヶ川	本内2号	門前町本内	扇状地形	8	3	320	120	23,500	4
Ⅱ 0552	八ヶ川	八ヶ川	本内3号	門前町本内	谷底平野	10	3	340	90	15,500	1
Ⅱ 0553	八ヶ川	宮古場川	滝上1号	門前町滝上	扇状地形	10	3	200	80	9,100	1
Ⅱ 0554	八ヶ川	宮古場川	水の上1号	門前町宮古場水の上	扇状地形	10	3	290	70	12,100	1
Ⅱ 0555	八ヶ川	谷内川	四位1号	門前町四位	扇状地形	7	3	150	50	4,600	2
Ⅱ 0556	八ヶ川	谷内川	四位2号	門前町四位	谷底平野	8	3	230	40	6,100	2
Ⅱ 0557	八ヶ川	二又川	下出1号	門前町二又川下出第2	扇状地形	10	3	100	60	3,400	2
Ⅱ 0558	八ヶ川	二又川	滝平1号	門前町二又川滝平	谷底平野	10	3	200	70	8,500	2
Ⅱ 0559	八ヶ川	二又川	上出1号	門前町二又川上出	扇状地形	10	3	180	100	10,200	4
Ⅱ 0560	八ヶ川	貝吹川	東大寺1号	門前町東大町	扇状地形	10	3	270	200	22,300	3
Ⅱ 0561	八ヶ川	貝吹川	荒屋1号	門前町荒屋	谷底平野	10	3	230	150	17,600	1
Ⅱ 0562	八ヶ川	貝吹川	荒屋2号	門前町荒屋	扇状地形	10	3	130	60	4,400	3
Ⅱ 0563	八ヶ川	貝吹川	荒屋3号	門前町荒屋	扇状地形	10	3	140	90	7,600	4

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域 土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅 (m)	氾濫区 域面積 (㎡)	人家 戸数 戸
Ⅱ 0564	八ヶ川	荒川	荒屋4号	門前町荒屋	扇状地形	12	3	240	50	7,700	3
Ⅱ 0565	八ヶ川	荒川	原1号	門前町原	扇状地形	10	3	110	60	3,500	2
Ⅱ 0566	八ヶ川	荒川	原2号	門前町原	谷底平野	10	3	230	60	6,700	2
Ⅱ 0567	八ヶ川	荒川	原3号	門前町原	谷底平野	10	3	70	40	1,500	1
Ⅱ 0568	八ヶ川	荒川	原4号	門前町原	谷底平野	7	3	70	30	1,100	1
Ⅱ 0569	八ヶ川	荒川	原5号	門前町原	扇状地形	10	3	60	30	1,000	1
Ⅱ 0570	八ヶ川	荒川	原6号	門前町原	扇状地形	10	3	40	20	600	1
Ⅱ 0571	八ヶ川	二又川	貝吹1号	門前町貝吹	扇状地形	10	3	70	40	1,600	1
Ⅱ 0572	八ヶ川	二又川	貝吹2号	門前町貝吹	谷底平野	10	3	80	40	1,900	1
Ⅱ 0573	八ヶ川	二又川	貝吹3号	門前町貝吹	谷底平野	10	3	120	20	2,200	1
Ⅱ 0574	八ヶ川	荒川	原7号	門前町原	谷底平野	10	3	210	90	8,100	1
Ⅱ 0575	八ヶ川	二又川	定広1号	門前町定広	谷底平野	10	3	480	160	40,700	2
Ⅱ 0576	八ヶ川		定広2号	門前町定広	谷底平野	10	3	180	70	6,500	1
Ⅱ 0577	八ヶ川	八ヶ川	定広5号	門前町定広	扇状地形	10	3	80	60	3,200	2
Ⅱ 0578	八ヶ川	八ヶ川	百成川	門前町百成	谷底平野	10	3	700	40	19,300	4
Ⅱ 0579	八ヶ川	百成川	百成1号	門前町百成	扇状地形	10	3	90	70	3,200	2
Ⅱ 0580	八ヶ川	百成川	百成2号	門前町百成	扇状地形	10	3	90	60	2,900	3
Ⅱ 0581	八ヶ川	八ヶ川	堀腰1号	門前町堀腰	扇状地形	10	3	90	60	3,400	1
Ⅱ 0582	八ヶ川		鍵川1号	門前町鍵川	扇状地形	10	3	90	60	3,300	1
Ⅱ 0583	八ヶ川	伏坂川	伏坂1号	門前町内保伏坂	扇状地形	10	3	150	150	10,900	3
Ⅱ 0584	八ヶ川	栃ノ木川	皆尊出川	門前町深田	谷底平野	10	3	180	60	7,500	4
Ⅱ 0585			黒島2号川	門前町黒島町	扇状地形	10	3	290	100	13,400	2
Ⅱ 0586			北川1号	門前町北川	扇状地形	10	3	140	180	11,900	2
Ⅱ 0587	阿岸川	阿岸川	千代1号	門前町千代	扇状地形	10	3	60	30	700	1
Ⅱ 0588	阿岸川	阿岸川	小滝2号	門前町小滝	扇状地形	17	3	190	110	13,000	3
Ⅱ 0589	阿岸川	阿岸川	つつ口谷	門前町小石	扇状地形	10	3	180	110	9,300	2
Ⅱ 0590	阿岸川	阿岸川	上河内1号	門前町上河内	谷底平野	8	3	220	90	9,900	1
Ⅱ 0591	阿岸川	阿岸川	千代2号	門前町千代	扇状地形	12	3	140	110	8,700	4
Ⅱ 0592	阿岸川	阿岸川	是清1号	門前町是清	扇状地形	15	3	200	130	14,400	2
Ⅱ 0593	阿岸川	阿岸川	是清2号	門前町是清	扇状地形	10	3	210	150	19,100	3
Ⅱ 0594	阿岸川	南川	小山1号	門前町小山	扇状地形	13	3	230	150	25,000	4
Ⅱ 0595	阿岸川	南川	山是清1号	門前町山是清	扇状地形	10	3	400	180	32,500	3
Ⅱ 0596	阿岸川	南川	山是清2号	門前町山是清	扇状地形	11	3	50	70	2,200	2
Ⅱ 0597	阿岸川		大切1号	門前町大切	谷底平野	13	3	200	100	14,800	3
Ⅱ 0598			池田1号	門前町池田	扇状地形	6	3	580	100	36,900	1
Ⅱ 0599			和尻川	門前町赤神	谷底平野	8	5	180	70	5,100	3
Ⅱ 0600	仁岸川	仁岸川	黒岩1号	門前町黒岩	谷底平野	13	3	270	40	9,400	4
Ⅱ 0601	仁岸川	北浦川	飯川谷1号	門前町飯川谷	扇状地形	10	3	110	60	3,700	2
Ⅱ 0602	仁岸川	北浦川	飯川谷2号	門前町飯川谷	扇状地形	12	3	60	20	1,000	4
Ⅱ 0603	仁岸川	北浦川	飯川谷3号	門前町飯川谷	扇状地形	12	3	80	40	1,900	3
Ⅱ 0604	仁岸川	清沢川	宮谷川	門前町切挾	扇状地形	11	3	60	40	1,400	2
Ⅱ 0605	仁岸川	清沢川	鎌谷川	門前町切挾	扇状地形	13	3	60	40	1,500	3
Ⅱ 0606	仁岸川	後谷川	久川1号	門前町久川	谷底平野	10	3	180	60	5,600	4
Ⅱ 0607	仁岸川	仁岸川	後谷川	門前町久川	谷底平野	12	3	770	60	43,200	3
Ⅱ 0608	仁岸川	仁岸川	久川2号	門前町久川	扇状地形	10	3	90	50	2,400	1

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流危険区域 土石流氾濫区域						
					地形分類	氾濫開 始点の 勾配 (度)	氾濫終 息点の 勾配 (度)	氾濫区 域の延 長(m)	氾濫区 域の最 大幅 (m)	氾濫区 域面積 (㎡)	人家 戸数 戸
Ⅱ 0609	仁岸川	仁岸川	久川3号	門前町久川	扇状地形	10	3	140	120	7,500	1
Ⅱ 0610	仁岸川	仁岸川	久川5号	門前町久川	扇状地形	10	3	60	50	1,900	1
Ⅱ 0611	仁岸川	窈川	窈1号	門前町窈	谷底平野	10	3	110	40	2,900	1
Ⅱ 0612	仁岸川	窈川	窈2号	門前町窈	谷底平野	10	3	160	60	5,100	1
Ⅱ 0613	仁岸川	仁岸川	滝町1号	門前町滝町	扇状地形	10	3	220	100	9,300	3
Ⅱ 0614	仁岸川	仁岸川	滝町2号	門前町滝町	扇状地形	12	3	100	110	5,600	3
Ⅱ 0615	仁岸川	仁岸川	上馬場1号	門前町馬場上馬場	谷底平野	6	3	140	50	4,300	1
Ⅱ 0616	深谷川	深谷川	大釜1号	門前町大釜	谷底平野	10	3	300	60	8,600	4
計											389

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 急傾斜地Ⅰ

番号	箇所名	町名	小字	人家戸数	番号	箇所名	町名	小字	人家戸数
1-83010	市ノ坂5号	三井町	市ノ坂	3	1-83590	大沢2号	大沢町		12
1-83020	内屋3号	三井町	内屋	5	1-83600	大沢1号	大沢町		59
1-83030	内屋1号	三井町	内屋	5	1-83610	赤崎	赤崎町		5
1-83040	内屋2号	三井町	内屋	8	1-83620	下山	下山町		7
1-83050	市ノ坂1号	三井町	市ノ坂	7	1-83630	小池	小池町		5
1-83060	新保2号	三井町	新保	12	1-83640	鶴入	鶴入町		30
1-83070	新保1号	三井町	新保	9	1-83650	谷	美谷町		6
1-83080	細屋	三井町	細屋	9	1-83660	美谷	美谷町		6
1-83090	長沢1号	三井町	長沢	12	1-83670	光浦3号	光浦町		0
1-83100	長沢2号	三井町	長沢	0	1-83680	光浦2号	光浦町		6
1-83110	興徳寺1号	三井町	興徳寺	8	1-83690	堂下	中段町		11
1-83120	興徳寺2号	三井町	興徳寺	6	1-83700	中段	中段町		5
1-83140	三井渡合	三井町	渡合	5	1-83710	釜屋谷町2号	釜屋谷町		17
1-83180	落合	空熊町		5	1-83720	釜屋谷町1号	釜屋谷町		14
1-83190	吠木	空熊町		2	1-83730	夕陽ヶ丘	堀町		51
1-83200	滝又1号	滝又町		8	1-83740	宅田	宅田町		15
1-83210	別所	滝又町		6	1-83750	二勢中	二勢町		6
1-83230	打越	打越町		5	1-83760	二ツ屋	二ツ屋町		18
1-83240	帯壁	別所谷町		2	1-83770	二勢	二勢町		5
1-83250	大平	別所谷町		5	1-83780	日吉山	輪島崎町		8
1-83260	別所谷	別所谷町		13	1-83790	石浦町	輪島崎町		8
1-83270	二本杉	別所谷町	大久保	7	1-83800	東出	輪島崎町		3
1-83280	鍛冶谷内	二俣町		5	1-83810	海士町	海士町		60
1-83290	二俣	二俣町		7	1-83820	鳳来町	鳳至町		6
1-83300	川原3号	縄又町		5	1-83830	輪島崎	輪島崎町		80
1-83320	縄又	縄又町		12	1-83840	光浦1号	光浦町	寺山岸	1
1-83330	西海	縄又町		5	1-83850	南時国1号	町野町	南時国	1
1-83340	黒杉	上山町		5	1-88020	洲衛	三井町	洲衛	5
1-83350	上山	上山町		9	1-88030	市ノ坂4号	三井町	市ノ坂	6
1-83360	小町	上山町		7	1-88040	市ノ坂3号	三井町	市ノ坂	5
1-83370	西二又2号	西二又町		0	1-88050	市ノ坂2号	三井町	市ノ坂	11
1-83380	西二又1号	西二又町		12	1-88070	小泉	三井町	小泉	10
1-83390	芹池	西二又町		6	1-88090	中村2号	三井町	中 中村	6
1-83400	上黒川	上黒川町		7	1-88100	中村1号	三井町	中 中村	6
1-83410	貴廟	下黒川町		5	1-88110	下出3号	山岸町	下出	5
1-83420	堂坂	下黒川町		5	1-88120	長沢3号	三井町	長沢	5
1-83430	上大沢	上大沢町		20	1-88130	本江	三井町	本江	18
1-83450	房田谷内	房田町		8	1-88140	江ノ口	三井町	本江 江ノ口	5
1-83460	房田	房田町		7	1-88150	出川	三井町	中 出川	10
1-83470	長井	長井町		26	1-88160	下仁行2号	三井町	仁行 下仁行	7
1-83480	稲屋谷内	稲屋町		5	1-88170	与呂見2号	三井町	与呂見	5
1-83490	稲屋1号	稲屋町		16	1-88180	与呂見3号	三井町	与呂見	5
1-83500	西脇	西脇町		19	1-88190	与呂見1号	三井町	与呂見	12
1-83510	上中尾	東中尾町		5	1-88200	古屋1号	三井町	仁行 古屋	8
1-83520	岡本	山岸町		12	1-88210	古屋2号	三井町	仁行 古屋	5
1-83530	下出1号	山岸町		8	1-88220	青谷1号	三井町	仁行 青谷	6
1-83540	常田	小伊勢町		13	1-88230	青谷2号	三井町	仁行 青谷	8
1-83550	稲屋2号	稲屋町		9	1-88240	袋	三井町	仁行 袋	7
1-83560	山本上出	山本町		4	1-88250	鍋茶屋	熊野町		1
1-83570	山本下出	山本町		6	1-88260	上出	熊野町		2
1-83580	高番取	下山町		7	1-88270	松尾	三井町	仁行 松尾	5

番号	箇所名	町名	小字	人家戸数	番号	箇所名	町名	小字	人家戸数
1-88280	荒田	市ノ瀬町		7	1-89160	地方	町野町	地方	12
1-88290	市ノ瀬	市ノ瀬町		10	1-89180	鈴屋1号	町野町	鈴屋	9
1-88300	坂野出	市ノ瀬町		6	1-89190	鈴屋2号	町野町	鈴屋	24
1-88310	桐田	山ノ上町		8	1-89200	谷内地	名舟町		6
1-88320	安町	石休場町		9	1-89210	広江	町野町	広江	22
1-88330	川尻2号	横地町		7	1-89220	上地1号	渋田町		7
1-88340	中江川	石休場町		7	1-89230	渋田2号	渋田町		8
1-88360	川尻1号	横地町		6	1-89240	里	里町		17
1-88370	岩出	横地町		14	1-89250	渋田1号	渋田町		11
1-88380	成谷内	杉平町		10	1-89260	下内浦	町野町	東大野 下内浦	8
1-88390	杉本谷内	杉平町		7	1-89270	大川	町野町	大川	14
1-88400	大西山	西山町		6	1-89280	和田	町野町	東大野 和田	5
1-88410	上地2号	西山町	小西山 上地	5	1-89290	野尻	町野町	東大野 野尻	3
1-88420	東山	東山町		9	1-89300	伏戸	町野町	伏戸	5
1-88430	忍	忍町		5	1-89310	寺地	町野町	寺地	17
1-88450	木戸谷内	杉平町		7	1-89320	南時国2号	町野町	南時国	2
1-88460	杉平	杉平町		21	1-89330	曾々木	町野町	曾々木	8
1-88470	小峰山	河井町		47	1-81010	久川	門前町	久川	14
1-88480	駅二	河井町		25	1-81020	馬渡2号	門前町	馬渡	14
1-88490	矢田	河井町		13	1-81040	馬渡1号	門前町	馬渡	5
1-88500	弥生町	河井町		62	1-81050	滝町	門前町	滝町	5
1-88510	善之谷内	久手川町		6	1-81060	切挾	門前町	切挾	5
1-88520	塚田	塚田町		2	1-81080	上馬場	門前町	馬場	16
1-88530	稲舟2号	稲舟町		10	1-81090	馬場2号	門前町	馬場	9
1-88540	稲舟1号	稲舟町		14	1-81100	劔地2号	門前町	劔地	26
1-88550	古込	久手川町		5	1-81110	馬場1号	門前町	馬場	9
1-88560	菰沢	大野町		7	1-81120	劔地1号	門前町	劔地	36
1-88570	田浦	大野町		15	1-81140	入山	門前町	入山	9
1-88580	大谷内	深見町		8	1-81150	渡瀬	門前町	渡瀬	6
1-88590	一乗	深見町		14	1-81160	飯川谷	門前町	飯川谷	7
1-88600	納見	深見町		6	1-81170	北浦	門前町	飯川谷北浦	7
1-88610	六軒地	深見町		9	1-81180	白禿	門前町	白禿	6
1-88620	木村	白米町		5	1-81190	大切	門前町	大切	5
1-88640	西印内	西院内町		8	1-81200	江崎	門前町	江崎	5
1-88660	中小田屋	小田屋町		5	1-81210	山是清	門前町	山是清	13
1-88670	尊利地	尊利地町		11	1-81220	椎の木	門前町	椎木	10
1-88680	名舟1号	名舟町		10	1-81230	小山	門前町	小山	8
1-88690	谷内出1号	名舟町		24	1-81240	鍛冶屋	門前町	鍛冶屋	5
1-88710	谷内出2号	名舟町	谷内出	5	1-81250	中田1号	門前町	中田	8
1-88720	名舟2号	名舟町		20	1-81260	中田2号	門前町	中田	4
1-88730	小田屋	小田屋町		15	1-81270	大泊	門前町	大泊	48
1-89010	麦生野	町野町	麦生野	8	1-81280	腰細	門前町	腰細	22
1-89020	北円山	町野町	北円山	5	1-81290	赤神	門前町	赤神	32
1-89030	徳成谷内1号	町野町	徳成谷内	6	1-81300	藤浜	門前町	藤浜	15
1-89040	徳成谷内3号	町野町	徳成谷内	5	1-81310	南	門前町	南	7
1-89050	徳成谷内2号	町野町	徳成谷内	5	1-81330	上河内	門前町	上河内	5
1-89060	東	町野町	東	20	1-81340	小石	門前町	小石	8
1-89070	法安	町野町	北円山 法安	5	1-81350	北川	門前町	北川	19
1-89080	徳成	町野町	徳成	11	1-81360	千代	門前町	千代	31
1-89100	若桑	町野町	若桑	3	1-81370	猿橋	門前町	猿橋	23
1-89110	桶戸	町野町	桶戸	11	1-81380	地原	門前町	地原	12
1-89120	下田長	町野町	川西 下田長	6	1-81390	百成	門前町	百成	6
1-89130	上田長	町野町	川西 上田長	7	1-81420	栃の木	門前町	栃木	44
1-89140	東印内	東印内町		5	1-81430	本市	門前町	本市	24

番号	箇所名	町名	小字	人家戸数
----	-----	----	----	------

1-81440	深田	門前町	深田	18
1-81450	西中尾	門前町	西中尾	6
1-81460	広岡1号	門前町	広岡	10
1-81470	鬼屋3号	門前町	鬼屋	9
1-81480	鬼屋2号	門前町	鬼屋	10
1-81490	鬼屋1号	門前町	鬼屋	5
1-81500	広岡2号	門前町	広岡	0
1-81510	館	門前町	館	10
1-81520	黒島	門前町	黒島	22
1-81530	横町	門前町	門前	25
1-86010	定広	門前町	定広	18
1-86020	荒屋	門前町	荒屋	11
1-86030	平	門前町	平	9
1-86040	二又川2号	門前町	二又川下出	5
1-86050	二又川1号	門前町	二又川下出	14
1-86060	俊兼	門前町	俊兼	6
1-86070	四位	門前町	四位	13
1-86080	本内	門前町	本内	13
1-86090	山辺	門前町	山辺	5
1-86100	田村	門前町	田村	30
1-86120	高根尾	門前町	高根尾	10
1-86130	東谷内和田	門前町	和田	16
1-86140	西谷内和田	門前町	和田	15
1-86150	和田	門前町	和田	19
1-86160	勝田1号	門前町	勝田	5
1-86170	勝田2号	門前町	勝田	5
1-86180	鹿磯1号	門前町	鹿磯	65
1-86190	鹿磯2号	門前町	鹿磯	22
1-86200	深見2号	門前町	深見	25
1-86210	深見1号	門前町	深見	14
1-86220	亀部田	門前町	浦上亀部田	8
1-86230	安代原	門前町	安代原	13
1-86240	中野屋	門前町	中野屋	6
1-86260	中尾	門前町	西中尾	6
1-86270	知気女	門前町	浦上	11
1-86280	宮田	門前町	浦上	5
1-86290	宮古場	門前町	宮古場	10
1-86300	中屋	門前町	浦上	7
1-86310	西円山	門前町	西円山	11
1-86320	吉浦	門前町	吉浦	16
1-86330	五十洲	門前町	五十洲	20
1-86350	上坂	門前町	井守上坂	5
1-86360	暮坂	門前町	暮坂	7
1-86370	皆月3号	門前町	皆月	64
1-86380	皆月1号	門前町	皆月	14
1-86390	皆月2号	門前町	皆月	54
計				2990

イ 急傾斜地Ⅱ

番号	箇所名	市町村名	小字	人家戸数	番号	箇所名	市町村名	小字	人家戸数
2-83010	寺山岸	光浦町	寺山岸	1	2-81010	上代	門前町	上代	1
2-83030	後谷	中段町	後谷	3	2-81020	後谷1号	門前町	久川後谷	2
2-83040	房田	房田町		1	2-81030	後谷2号	門前町	久川後谷	1
2-83050	空熊3号	空熊町	別所	1	2-81040	深田	門前町	深田	4
2-83060	吠木	空熊町	吠木	2	2-81050	貝吹1号	門前町	貝吹	3
2-83070	成谷内	杉平町	成谷内	1	2-81060	貝吹2号	門前町	貝吹	1
2-83080	北谷2号	北谷町		1	2-81070	貝吹3号	門前町	貝吹	1
2-83090	北谷1号	北谷町		3	2-81080	貝吹4号	門前町	貝吹	1
2-83100	塚田	塚田町		1	2-81100	堀腰	門前町	堀腰	1
2-83110	明前	惣領町	明前	1	2-81110	内保中央	門前町	内保内保中央	2
2-83120	広江上地	町野町	広江	3	2-81120	天神平	門前町	内保天神平	1
2-83130	広江元地1号	町野町	広江	3	2-81130	日砂子	門前町	浦上日砂子	3
2-83140	広江元地2号	町野町	広江	2	2-81140	尺ヶ池	門前町	浦上尺ヶ池	1
2-83170	上内浦	町野町	東大野	3	2-81150	知気女	門前町	浦上知気女	4
2-83180	矢代	町野町	東大野 谷内地	1	2-81170	大久保1号	門前町	浦上大久保	1
2-83210	川西田長	町野町	川西	1	2-81180	大久保2号	門前町	浦上大久保	1
2-83220	川西広	町野町	川西	1	2-81190	清太郎	門前町	浦上清太郎	1
2-83240	徳成	町野町	徳成	3	2-81200	西円山	門前町	西円山	1
2-83250	麦生野	町野町	麦生野	1	2-81210	中谷内1号	門前町	中谷内	3
2-83260	若桑1号	町野町	若桑	1	2-81220	中谷内2号	門前町	中谷内小滝	1
2-83270	若桑2号	町野町	若桑	1	2-81230	中谷内3号	門前町	中谷内小滝	2
2-83280	鈴屋	町野町	鈴屋	2	2-81240	中谷内4号	門前町	中谷内大久保	4
2-83300	野田	名舟町		1	2-81250	大滝1号	門前町	大滝	2
2-83310	高の巣	名舟町		1	2-81260	大滝2号	門前町	大滝	1
2-83320	西院内1号	西院内町		2	2-81270	百成大角間1号	門前町	百成大角間百成	2
2-83330	西院内2号	西院内町		3	2-81280	大釜	門前町	大釜	2
2-83350	大西山	西山町	大西山	1	2-81290	清沢	門前町	清沢	3
2-83360	谷内地1号	西山町	大西山	1	2-81300	黒岩	門前町	黒岩	4
2-83370	松中	三井町	漆原	1	2-81310	是清	門前町	是清	4
2-83390	荒木前2号	三井町	細屋	1	2-81320	鍵川	門前町	鍵川	3
2-83400	荒木前1号	三井町	細屋	1	2-81330	貝喰	門前町	内保貝喰	3
2-83410	市ノ坂	三井町	市ノ坂	1	2-86010	高根尾	門前町	高根尾	4
2-83420	クスバ	三井町	仁行 下仁行	1	2-86020	番頭屋	門前町	浦上番頭屋	4
2-83430	仁行渡合	三井町	仁行	2	2-86030	百成大角間2号	門前町	百成大角間	3
2-83450	大村	三井町	興徳寺	4	計				184
2-83460	空熊1号	空熊町		3					
2-83470	空熊2号	空熊町		3					
2-83480	落合	空熊町		4					
2-83490	打越	打越町		3					
2-83500	上	房田町		3					
2-83510	洲衛	三井町		3					
2-83520	坂田	三井町		4					
2-83530	漆原	三井町		4					
2-83540	上石休場	石休場町		4					
2-83550	忍	忍町		2					
2-83560	箱根	名舟町	高巣	3					
2-83570	谷内地2号	西山町		3					
2-83580	谷内出	名舟町	谷内出	4					
2-83590	金蔵	町野町		3					
2-83600	東印内	東印内町		3					
2-83610	寺山	町野町	寺山	1					
2-83620	大久保4号	町野町	大久保	2					

(3) 地すべり危険箇所

危険箇所 番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数 (危険区域)
60	吉ヶ町	ヨシガマチ	町野町	吉ヶ町	輪島市町野町吉ヶ町	1
61	番平	バンヒラ	町野町	番平	輪島市町野町番平	4
62	谷地	ヤチ	町野町	谷地	輪島市町野町谷地	17
63	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	輪島市町野町鈴屋	22
64	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	輪島市町野町寺山	12
65	若桑	ワカワ	町野町	若桑	輪島市町野町若桑	27
66	若桑東	ワカワヒガシ	町野町	若桑	輪島市町野町若桑	
67	佐野	サノ	町野町	佐野	輪島市町野町佐野	41
68	北円山	キタマルヤマ	町野町	北円山	輪島市町野町北円山	25
69	和田	ワダ	町野町	和田	輪島市町野町和田	17
70	洪田	シフタ	洪田町	—	輪島市洪田町—	13
71	洪田東	シフタヒガシ	洪田町	—	輪島市洪田町—	9
72	洪田南	シフタミナミ	洪田町	—	輪島市洪田町—	9
73	上里	カミサト	里町	上里	輪島市里町上里	16
74	小田屋	オダヤ	小田屋町	—	輪島市小田屋町—	56
75	尊利地	ソリジ	尊利地町	—	輪島市尊利地町—	56
76	田長	タナガ	町野町	田長	輪島市町野町田長	13
77	井面	イノオモテ	町野町	井面	輪島市町野町井面	11
78	西院内	ニシンナイ	里町	西院内	輪島市里町西院内	22
79	東山	ヒガシヤマ	東山町	—	輪島市東山町—	13
80	名舟南	ナブネミナミ	名舟町	—	輪島市名舟町—	
81	小富士山	コフジサン	深見町	一乗	輪島市深見町一乗	
82	深見	フカミ	深見町	大谷内、鷲嶽丸山	輪島市深見町大谷内、鷲嶽丸山	45
83	深見打越	フカミウチコシ	深見町	打越	輪島市深見町打越	16
84	惣領	ソウリョウ	惣領町	—	輪島市惣領町—	51
85	岡塚	オカヅカ	惣領町	岡塚	輪島市惣領町岡塚	14
86	大野	オオノ	大野町	—	輪島市大野町—	190
87	久手川	クテガワ	久手川町	—	輪島市久手川町—	41
88	久手川西	クテガワニシ	久手川町	—	輪島市久手川町—	24
89	久手川東	クテガワヒガシ	久手川町	—	輪島市久手川町—	
90	横地	ヨコジ	横地町	—	輪島市横地町—	74
91	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	輪島市石休場町—	
92	山ノ上北	ヤマノウエキタ	山ノ上町	—	輪島市山ノ上町—	13
93	山ノ上南	ヤマノウエミナミ	山ノ上町	—	輪島市山ノ上町—	47
94	輪島崎	ワジマザキ	輪島崎町	—	輪島市輪島崎町—	112
95	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	輪島市光浦町—	45
96	海士町	アママチ	海士町	—	輪島市海士町—	63
97	夕陽ヶ丘	ユウヒガオカ	堀町	—	輪島市堀町—	361
98	釜屋谷	カマヤダニ	釜屋谷町	—	輪島市釜屋谷町—	51
99	水守	ミモリ	水守町	—	輪島市水守町—	118
100	中段	チュウダ	中段町	—	輪島市中段町—	64
101	山本	ヤマモト	山本町	—	輪島市山本町—	96
102	山岸	ヤマギシ	山岸町	—	輪島市山岸町—	17
103	稲屋	トウヤ	稲屋町	稲屋	輪島市稲屋町稲屋	15
104	長井	ナガイ	長井町	—	輪島市長井町—	74
105	西脇	ニシワキ	西脇町	—	輪島市西脇町—	36
106	北谷	キタダニ	北谷町	—	輪島市北谷町—	6
107	北谷南	キタダニミナミ	北谷町	—	輪島市北谷町—	5
108	熊野	クマノ	熊野町	—	輪島市熊野町—	35
109	野田	ノダ	熊野町	野田	輪島市熊野町野田	12
110	打越	ウチコシ	打越町	—	輪島市打越町—	9
111	打越南	ウチコシミナミ	打越町	—	輪島市打越町—	14
112	本江西	ホンゴウニシ	三井町	本江	輪島市三井町本江	44
113	美谷	ミタニ	美谷町	—	輪島市美谷町—	53
114	鵜入	ウニユ	鵜入町	—	輪島市鵜入町—	28
115	鵜入南	ウニユミナミ	鵜入町	—	輪島市鵜入町—	
116	房田	フサダ	房田町	—	輪島市房田町—	45
117	貴廟	キヒョウ	上黒川町	貴廟	輪島市上黒川町貴廟	27
118	二俣西	フタマニシ	二俣町	—	輪島市二俣町—	24
119	二俣東	フタマヒガシ	二俣町	—	輪島市二俣町—	26
120	下縄又	シモナワマタ	縄又町	—	輪島市縄又町—	59
121	別所谷西	ベッショダニシ	別所谷町	—	輪島市別所谷町—	
122	別所谷東	ベッショダニヒガシ	別所谷町	—	輪島市別所谷町—	16
123	別所谷南	ベッショダニミナミ	別所谷町	—	輪島市別所谷町—	

危険箇所 番号	箇所名	カシメイ	町村名	大字名	地先	人家戸数 (危険区域)
124	滝又	タキマタ	滝又町	—	輪島市滝又町一	39
125	吠木	ホエキ	空熊町	吠木	輪島市空熊町吠木	17
126	空熊	ソラクマ	空熊町	空熊	輪島市空熊町空熊	16
127	別所	ヘツショ	滝又町	別所	輪島市滝又町別所	
128	赤崎	アカサキ	赤崎町	—	輪島市赤崎町一	13
129	上大沢	カミオオサワ	上大沢町	—	輪島市上大沢町一	4
130	西二又	ニシフタマタ	西二又町	芹池	輪島市西二又町芹池	26
131	西二又西	ニシフタマタニシ	西二又町	中野	輪島市西二又町中野	16
132	上山	カミヤマ	上山町	—	輪島市上山町一	46
146	暮坂	クレサカ	門前町	暮坂	鳳至郡門前町暮坂	7
147	井守上坂南	イモリアゲサカミナミ	門前町	井守上坂	鳳至郡門前町井守上坂	
148	百成大角間	トウミキオオカクマ	門前町	百成大角間	鳳至郡門前町百成大角間	20
149	薄野	ススキノ	門前町	薄野	鳳至郡門前町薄野	5
150	浦上	シュウト	門前町	浦上	鳳至郡門前町浦上	
151	西円山	ニシマルヤマ	門前町	西円山	鳳至郡門前町西円山	15
152	西円山南	ニシマルヤマミナミ	門前町	西円山	鳳至郡門前町西円山	2
153	中屋	ナカヤ	門前町	浦上 中屋	鳳至郡門前町浦上 中屋	18
154	中屋南	ナカヤミナミ	門前町	浦上 中屋	鳳至郡門前町浦上 中屋	11
155	宮古場北	ミヤコバキタ	門前町	宮古場	鳳至郡門前町宮古場	6
156	管ノ原	スガノハラ	門前町	管ノ原	鳳至郡門前町管ノ原	2
157	中尾	ナカオ	門前町	番頭屋	鳳至郡門前町番頭屋	12
158	中野屋	ナカノヤ	門前町	中野屋	鳳至郡門前町中野屋	19
159	安代原	アンダイハラ	門前町	安代原	鳳至郡門前町安代原	18
160	安代原西	アンダイハラニシ	門前町	安代原	鳳至郡門前町安代原	8
161	浅生田	アソウダ	門前町	浅生田	鳳至郡門前町浅生田	20
162	浅生田南	アソダミナミ	門前町	浅生田	鳳至郡門前町浅生田	10
163	谷内和田	ヤチワダ	門前町	谷内和田	鳳至郡門前町谷内和田	32
164	和田	ワダ	門前町	和田	鳳至郡門前町和田	40
165	勝田	カツタ	門前町	勝田	鳳至郡門前町勝田	16
166	大久保	オオクボ	門前町	浦上 大久保	鳳至郡門前町浦上 大久保	17
167	宮田	ミヤタ	門前町	浦上 宮田	鳳至郡門前町浦上 宮田	15
168	盤若地	ハンニヤチ	門前町	浦上 盤若地	鳳至郡門前町浦上 盤若地	15
169	蛇喰	ジャバミ	門前町	浦上 蛇喰	鳳至郡門前町浦上 蛇喰	15
170	滝上	タキノウエ	門前町	滝上	鳳至郡門前町滝上	9
171	四位	シイ	門前町	四位	鳳至郡門前町四位	27
172	下出	シモデ	門前町	二又川 下出	鳳至郡門前町二又川 下出	41
173	滝平	タキダイラ	門前町	二又川 滝平	鳳至郡門前町二又川 滝平	36
174	袋	フクロ	門前町	二又川 袋	鳳至郡門前町二又川 袋	1
175	百成	トウミキ	門前町	百成	鳳至郡門前町百成	7
176	地原	チハラ	門前町	地原	鳳至郡門前町地原	17
177	定広	サダヒロ	門前町	定広	鳳至郡門前町定広	33
178	広岡	ヒロオカ	門前町	広岡	鳳至郡門前町広岡	582
179	小滝	コダキ	門前町	小滝	鳳至郡門前町小滝	18
180	六郎木	ロクロギ	門前町	六郎木	鳳至郡門前町六郎木	8
181	鹿磯	カイツ	門前町	鹿磯	鳳至郡門前町鹿磯	69
182	坂尻	サカジリ	門前町	小山	鳳至郡門前町小山	19
183	北浦	キタウラ	門前町	北浦	鳳至郡門前町北浦	8
184	切狭	キリバサミ	門前町	切狭	鳳至郡門前町切狭	8
185	久川	クワ	門前町	久川	鳳至郡門前町久川	22
186	赤神	アカガミ	門前町	赤神	鳳至郡門前町赤神	31
187	赤神北	アカガミキタ	門前町	赤神	鳳至郡門前町赤神	1
188	黒岩	クロイワ	門前町	黒岩	鳳至郡門前町黒岩	79
189	渡瀬	ワタセ	門前町	渡瀬	鳳至郡門前町渡瀬	31
189	入山	イリヤマ	門前町	入山	鳳至郡門前町入山	31
191	馬場	バンバ	門前町	馬場	鳳至郡門前町馬場	33
192	滝町東	タキマチヒガシ	門前町	滝町	鳳至郡門前町滝町	6
193	滝町西	タキマチニシ	門前町	滝町	鳳至郡門前町滝町	47
194	馬渡	マワタリ	門前町	馬渡	鳳至郡門前町馬渡	41
195	木原月	キハラツギ	門前町	木原月	鳳至郡門前町木原月	2
418	日砂子	ヒシヤゴ	門前町	浦上	鳳至郡門前町浦上	5
計						1392

8 注意、観察を要するため池(農林水産部 農業基盤課 R3.7.1現在)

平成25年度 石川県ため池一斉点検より

	管理番号	ため池名	所在地	構造・諸元				堤体下流状況(被災エリア限定なし)			防災重点 ため池
				天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (千m3)	人家あり	公共施設 等あり	国道等あり	
1	172040171	鳥毛の高	町野町寺山	1.5	2.0	20.0	0.1	○			○
2	172040172	中村の八幡峠	町野町寺山	2.0	2.0	12.0	0.1	○			○
3	172040225	出村の高	町野町寺山	1.5	5.0	19.0	0.2	○	○		○
4	172040045	尻堤	町野町桶戸	1.0	2.0	33.0	0.2	○			○
5	172040046	和田ノ堤	町野町桶戸	3.0	2.1	110.0	5.3	○			○
6	172040014	穴畠	町野町金蔵	4.0	10.7	52.0	18.3	○		○	○
7	172040015	雁田	町野町金蔵	6.5	5.6	26.0	13.7		○		○
8	172040047	越戸	町野町金蔵	2.5	6.5	32.0	1.3	○			○
9	172040048	五束刈	町野町金蔵	2.0	7.0	17.0	2.0	○			○
10	172040049	中尾	町野町金蔵	3.5	6.0	19.0	7.9	○			○
11	172040050	新池	町野町金蔵	2.0	4.0	36.0	3.1		○		○
12	172040051	惣の谷内	町野町金蔵	3.0	6.7	19.0	5.6	○			○
13	172040052	四十刈	町野町金蔵	3.0	3.6	25.0	2.4	○			○
14	172040053	畳田	町野町金蔵	2.5	10.5	40.0	10.9	○		○	○
15	172040055	保生池	町野町金蔵	7.5	8.8	112.0	6.6	○		○	○
16	172040180	三田	町野町金蔵	3.0	1.3	74.0	8.0	○		○	○
17	172040113	前上谷	町野町広江	2.0	3.0	142.0	4.2	○		○	○
18	172040114	ミシタ谷内	町野町広江	5.0	8.0	32.0	12.1	○		○	○
19	172040042	上谷	町野町栗蔵	2.5	1.8	28.0	2.4	○		○	○
20	172040282	惣田3	町野町栗蔵	2.0	7.5	12.0	0.4	○			○
21	172040016	細田大池	町野町佐野	2.5	7.8	48.0	45.0			○	○
22	172040017	細田下池	町野町佐野	2.0	8.8	28.0	8.0			○	○
23	172040032	新池	町野町佐野	4.5	8.2	48.0	30.0			○	○
24	172040120	小堤	町野町西時国	1.8	1.4	53.0	2.0	○		○	○
25	172040122	山王堤	町野町西時国	3.5	4.0	215.0	21.9	○		○	○
26	172040193	大堤	町野町西時国	2.0	2.0	209.0	13.2	○		○	○
27	172040105	矢谷成	町野町川西	1.5	2.6	43.0	0.9	○			○
28	172040104	堂ヶ谷	町野町川西広	4.5	6.0	22.0	4.8	○			○
29	172040100	桜木	町野町川西桜木	2.5	1.5	82.0	1.0	○			○
30	172040094	菊吉の下	町野町川西田長	3.0	2.5	129.0	9.3	○		○	○
31	172040095	山岸の下	町野町川西田長	3.0	2.5	129.0	4.8	○		○	○
32	172040096	小谷内	町野町川西田長	6.0	5.8	70.0	15.4	○		○	○
33	172040110	谷内池	町野町大川	4.0	10.7	34.0	10.9	○		○	○
34	172040111	浜田池	町野町大川	2.0	3.7	118.0	6.3	○		○	○
35	172040063	寺谷内-1	町野町東	3.9	9.0	64.0	20.1	○			○
36	172040064	寺谷内-2	町野町東	3.0	5.2	32.0	2.9	○			○
37	172040116	竹の谷	町野町東大野	2.0	10.5	25.0	5.9	○		○	○
38	172040117	夫婦下	町野町東大野	2.0	3.4	103.0	2.5	○		○	○
39	172040119	滝の谷内	町野町東大野	3.0	11.4	49.0	5.9	○		○	○
40	172040107	袖ヶ谷	町野町徳成	5.0	8.0	41.0	30.4	○			○
41	172040109	宮田	町野町徳成	3.5	6.0	21.0	3.0	○			○
42	172040018	呼長尾	町野町北円山	5.0	8.2	48.0	30.0	○		○	○
43	172040123	新池	町野町南時国	5.0	2.5	125.0	13.0			○	○
44	172040124	路角池	町野町南時国	2.0	2.2	80.0	7.4			○	○
45	172040219	寺池	町野町南時国	5.6	14.0	2.2	4.4		○		○
46	172040204	大堤	町野町敷戸	3.0	4.0	207.0	21.5	○		○	○
47	172040115	前溜池	町野町伏戸	2.5	2.2	125.0	8.1	○		○	○
48	172040054	車坂	西山町小西山	2.5	6.0	42.0	10.9	○		○	○
49	172040279	熊谷	西山町小西山	2.0	9.0	27.0	10.7	○			○
50	172040058	社茂地-2	東印内町	2.6	9.0	36.0	16.4	○			○
51	172040059	社茂地-3	東印内町	2.6	9.0	47.0	11.6	○			○
52	172040060	大池	西山町大西山	4.0	7.5	30.0	2.8			○	○
53	172040011	観音堂-3	尊利地町	5.0	15.9	65.0	76.3	○		○	○

	管理番号	ため池名	所在地	構造・諸元				堤体下流状況(被災エリア限定なし)			防災重点 ため池
				天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (千m3)	人家あり	公共施設 等あり	国道等あり	
54	172040188	池ノ谷内	東山町	3.8	8.9	63.0	32.7	○			○
55	172040293	名舟1	名舟町	5.0	5.0	42.0	6.4	○			○
56	172040295	名舟2	名舟町	3.0	7.0	43.0	14.7	○			○
57	172040021	新堤	大野町	10.0	11.0	46.0	21.3		○		○
58	172040006	旧谷内山	大野町	3.5	17.5	48.0	8.0	○			○
59	172040083	銚子	大野町	4.0	6.7	62.0	22.1	○		○	○
60	172040186	上野	三井町仁行	1.5	3.0	10.0	0.1	○			○
61	172040197	地原	稲屋町	2.5	5.4	28.0	1.7	○		○	○
62	172040004	上堤	釜屋谷町	4.0	7.0	29.0	6.6	○			○
63	172040005	下堤	釜屋谷町	3.0	8.3	35.0	5.4	○			○
64	172040001	三谷内	山本町	3.0	9.0	41.0	31.8	○			○
65	172040019	谷内ノ溪	山本町	2.5	8.7	36.0	12.6	○			○
66	172040002	小伊勢	小伊勢町	4.5	11.0	37.0	4.7	○	○	○	○
67	172040195	御引干場	滝又町	2.5	7.0	52.0	1.3	○		○	○
68	172040125	露込	縄又町	2.5	3.5	20.0	2.7			○	○
69	172040130	河原	縄又町	2.0	4.0	10.0	1.0	○			○
70	172040295	庄の部	縄又町	1.8	4.5	39.0	0.9	○			○
71	172040139	渡畑	赤崎町	0.7	3.3	22.0	0.7	○		○	○
72	172040140	渡畑2	赤崎町	1.0	3.3	22.0	0.5	○		○	○
73	172040146	ハザ田	赤崎町	1.5	3.3	22.0	0.4	○			○
74	174220002	大池	門前町黒岩	3.0	4.9	36.5	31.3	○			○
75	174220001	大池	門前町入山	3.5	4.9	62.0	31.3	○		○	○
76	174220045	がいの木谷池	門前町飯川谷(北浦)	3.0	7.4	16.0	2.7	○			○
77	174220046	わるだの池	門前町飯川谷	2.7	5.2	21.0	2.9	○			○
78	174220060	じゃらしき池	門前町馬渡	3.5	4.0	24.0	1.5	○			○
79	174220061	おぼった池	門前町馬渡	3.3	7.8	31.0	2.0	○			○
80	174220008	なかせの堤	門前町千代(大口)	2.5	4.4	56.0	2.0	○			○
81	174220009	大堤	門前町千代(大口)	3.0	6.0	125.0	23.1	○		○	○
82	174220166	上野釜口山	門前町千代(大口)	1.2	4.3	40.0	1.0	○			○
83	174220230	千代36字堤	門前町千代(大口)	2.0	4.5	30.3	1.5	○		○	○
84	174220231	山本堤	門前町千代(大口)	2.0	5.0	66.5	3.0	○		○	○
85	174220005	谷内古池	門前町池田	3.0	5.0	95.0	8.0	○		○	○
86	174220007	岩子の下池	門前町池田	1.5	6.8	50.0	3.3	○		○	○
87	174220136	向橋	門前町池田	2.0	5.7	17.0	1.8	○			○
88	174220024	天地原	門前町椎木	2.0	7.0	62.0	2.5	○			○
89	174220019	道下	門前町道下	2.0	5.5	35.0	2.0	○	○		○
90	174220042	熊の谷池	門前町道下	5.0	5.8	39.0	7.8	○		○	○
91	174220043	芳木大池	門前町道下	2.6	3.4	127.0	7.8	○			○
92	174220091	長沢池	門前町道下	2.4	4.5	46.0	2.0	○			○
93	174220092	山本池	門前町道下	2.0	5.1	58.0	1.5	○	○		○
94	174220093	田谷池	門前町道下	2.2	4.6	55.0	1.5	○			○
95	174220094	松浦池	門前町道下	1.6	5.2	50.5	1.7	○			○
96	174220040	部落前池	門前町六郎木	3.8	6.7	63.0	12.6	○			○
97	174220143	正田池	門前町猿橋	3.6	4.0	39.0	2.3	○			○
98	174220144	亀の蛇原	門前町猿橋	4.0	7.3	36.0	11.0	○			○
99	174220037	古池	門前町館	2.5	4.0	66.0	1.9	○	○		○
100	174220054	上出池	門前町広岡	4.0	4.0	35.0	4.0	○			○
101	174220055	宮田池	門前町広岡	4.0	7.2	40.0	13.0	○			○
102	174220175	大島池	門前町広岡	1.5	3.6	42.0	1.0	○			○
103	174220177	林地	門前町広岡	2.4	2.5	21.0	0.3	○			○
104	174220180	デカドベ池	門前町西中尾	2.8	6.6	77.0	5.2	○			○
105	174220182	水尻No.1	門前町西中尾	2.0	2.9	50.0	0.8	○			○
106	174220183	水尻No.2	門前町西中尾	2.0	3.0	34.0	0.8	○			○
107	174220056	前の池	門前町高根尾	5.5	3.4	70.0	2.0	○			○
108	174220077	尾井の木	門前町深田	3.0	7.0	49.0	12.0	○	○		○

	管理番号	ため池名	所在地	構造・諸元				堤体下流状況(被災エリア限定なし)			防災重点 ため池
				天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (千m3)	人家あり	公共施設 等あり	国道等あり	
109	174220084	新堤下	門前町本内	3.0	5.5	28.0	2.8	○			○
110	174220086	新堤上	門前町本内	2.0	5.6	30.0	2.6	○			○
111	174220050	能納屋池	門前町能納屋	4.0	4.9	75.0	5.0	○			○
112	174220209	横地の高の堤	門前町鍵川	2.0	3.6	15.0	0.1	○			○
113	174220052	堀腰池	門前町堀腰	3.5	9.6	50.3	17.3	○			○
114	174220129	横地池	門前町東大町	2.4	5.2	38.0	2.6	○			○
115	174220036	江田池	門前町田村	3.8	8.9	31.0	13.4	○			○
116	174220033	岡山池	門前町浦上(清土)	2.0	5.4	22.0	1.6	○			○
117	174220034	堀山池	門前町浦上(宮田)	4.0	7.4	34.0	2.0	○			○
118	174220035	花立池	門前町浦上(宮田)	3.0	7.3	34.0	6.0	○			○
119	174220195	泉一	門前町浦上(吉ヶ谷内)	1.3	3.8	22.8	0.7	○			○
120	174220113	宮本の池	門前町浦上(濁池)	3.0	4.0	27.0	3.0	○			○
121	174220067	五本原	門前町鶴山	3.0	3.7	59.0	5.5	○	○	○	○

※防災重点ため池

下流に人家や公共施設等があり施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池

9 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
1	上大沢	カミオオサワ	上大沢町	—	上大沢町—	18
2	西二又	ニシフタマタ	西二又町	—	西二又町—	4
3	大沢	オオサワ	大沢町	—	大沢町—	20
4	大沢	オオサワ	大沢町	—	大沢町—	10
5	西二又	ニシフタマタ	西二又町	—	西二又町—	8
6	小池	オイケ	小池町	—	小池町—	4
7	小池	オイケ	小池町	—	小池町—	13
8	房田	フサダ	房田町	—	房田町—	16
9	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	11
10	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	10
11	二俣	フタマタ	二俣町	—	二俣町—	12
12	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	
13	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	
14	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	
15	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	1
16	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	3
17	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	10
18	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	2
19	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	13
20	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	18
21	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	7
22	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	6
23	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	8
24	釜屋谷	カマヤダニ	釜屋谷町	—	釜屋谷町—	18
25	水守	ミトモリ	水守町	—	水守町—	20
26	中段	チュウダ	中段町	—	中段町—	8
27	山本	ヤマモト	山本町	—	山本町—	20
28	山本	ヤマモト	山本町	—	山本町—	10
29	小伊勢	オイセ	小伊勢町	—	小伊勢町—	20
30	稲屋	トウヤ	稲屋町	—	稲屋町—	7
31	長井	ナガイ	長井町	—	長井町—	14
32	山岸	ヤマギシ	山岸町	—	山岸町—	60
33	山岸	ヤマギシ	山岸町	—	山岸町—	30
34	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	10
35	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	10
36	西脇	ニシワキ	西脇町	—	西脇町—	30
37	杉平	スギヒラ	杉平町	—	杉平町—	7
38	横地	ヨコジ	横地町	—	横地町—	10
39	横地	ヨコジ	横地町	—	横地町—	20
40	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	20
41	別所谷	ベツショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	12
42	別所谷	ベツショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	6
43	別所谷	ベツショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	7
44	北谷	キタダニ	北谷町	—	北谷町—	6
45	山ノ上	ヤマノウエ	山ノ上町	—	山ノ上町—	20
46	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	10
47	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	35
48	熊野	クマノ	熊野町	—	熊野町—	8
49	熊野	クマノ	熊野町	—	熊野町—	10
50	打越	ウチコシ	打越町	—	打越町—	4
51	打越	ウチコシ	打越町	—	打越町—	6
52	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	10
53	本江	ホンゴウ	三井町	本江	三井町本江	27
54	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	17

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
55	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	5
56	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	8
57	長沢	ナガサワ	三井町	長沢	三井町長沢	43
58	小泉	コイズミ	三井町	小泉	三井町小泉	30
59	新保	シンボ	三井町	新保	三井町新保	28
60	細屋	ホソヤ	三井町	細屋	三井町細屋	8
61	市ノ坂	イチノサカ	三井町	市ノ坂	三井町市ノ坂	8
62	内屋	ウチヤ	三井町	内屋	三井町内屋	34
63	大野	オオノ	大野町	—	大野町—	20
64	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	25
65	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	8
66	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	7
67	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	13
68	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	11
69	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	11
70	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	9
71	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	4
72	納見	オザミ	深見町	納見	深見町納見	12
73	境	サカイ	深見町	境	深見町境	7
74	白米	シラヨネ	白米町	—	白米町—	7
75	野田	ノダ	野田町	—	野田町—	6
76	名舟	ナブネ	名舟町	—	名舟町—	20
77	里	サト	里町	—	里町—	30
78	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	4
79	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	8
80	里	サト	里町	—	里町—	6
81	里	サト	里町	—	里町—	7
82	大川	オオカワ	町野町	大川	町野町大川	40
83	伏戸	フセド	町野町	伏戸	町野町伏戸	6
84	東大野	ヒガシオオノ	町野町	東大野	町野町東大野	6
85	東大野	ヒガシオオノ	町野町	東大野	町野町東大野	12
86	曾々木	ソソギ	町野町	曾々木	町野町曾々木	40
87	曾々木	ソソギ	町野町	曾々木	町野町曾々木	40
88	時国	トキクニ	町野町	時国	町野町時国	1
89	南時国	ミナミトキクニ	町野町	南時国	町野町南時国	4
90	南時国	ミナミトキクニ	町野町	南時国	町野町南時国	3
91	南時国	ミナミトキクニ	町野町	南時国	町野町南時国	8
92	寺地	テラジ	町野町	寺地	町野町寺地	37
93	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	7
94	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	5
95	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	5
96	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	6
97	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	3
98	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	3
99	東大野	ヒガシオオノ	町野町	東大野	町野町東大野	14
100	町野	マチノ	町野町	—	町野町	3
101	東大野	ヒガシオオノ	町野町	東大野	町野町東大野	8
102	東大野	ヒガシオオノ	町野町	東大野	町野町東大野	8
103	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	25
104	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	16
105	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	3
106	金蔵	カナクラ	町野町	金蔵	町野町金蔵	15
107	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	6
108	井面	イオモテ	町野町	井面	町野町井面	8
109	桶戸	オケド	町野町	桶戸	町野町桶戸	30
110	寺地	テラジ	町野町	寺地	町野町寺地	30
111	広江	ヒロエ	町野町	広江	町野町広江	35

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
112	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	町野町鈴屋	25
113	粟蔵	アワクラ	町野町	粟蔵	町野町粟蔵	10
114	井面	イオモテ	町野町	井面	町野町井面	15
115	麦生野	ムギョウノ	町野町	麦生野	町野町麦生野	5
116	町野	マチノ	町野町		町野町	18
117	麦生野	ムギョウノ	町野町	麦生野	町野町麦生野	12
118	麦生野	ムギョウノ	町野町	麦生野	町野町麦生野	13
119	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
120	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	8
121	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
122	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
123	粟蔵	アワクラ	町野町	粟蔵	町野町粟蔵	20
124	粟蔵	アワクラ	町野町	粟蔵	町野町粟蔵	7
125	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	6
126	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	町野町鈴屋	4
127	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
128	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	2
129	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
130	東	ヒガシ	町野町	東	町野町東	7
131	北円山	キタマルヤマ	町野町	北円山	町野町北円山	5
132	北円山	キタマルヤマ	町野町	北円山	町野町北円山	14
133	舞谷	マイタニ	町野町	舞谷	町野町舞谷	1
134	舞谷	マイタニ	町野町	舞谷	町野町舞谷	2
135	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	1
136	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	10
137	本江	ホンゴウ	町野町	本江	町野町本江	7
138	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	2
139	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	2
140	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	
141	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	
142	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	町野町鈴屋	
143	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	
144	西院内	ニシインナイ	西院内町	—	西院内町—	14
145	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	3
146	下山	シモヤマ	下山町	—	下山町—	6
147	大沢	オオサワ	大沢町	—	大沢町—	
148	房田	フサダ	房田町	—	房田町—	
149	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	3
150	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	光浦町—	
151	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	5
152	別所谷	ベッショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	
153	打越	ウチコシ	打越町	—	打越町—	6
154	長沢	ナガサワ	三井町	長沢	三井町長沢	5
155	市ノ坂	イチノサカ	三井町	市ノ坂	三井町市ノ坂	9
156	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	2
157	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	
158	宅田	タクダ	宅田町	—	宅田町—	
159	洲衛	スエ	三井町	洲衛	三井町洲衛	3
160	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	9
161	金蔵	カナクラ	町野町	金蔵	町野町金蔵	
162	麦生野	ムギョウノ	町野町	麦生野	町野町麦生野	14
163	真久	サンサ	町野町	真久	町野町真久	9
164	牛尾	ウシオ	町野町	牛尾	町野町牛尾	
165	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	2
166	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	1
167	河井	カワイ	河井町	—	河井町—	20
168	宅田	タクダ	宅田町	—	宅田町—	2

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
169	二ツ屋	フタツヤ	二ツ屋町	—	二ツ屋町—	4
170	輪島崎	ワジマザキ	輪島崎町	—	輪島崎町—	25
171	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	光浦町—	1
172	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	5
173	二俣	フタマタ	二俣町	—	二俣町—	4
174	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	5
175	釜屋谷	カマヤダニ	釜屋谷町	—	釜屋谷町—	23
176	山岸	ヤマギシ	山岸町	—	山岸町—	20
177	西脇	ニシワキ	西脇町	—	西脇町—	18
178	徳成谷内	トクナヤチ	町野町	徳成谷内	町野町徳成谷内	5
179	徳成谷内	トクナヤチ	町野町	徳成谷内	町野町徳成谷内	12
180	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	4
181	野田	ノダ	野田町	—	野田町—	4
182	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	15
183	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	3
184	西脇	ニシワキ	西脇町	—	西脇町—	1
185	西脇	ニシワキ	西脇町	—	西脇町—	1
186	打越	ウチコシ	打越町	—	打越町—	
187	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	2
188	山本	ヤマモト	山本町	—	山本町—	1
189	長沢	ナガサワ	三井町	長沢	三井町長沢	9
190	新保	シンボ	三井町	新保	三井町新保	5
191	二俣	ニマタ	二俣町	—	二俣町—	1
192	別所谷	ベッショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	
193	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	5
194	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	9
195	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	8
196	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	3
197	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	1
198	房田	フサダ	房田町	—	房田町—	9
199	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	11
200	小伊勢	オイセ	小伊勢町	—	小伊勢町—	20
201	杉平	スギヒラ	杉平町	—	杉平町—	7
202	長井	ナガイ	長井町	—	長井町—	5
203	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	10
204	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	8
205	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	12
206	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	15
207	渡合	ドアイ	三井町	渡合	三井町渡合	15
208	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	9
209	西脇	ニシワキ	西脇町	—	西脇町—	1
210	西山	ニシヤマ	西山町	—	西山町—	2
211	山ノ上	ヤマノウエ	山ノ上町	—	山ノ上町—	2
212	小池	オイケ	小池町	—	小池町—	10
213	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	3
214	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	
215	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	5
216	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	1
217	打越	ウチコシ	打越町	—	打越町—	4
218	小伊勢	オイセ	小伊勢町	—	小伊勢町—	6
219	金蔵	カナクラ	町野町	金蔵	町野町金蔵	1
220	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	8
221	里	サト	里町	—	里町—	4
222	五十洲	イギス	門前町	五十洲	門前町五十洲	26
223	吉浦	ヨシウラ	門前町	吉浦	門前町吉浦	10
224	小杉	コスギ	門前町	小杉	門前町小杉	
225	矢徳	ヤトク	門前町	矢徳	門前町矢徳	9

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
226	井守上坂		門前町	井守上坂	門前町井守上坂	5
227	薄野	ススキノ	門前町	薄野	門前町薄野	3
228	百成大角間	ドウメキオオカクマ	門前町	百成大角間	門前町百成大角間	5
229	百成大角間	ドウメキオオカクマ	門前町	百成大角間	門前町百成大角間	
230	西円山	ニシマルヤマ	門前町	西円山	門前町西円山	6
231	六郎木	ロクロギ	門前町	六郎木	門前町六郎木	9
232	安代原	アンダイバラ	門前町	安代原	門前町安代原	
233	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	3
234	浅生田	アソダ	門前町	浅生田	門前町浅生田	3
235	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	18
236	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	3
237	宮古場	ミヤコバ	門前町	宮古場	門前町宮古場	
238	滝上	タキノウエ	門前町	滝上	門前町滝上	
239	勝田	カッタ	門前町	勝田	門前町勝田	11
240	道下	トウゲ	門前町	道下	門前町道下	4
241	走出	ハシリデ	門前町	走出	門前町走出	10
242	門前	モンゼン	門前町	門前	門前町門前	10
243	清水	シミズ	門前町	清水	門前町清水	3
244	館	タチ	門前町	館	門前町館	9
245	広岡	ヒロオカ	門前町	広岡	門前町広岡	14
246	西中尾	ニシナカオ	門前町	西中尾	門前町西中尾	4
247	高根尾	タカネオ	門前町	高根尾	門前町高根尾	16
248	日野尾	ヒノオ	門前町	日野尾	門前町日野尾	6
249	広瀬	ヒロセ	門前町	広瀬	門前町広瀬	13
250	深田	フカダ	門前町	深田	門前町深田	18
251	栃ノ木	トチノキ	門前町	栃ノ木	門前町栃ノ木	23
252	栃ノ木	トチノキ	門前町	栃ノ木	門前町栃ノ木	16
253	本市	モトイチ	門前町	本市	門前町本市	23
254	本市	モトイチ	門前町	本市	門前町本市	19
255	山辺	ヤマベ	門前町	山辺	門前町山辺	5
256	八幡	ヤワタ	門前町	八幡	門前町八幡	10
257	本内	モトウチ	門前町	本内	門前町本内	11
258	谷口	タニグチ	門前町	谷口	門前町谷口	5
259	能納屋	ノウノヤ	門前町	能納屋	門前町能納屋	4
260	嶺	ミネ	門前町	嶺	門前町嶺	2
261	二又川	フタマタガワ	門前町	二又川	門前町二又川	8
262	堀腰	ホリコシ	門前町	堀腰	門前町堀腰	4
263	百成	ドウメキ	門前町	百成	門前町百成	3
264	平	タイラ	門前町	平	門前町平	7
265	荒屋	アラヤ	門前町	荒屋	門前町荒屋	15
266	貝吹	カイブキ	門前町	貝吹	門前町貝吹	5
267	北川	キタガワ	門前町	北川	門前町北川	7
268	是清	コレキヨ	門前町	是清	門前町是清	10
269	南	ミナミ	門前町	南	門前町南	5
270	中田	ナカタ	門前町	中田	門前町中田	
271	大生	オハエ	門前町	大生	門前町大生	4
272	小滝	コダキ	門前町	小滝	門前町小滝	
273	上河内	カミカワチ	門前町	上河内	門前町上河内	6
274	小石	オイシ	門前町	小石	門前町小石	11
275	地原	チハラ	門前町	地原	門前町地原	3
276	定広	サダヒロ	門前町	定広	門前町定広	16
277	長井坂	ナガイザカ	門前町	長井坂	門前町長井坂	5
278	原	ハラ	門前町	原	門前町原	7
279	大泊	オオトマリ	門前町	大泊	門前町大泊	30
280	腰細	コシボソ	門前町	腰細	門前町腰細	24
281	赤神	アカカミ	門前町	赤神	門前町赤神	2
282	劔地	ツルギヂ	門前町	劔地	門前町劔地	6

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
283	上代	ウワダイ	門前町	上代	門前町上代	5
284	馬場	バンバ	門前町	馬場	門前町馬場	
285	館分	タチブン	門前町	館分	門前町館分	15
286	池田	イケダ	門前町	池田	門前町池田	6
287	入山	イリヤマ	門前町	入山	門前町入山	
288	渡瀬	ワタゼ	門前町	渡瀬	門前町渡瀬	8
289	滝町	タキマチ	門前町	滝町	門前町滝町	9
290	清沢	セイザワ	門前町	清沢	門前町清沢	
291	西中谷	ニシナカタニ	門前町	西中谷	門前町西中谷	3
292	切挾	キリバサミ	門前町	切挾	門前町切挾	10
293	飯川谷	イガワダニ	門前町	飯川谷	門前町飯川谷	7
294	白禿	シラハゲ	門前町	白禿	門前町白禿	
295	大切	オオギリ	門前町	大切	門前町大切	
296	江崎	エサキ	門前町	江崎	門前町江崎	
297	二又	フタマタ	門前町	二又	門前町二又	
298	山是清	ヤマコレキヨ	門前町	山是清	門前町山是清	16
299	栃木	トチノキ	門前町	栃木	門前町栃木	2
300	木原月	キハラヅキ	門前町	木原月	門前町木原月	2
301	神明原	シメハラ	門前町	神明原	門前町神明原	6
302	馬渡	マワタリ	門前町	馬渡	門前町馬渡	
303	窀	ウツロ	門前町	窀	門前町窀	4
304	久川	クカワ	門前町	久川	門前町久川	20
305	久川	クカワ	門前町	久川	門前町久川	10
306	千代	センダイ	門前町	千代	門前町千代	8
307	是清	コレキヨ	門前町	是清	門前町是清	9
308	和田	ワダ	門前町	和田	門前町和田	5
309	中谷内	ナカヤチ	門前町	中谷内	門前町中谷内	9
310	和田	ワダ	門前町	和田	門前町和田	2
311	和田	ワダ	門前町	和田	門前町和田	2
312	百成大角間	ドウメキオオカクマ	門前町	百成大角間	門前町百成大角間	2
313	東大町	ヒガシオオマチ	門前町	東大町	門前町東大町	7
314	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	3
315	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	5
316	清水	シミズ	門前町	清水	門前町清水	20
317	中田	ナカタ	門前町	中田	門前町中田	6
318	千代	センダイ	門前町	千代	門前町千代	4
319	勝田	カッタ	門前町	勝田	門前町勝田	5
320	中谷内	ナカヤチ	門前町	中谷内	門前町中谷内	2
321	金蔵	カナクラ	町野町	金蔵	町野町金蔵	1
322	鹿磯	カイソ	門前町	鹿磯	門前町鹿磯	
323	猿橋	サルハシ	門前町	猿橋	門前町猿橋	16

10 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	箇所名	カシヨメイ	町村名	大字名	地先	人家戸数
1	上大沢	カミオオサワ	上大沢町	—	上大沢町—	20
2	赤崎	アカサキ	赤崎町	—	赤崎町—	
3	大沢	オオサワ	大沢町	—	大沢町—	
4	房田	フサダ	房田町	—	房田町—	45
5	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	49
6	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	
7	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	11
8	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	
9	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	13
10	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	39
11	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	20
12	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	16
13	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	14
14	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	5
15	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	17
16	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	20
17	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	光浦町—	9
18	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	光浦町—	18
19	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	光浦町—	6
20	水守	ミトモリ	水守町	—	水守町—	24
21	中段	チュウダ	中段町	—	中段町—	25
22	小伊勢	オイセ	小伊勢町	—	小伊勢町—	89
23	山岸	ヤマギシ	山岸町	—	山岸町—	62
24	山岸	ヤマギシ	山岸町	—	山岸町—	22
25	杉平	スギヒラ	杉平町	—	杉平町—	35
26	杉平	スギヒラ	杉平町	—	杉平町—	35
27	横地	ヨコジ	横地町	—	横地町—	38
28	横地	ヨコジ	横地町	—	横地町—	43
29	長井	ナガイ	長井町	—	長井町—	45
30	稲屋	トウヤ	稲屋町	—	稲屋町—	28
31	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	6
32	山ノ上	ヤマノウエ	山ノ上町	—	山ノ上町—	11
33	熊野	クマノ	熊野町	—	熊野町—	10
34	熊野	クマノ	熊野町	—	熊野町—	8
35	熊野	クマノ	熊野町	—	熊野町—	
36	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	40
37	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	13
38	別所谷	ベッショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	24
39	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	32
40	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	20
41	中	ナカ	三井町	中	三井町中	6
42	中	ナカ	三井町	中	三井町中	11
43	中	ナカ	三井町	中	三井町中	7
44	細屋	ホソヤ	三井町	細屋	三井町細屋	9
45	新保	シンボ	三井町	新保	三井町新保	3
46	長沢	ナガサワ	三井町	長沢	三井町長沢	12
47	小泉	コイズミ	三井町	小泉	三井町小泉	5
48	内屋	ウチャ	三井町	内屋	三井町内屋	27
49	市ノ坂	イチノサカ	三井町	市ノ坂	三井町市ノ坂	4
50	稲舟	イナブネ	稲舟町	—	稲舟町—	58
51	一乗	イチジョウ	深見町	一乗	深見町一乗	35
52	一乗	イチジョウ	深見町	一乗	深見町一乗	35
53	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	58
54	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	20
55	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	20

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
56	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	20
57	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	20
58	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	20
59	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	16
60	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	13
61	渡合	ドアイ	三井町	渡合	三井町渡合	13
62	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	10
63	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	10
64	中又	ナカマタ	三井町	中又	三井町中又	9
65	与呂見	ヨロミ	三井町	与呂見	三井町与呂見	13
66	与呂見	ヨロミ	三井町	与呂見	三井町与呂見	18
67	与呂見	ヨロミ	三井町	与呂見	三井町与呂見	18
68	与呂見	ヨロミ	三井町	与呂見	三井町与呂見	13
69	洲衛	スエ	三井町	洲衛	三井町洲衛	25
70	洲衛	スエ	三井町	洲衛	三井町洲衛	8
71	納見	オザミ	深見町	納見	深見町納見	2
72	境	サカイ	深見町	境	深見町境	3
73	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	3
74	小田屋	オダヤ	小田屋町	—	小田屋町—	6
75	一乗	イチジョウ	深見町	一乗	深見町一乗	35
76	一乗	イチジョウ	深見町	一乗	深見町一乗	35
77	大川	オオカワ	町野町	大川	町野町大川	
78	大川	オオカワ	町野町	大川	町野町大川	
79	大川	オオカワ	町野町	大川	町野町大川	2
80	曾々木	ソソギ	町野町	曾々木	町野町曾々木	15
81	西時国	ニシトキクニ	町野町	西時国	町野町西時国	3
82	西時国	ニシトキクニ	町野町	西時国	町野町西時国	3
83	南時国	ミナミトキクニ	町野町	南時国	町野町南時国	35
84	南時国	ミナミトキクニ	町野町	南時国	町野町南時国	30
85	寺地	テラジ	町野町	寺地	町野町寺地	20
86	寺地	テラジ	町野町	寺地	町野町寺地	11
87	渋田	シブタ	渋田町	—	渋田町—	10
88	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	20
89	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	16
90	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	12
91	徳成	トクナリ	町野町	徳成	町野町徳成	24
92	大西山	オオニシヤマ	大西山町	—	大西山町—	2
93	牛尾	ウシオ	町野町	牛尾	町野町牛尾	3
94	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	6
95	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	5
96	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
97	広江	ヒロエ	町野町	広江	町野町広江	14
98	広江	ヒロエ	町野町	広江	町野町広江	25
99	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
100	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
101	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	1
102	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	4
103	徳成谷内	トクナヤチ	町野町	徳成谷内	町野町徳成谷内	10
104	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	1
105	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	2
106	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	17
107	忍	シノブ	忍町	—	忍町—	12
108	大野	オオノ	大野町	—	大野町—	48
109	大沢	オオサワ	大沢町	—	大沢町—	18
110	鵜入	ウニュー	鵜入町	—	鵜入町—	
111	房田	フサダ	房田町	—	房田町—	45
112	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	20
113	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	

危険地区番号	箇所名	カシメ	町村名	大字名	地先	人家戸数
114	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	6
115	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	
116	別所	ベッショ	空熊町	別所	空熊町別所	15
117	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	2
118	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	6
119	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	
120	本江	ホンゴウ	三井町	本江	三井町本江	
121	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	5
122	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	5
123	尊利地	ソリジ	尊利地町	—	尊利地町—	6
124	西院内	ニシインナイ	西院内町	—	西院内町—	14
125	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	町野町鈴屋	10
126	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	町野町鈴屋	15
127	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	6
128	塚田	ツカダ	塚田町	—	塚田町—	55
129	宅田	タクダ	宅田町	—	宅田町—	10
130	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	40
131	薄野	ススキノ	門前町	薄野	門前町薄野	10
132	百成大角間	ドウメキオオカクマ	門前町	百成大角間	門前町百成大角間	25
133	大滝	オオタキ	門前町	大滝	門前町大滝	12
134	中谷内	ナカヤチ	門前町	中谷内	門前町中谷内	20
135	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	20
136	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	10
137	六郎木	ロクロギ	門前町	六郎木	門前町六郎木	20
138	六郎木	ロクロギ	門前町	六郎木	門前町六郎木	20
139	和田	ワダ	門前町	和田	門前町和田	15
140	深見	フカミ	門前町	深見	門前町深見	20
141	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	5
142	安代原	アンダイバラ	門前町	安代原	門前町安代原	5
143	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	20
144	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	18
145	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	20
146	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	11
147	浅生田	アソダ	門前町	浅生田	門前町浅生田	15
148	田村	タムラ	門前町	田村	門前町田村	16
149	勝田	カッタ	門前町	勝田	門前町勝田	15
150	黒島	クロシマ	門前町	黒島	門前町黒島	10
151	清水	シミズ	門前町	清水	門前町清水	3
152	清水	シミズ	門前町	清水	門前町清水	3
153	広岡	ヒロオカ	門前町	広岡	門前町広岡	10
154	西中尾	ニシナカオ	門前町	西中尾	門前町西中尾	50
155	西中尾	ニシナカオ	門前町	西中尾	門前町西中尾	50
156	深田	フカダ	門前町	深田	門前町深田	20
157	栃木	トチノキ木	門前町	栃木	門前町栃木	40
158	内保	ウチボ	門前町	内保	門前町内保	5
159	鍵川	ヤリカワ	門前町	鍵川	門前町鍵川	8
160	谷口	タニグチ	門前町	谷口	門前町谷口	5
161	俊兼	トシカネ	門前町	俊兼	門前町俊兼	5
162	俊兼	トシカネ	門前町	俊兼	門前町俊兼	12
163	四位	シイ	門前町	四位	門前町四位	15
164	荒屋	アラヤ	門前町	荒屋	門前町荒屋	4
165	南	ミナミ	門前町	南	門前町南	10
166	南	ミナミ	門前町	南	門前町南	10
167	小滝	コダキ	門前町	小滝	門前町小滝	8
168	小滝	コダキ	門前町	小滝	門前町小滝	8
169	小滝	コダキ	門前町	小滝	門前町小滝	7
170	風原	カザハラ	門前町	風原	門前町風原	5
171	上河内	カミカワチ	門前町	上河内	門前町上河内	3

危険地区番号	箇所名	カシメイ	町村名	大字名	地先	人家戸数
172	栃木	トチノキ木	門前町	栃木	門前町栃木	1
173	小石	オイシ	門前町	小石	門前町小石	8
174	定広	サダヒロ	門前町	定広	門前町定広	6
175	定広	サダヒロ	門前町	定広	門前町定広	6
176	定広	サダヒロ	門前町	定広	門前町定広	2
177	赤神	アカカミ	門前町	赤神	門前町赤神	3
178	馬場	バンバ	門前町	馬場	門前町馬場	20
179	馬場	バンバ	門前町	馬場	門前町馬場	30
180	山是清	ヤマコレキヨ	門前町	山是清	門前町山是清	5
181	大釜	オオガマ	門前町	大釜	門前町大釜	
182	大釜	オオガマ	門前町	大釜	門前町大釜	6
183	馬場	バンバ	門前町	馬場	門前町馬場	9
184	樽見	タルミ	門前町	樽見	門前町樽見	2
185	六郎木	ロクロギ	門前町	六郎木	門前町六郎木	
186	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	
187	五十洲	イギス	門前町	五十洲	門前町五十洲	22
188	千代	センダイ	門前町	千代	門前町千代	1
189	道下	トウゲ	門前町	道下	門前町道下	10
190	明前	アカサキ	深見町	明前	深見町明前	5

11 地すべり危険地区

危険地区番号	箇所名	カシヨメイ	町村名	大字名	地先	人家戸数
1	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	10
2	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	6
3	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	8
4	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	4
5	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	2
6	寺山	テラヤマ	町野町	寺山	町野町寺山	2
7	曾々木	ソソギ	町野町	曾々木	町野町曾々木	
8	曾々木	ソソギ	町野町	曾々木	町野町曾々木	36
9	西時国	ニシトキクニ	町野町	西時国	町野町西時国	10
10	南時国	ミナミトキクニ	町野町	南時国	町野町南時国	31
11	広江	ヒロエ	町野町	広江	町野町広江	67
12	寺地	テラジ	町野町	寺地	町野町寺地	32
13	鈴屋	スズヤ	町野町	鈴屋	町野町鈴屋	40
14	北円山	キタマルヤマ	町野町	北円山	町野町北円山	31
15	川西	カワニシ	町野町	川西	町野町川西	28
16	東大野	ヒガシオオノ	町野町	東大野	町野町東大野	28
17	大川	オオカワ	町野町	大川	町野町大川	
18	大川	オオカワ	町野町	大川	町野町大川	68
19	真喜野	マキノ	町野町	真喜野	町野町真喜野	11
20	井面	イノモテ	町野町	井面	町野町井面	14
21	徳成	トクナリ	町野町	徳成	町野町徳成	78
22	広江	ヒロエ	町野町	広江	町野町広江	10
23	真喜野	マキノ	町野町	真喜野	町野町真喜野	6
24	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	21
25	東印内	ヒガシインナイ	東印内町	—	東印内町—	21
26	名舟	ナブネ	名舟町	—	名舟町—	7
27	里	サト	里町	—	里町—	20
28	里	サト	里町	—	里町—	20
29	東山	ヒガシヤマ	東山町	—	東山町—	8
30	西院内	ニシインナイ	西院内町	—	西院内町—	
31	名舟	ナブネ	名舟町	—	名舟町—	20
32	野田	ノダ	野田町	—	野田町—	5
33	野田	ノダ	野田町	—	野田町—	8
34	名舟	ナブネ	名舟町	—	名舟町—	7
35	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	15
36	一乗	イチジョウ	深見町	一乗	深見町一乗	23
37	深見	フカミ	深見町	—	深見町—	23
38	惣領	ソウリョウ	惣領町	—	惣領町—	
39	一乗		深見町	一乗	深見町一乗	
40	一乗	イチジョウ	深見町	一乗	深見町一乗	
41	惣領	ソウリョウ	惣領町	—	惣領町—	3
42	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	
43	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	
44	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	
45	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	3
46	杉平	スギヒラ	杉平町	—	杉平町—	12
47	横地	ヨコジ	横地町	—	横地町—	11
48	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	10
49	久手川	フテガワ	久手川町	—	久手川町—	
50	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	
51	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	
52	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	
53	市ノ瀬	イチノセ	市ノ瀬町	—	市ノ瀬町—	10
54	石休場	イシヤスミバ	石休場町	—	石休場町—	10
55	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	16

危険地区番号	箇所名	カシメイ	町村名	大字名	地先	人家戸数
56	熊野	クマノ	熊野町	—	熊野町—	16
57	本江	ホンゴウ	三井町	本江	三井町本江	12
58	東中尾	ヒガシナカオ	東中尾町	—	東中尾町—	30
59	打越	ウチコシ	打越町	—	打越町—	25
60	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	
61	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	
62	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	16
63	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	19
64	仁行	ニギョウ	三井町	仁行	三井町仁行	30
65	本江	ホンゴウ	三井町	本江	三井町本江	8
66	本江	ホンゴウ	三井町	本江	三井町本江	36
67	興徳寺	コウトクジ	三井町	興徳寺	三井町興徳寺	20
68			三井町		三井町	6
69	長沢	ナガサワ	三井町	長沢	三井町長沢	30
70	光浦	ヒカリウラ	光浦町	—	光浦町—	6
71	美谷	ミタニ	美谷町	—	美谷町—	1
72	釜屋谷	カマヤダニ	釜屋谷町	—	釜屋谷町—	22
73	美谷	ミタニ	美谷町	—	美谷町—	8
74	美谷	ミタニ	美谷町	—	美谷町—	34
75	中段	チュウダ	中段町	—	中段町—	53
76	稲屋	トウヤ	稲屋町	—	稲屋町—	1
77	長井	ナガイ	長井町	—	長井町—	1
78	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	13
79	下黒川	シモクロガワ	下黒川町	—	下黒川町—	
80	二俣	フタマタ	二俣町	—	二俣町—	
81	別所谷	ベッショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	8
82	別所谷	ベッショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	13
83	別所谷	ベッショダニ	別所谷町	—	別所谷町—	11
84	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	
85	縄又	ナワマタ	縄又町	—	縄又町—	20
86	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	5
87	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	13
88	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	
89	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	35
90	滝又	タキマタ	滝又町	—	滝又町—	10
91	空熊	ソラクマ	空熊町	—	空熊町—	
92	下山	シモヤマ	下山町	—	下山町—	36
93	下山	シモヤマ	下山町	—	下山町—	14
94	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	34
95	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	
96	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	
97	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	110
98	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	110
99	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	
100	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	
101	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	
102	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	
103	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	
104	上山	カミヤマ	上山町	—	上山町—	50
105	大沢	オオザワ	大沢町	—	大沢町—	6
106	樽見	タルミ	門前町	樽見	門前町樽見	5
107	暮坂	クレサカ	門前町	暮坂	門前町暮坂	11
108	皆月	ミナヅキ	門前町	皆月	門前町皆月	
109	皆月	ミナヅキ	門前町	皆月	門前町皆月	40
110	皆月	ミナヅキ	門前町	皆月	門前町皆月	
111	餅田	モチダ	門前町	餅田	門前町餅田	50
112	大滝	オオタキ	門前町	大滝	門前町大滝	5
113	中谷内	ナカヤチ	門前町	中谷内	門前町中谷内	16

危険地区番号	箇所名	カシヨメイ	町村名	大字名	地先	人家戸数
114	吉浦	ヨシウラ	門前町	吉浦	門前町吉浦	
115	深見	フカミ	門前町	深見	門前町深見	
116	深見	フカミ	門前町	深見	門前町深見	16
117	深見	フカミ	門前町	深見	門前町深見	6
118	鹿磯	カイソ	門前町	鹿磯	門前町鹿磯	
119	鹿磯	カイソ	門前町	鹿磯	門前町鹿磯	30
120	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	9
121	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	
122	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	4
123	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	5
124	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	10
125	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	
126	四位	シイ	門前町	四位	門前町四位	11
127	俊兼	トシカネ	町野町	俊兼	町野町俊兼	12
128	浦上	ウラカミ	門前町	浦上	門前町浦上	7
129	中野屋	ナカノヤ	門前町	中野屋	門前町中野屋	10
130	和田	ワダ	門前町	和田	門前町和田	
131	深見	フカミ	門前町	深見	門前町深見	
132	和田	ワダ	門前町	和田	門前町和田	
133	田村	タムラ	門前町	田村	門前町田村	15
134	高根尾	タカネオ	門前町	高根尾	門前町高根尾	19
135	荒屋	アラヤ	門前町	荒屋	門前町荒屋	
136	別所	ベッシヨ	門前町	別所	門前町別所	10
137	東大町	ヒガシオオマチ	門前町	東大町	門前町東大町	8
138	鑓川	ヤリカワ	門前町	鑓川	門前町鑓川	7
139	百成	ドウメキ	門前町	百成	門前町百成	
140	内保	ウチボ	門前町	内保	門前町内保	11
141	内保	ウチボ	門前町	内保	門前町内保	
142	栃木	トチノキ	門前町	栃木	門前町栃木	
143	鬼屋	オニヤ	門前町	鬼屋	門前町鬼屋	23
144	深田	フカダ	門前町	深田	門前町深田	6
145	栃木	トチノキ	門前町	栃木	門前町栃木	11
146	栃木	トチノキ	門前町	栃木	門前町栃木	
147	猿橋	サルハシ	門前町	猿橋	門前町猿橋	29
148	風原	カザハラ	門前町	風原	門前町風原	7
149	猿橋	サルハシ	門前町	猿橋	門前町猿橋	1
150	猿橋	サルハシ	門前町	猿橋	門前町猿橋	
151	小山	コヤマ	門前町	小山	門前町小山	
152	黒島	クロシマ	門前町	黒島	門前町黒島	20
153	千代	センダイ	門前町	千代	門前町千代	6
154	鍛冶屋	カジヤ	門前町	鍛冶屋	門前町鍛冶屋	9
155	新町分	シンマチブン	門前町	新町分	門前町新町分	6
156	椎木	シイノキ	門前町	椎木	門前町椎木	17
157	飯川谷	イガワダニ	門前町	飯川谷	門前町飯川谷	4
158	藤浜	フジハマ	門前町	藤浜	門前町藤浜	2
159	大釜	オオカマ	門前町	大釜	門前町大釜	14
160	中谷内	ナカヤチ	門前町	中谷内	門前町中谷内	38

12 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(1) 一般国道

図面 対照 番号	路線名	規制区間	延長 (km)	交通量 台／日	規制条件 (通行止め)	危険 内容	迂回路	指定 年度	備考
P16	249号	町野町曾々木 ～里町	3.4	3,900	パトロール等を行い、気象・現 況の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	
P17	249号	名舟町 ～大野町	5.8	6,200	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊	なし	H6	
P18	249号	縄又町～ 門前町西円山	2.3	3,400	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊	なし	H6	
P19	249号	門前町浦上～ 本市	2.1	3,400	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊	なし	H6	道路情報板 C-1
P20	249号	門前町黒島～ 劔地	5.8	2,300	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 浪害 法面崩壊	なし	H6	
P24	249号	洪田町	0.4	3,900	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H3	

(2) 主要地方道

図面 対照 番号	路線名	規制区間	延長 (km)	交通量 台／日	規制条件 (通行止め)	危険 内容	迂回路	指定 年度	備考
P33	(1号) 七尾輪島線	三井町本江	1	7,100	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊 路肩欠壊	なし	H6	
P35	(6号) 宇出津町野線	町野町東～ 真久	1	2,900	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊 路肩欠壊	なし	H6	
P36	(7号) 穴水門前線	穴水小又～ 門前町荒屋	3.1	3,000	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	
P37	(7号) 穴水門前線	門前町東大町 ～内保	3.6	3,000	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	
P58	(37号) 輪島山田線	三井町二行～ 与呂見	3.5	1,100	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	
P61	(38号) 輪島浦上線	輪島崎町～ 美谷町	2.6	2,200	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊 路肩欠壊	なし	H6	
P62	(38号) 輪島浦上線	鵜入町～ 門前町浦上	10.5	200	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊	なし	H6	
P63	(40号) 珠洲里線	町野町寺山～ 里町	11.9	700	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊 路肩欠壊	なし	H6	
P73	(50号) 穴水劔地線	穴水町越渡～ 門前町山是清	4.5	700	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	

図面 対照 番号	路線名	規制区間	延長 (km)	交通量 台／日	規制条件 (通行止め)	危険 内容	迂回路	指定 年度	備考
P74	(50号) 穴水鋤地線	門前町白禿～ 渡瀬	1.9	700	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊	なし	H6	
P76	(51号) 輪島富来線	二俣町～ 門前町二又川	11	500	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊 路肩欠壊	なし	H6	
P77	(51号) 輪島富来線	門前町地原～ 穴水町上中	2.7	600	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	
P78	(51号) 輪島富来線	別所谷町	0.5	500	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H6	

(3) 一般県道

図面 対照 番号	路線名	規制区間	延長 (km)	交通量 台／日	規制条件 (通行止め)	危険 内容	迂回路	指定 年度	備考
P104	(222号) 池田江崎線	門前町池田～ 江崎	4.5	400	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊 路肩欠壊	なし	S5 0	
P114	(260号) 久川馬場線	門前町久川～ 馬場	4	800	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 地滑り 法面崩壊 路肩欠壊	なし	S5 0	
P116	(264号) 小滝北川線	門前町千代	0.6	700	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	S5 0	
P117	(266号) 五十洲亀部田線	門前町清土～ 餅田	5.8	600	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	浪害	なし	S5 0	
P118	(269号) 滝又三井線	滝又町～ 三井町長沢	4.6	100	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H3	
P119	(271号) 漆原下出線	三井町小泉～ 穴水町梶	10	1,000	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H3	
P125	(276号) 五十里深見線	深見町一乗～ 深見大谷内	1.7	200	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊 路肩欠壊	なし	S5 0	
P126	(277号) 柳田里線	能登町野田～ 里町	8.9	1,200	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊 路肩欠壊	なし	H6	
P127	(278号) 金蔵川西線	町野町川西	0.4	1,200	パトロール等を行い、気象・現 地の状況等から危険と予想され る場合	落石 法面崩壊	なし	H3	

13 雪崩危険箇所一覧

危険箇所 ランクⅠ

危険箇所の種類	箇所番号	危険箇所名	所在地	危険箇所の種類	箇所番号	危険箇所名	所在地
I	81010	久川1	門前町久川	I	81680	荒屋	門前町荒屋
I	81030	小山	門前町小山	I	81710	五十洲	門前町五十洲
I	81060	鍛冶屋	門前町鍛冶屋	I	81720	皆月1	門前町皆月
I	81070	飯川谷	門前町飯川谷	I	81730	皆月2	門前町皆月
I	81090	渡瀬	門前町渡瀬	I	81740	皆月3	門前町皆月
I	81110	下馬場	門前町馬場	I	81750	暮坂	門前町暮坂
I	81120	大泊1	門前町大泊	I	81760	中谷内	門前町中谷内
I	81130	腰細	門前町腰細	I	81770	久川2	門前町久川
I	81140	赤神	門前町赤神	I	81780	大泊2	門前町大泊
I	81150	藤浜1	門前町藤浜	I	81790	鹿磯3	門前町鹿磯
I	81170	吉浦	門前町吉浦	I	81800	本市2	門前町本市
I	81180	深見1	門前町深見	I	81810	本市3	門前町本市
I	81190	深見2	門前町深見	I	81820	千代2	門前町千代
I	81200	深見3	門前町深見	I	81830	千代3	門前町千代
I	81210	深見4	門前町深見	I	81840	中尾	門前町浦上
I	81220	鹿磯1	門前町鹿磯	I	83010	馬蜂	三井町洲衛馬蜂
I	81230	鹿磯2	門前町鹿磯	I	83020	嘉の	三井町与呂見嘉の
I	81240	勝田1	門前町勝田	I	83030	外平	三井町仁行外平
I	81250	勝田2	門前町勝田	I	83050	クスバ1	三井町仁行クスバ
I	81270	清水1	門前町清水	I	83060	クスバ2	三井町仁行クスバ
I	81280	清水2	門前町清水	I	83070	北反甫	三井町中北反甫
I	81290	和田1	門前町和田	I	83080	古田上野	三井町中古田上野
I	81300	和田2	門前町和田	I	83090	三井町仁行1	三井町仁行
I	81310	和田3	門前町和田	I	83100	三井町本江	三井町本江
I	81320	高根尾1	門前町高根尾	I	83110	川波谷口	三井町中川波谷口
I	81330	高根尾2	門前町高根尾	I	83120	市ノ坂1	三井町市ノ坂
I	81340	田村1	門前町田村	I	83140	ハチマク	三井町細屋ハチマク
I	81350	田村2	門前町田村	I	83150	新保	三井町新保
I	81360	盤若地1	門前町浦上	I	83160	前田池	三井町小泉前田池
I	81370	盤若地2	門前町浦上	I	83170	三井町興徳寺1	三井町興徳寺
I	81380	和田4	門前町和田	I	83180	三井町興徳寺2	三井町興徳寺
I	81400	中屋	門前町浦上	I	83190	三井	大和町三井
I	81410	宮古場	門前町宮古場	I	83200	興徳寺1	三井町興徳寺
I	81430	俊兼	門前町俊兼	I	83210	興徳寺2	三井町興徳寺
I	81450	山辺	門前町山辺	I	83220	興徳寺3	三井町興徳寺
I	81460	本市1	門前町本市	I	83230	興徳寺4	三井町興徳寺
I	81470	栃木1	門前町栃木	I	83240	下落合	三井町渡合下落合
I	81480	栃木2	門前町栃木	I	83250	久保田	三井町本江久保田
I	81490	栃木3	門前町栃木	I	83260	熊野町1	熊野町
I	81500	栃木4	門前町栃木	I	83270	打越1	打越町
I	81520	鬼屋1	門前町鬼屋	I	83280	落合1	滝又町落合
I	81540	黒島町	門前町黒島町	I	83310	滝又1	滝又町滝又
I	81550	千代1	門前町千代	I	83320	滝又2	滝又町滝又
I	81570	藤浜2	門前町藤浜	I	83330	東印内	東印内町
I	81580	中田1	門前町中田	I	83350	川西田長1	町野町川西田長
I	81590	中田2	門前町中田	I	83370	井面1	町野町井面
I	81600	小滝	門前町小滝	I	83380	寺山	町野町寺山
I	81610	下出第1-1	門前町二又川	I	83390	若桑	町野町寺山若桑
I	81660	地原1	門前町地原	I	83400	徳成	町野町徳成徳成
I	81670	東大町	門前町東大町	I	83410	町野町東	町野町東

危険箇所 の種類	箇 所 番 号	危険箇所名	所在地	危険箇所 の種類	箇 所 番 号	危険箇所名	所在地
I	83420	麦生野	町野町麦生野	I	86070	美谷2	美谷町
I	83430	北円山	町野町北円山	I	86080	美谷3	美谷町
I	83440	光浦町1	光浦町	I	86090	大寺山	町野町寺山
I	83450	別所谷町1	別所谷町	I	86110	白米	白米町
I	83480	松尾前	三井町松尾前	I	86120	名舟町1	名舟町
I	83490	別所谷町2	別所谷町別所谷	I	86130	名舟町2	名舟町
I	83530	市ノ瀬町1	市ノ瀬町	I	86140	名舟町3	名舟町
I	83540	市ノ瀬町2	市ノ瀬町	I	86150	名舟町4	名舟町
I	83550	東中尾町	東中尾町	I	86160	名舟町5	名舟町
I	83560	長井町1	長井町	I	86170	尊利地1	尊利地町
I	83570	長井町2	長井町	I	86180	尊利地2	尊利地町
I	83600	広田	小伊勢町広田	I	86190	小田屋町1	小田屋町
I	83610	仏田	山本町仏田	I	86200	小田屋町2	小田屋町
I	83620	峯山	水守町峯山	I	86210	里町1	里町
I	83630	釜屋谷町	釜屋谷町	I	86220	里町2	里町
I	83640	光浦町2	光浦町	I	86230	洪田1	洪田町
I	83650	輪島崎	輪島崎町	I	86240	洪田2	洪田町
I	83660	宅田町	宅田町	I	86250	洪田3	洪田町
I	83670	山岸	山岸町	I	86260	洪田町1	洪田町
I	83680	横地1	横地町	I	86270	洪田町2	洪田町
I	83690	横地2	横地町	I	86280	川西田長2	町野町川西田長
I	83700	杉平	杉平町	I	86290	地方	町野町栗蔵地方
I	83710	古込	稲舟町古込	I	86300	町野町鈴屋1	町野町鈴屋
I	83730	一乗1	深見町一乗	I	86310	町野町鈴屋2	町野町鈴屋
I	83740	城兼	大野町城兼	I	86320	町野町鈴屋3	町野町鈴屋
I	83750	糸作	大野町糸作	I	86330	鈴屋町内1	町野町鈴屋
I	83760	惣領町1	惣領町	I	86340	鈴屋町内2	町野町鈴屋
I	83770	惣領町2	惣領町	I	86350	広江本町	町野町広江
I	83780	打越2	深見町打越	I	86360	広江上地1	町野町広江
I	83790	大谷内1	深見町大谷内	I	86370	広江上地2	町野町広江
I	83800	大谷内2	深見町大谷内	I	86380	広江上地3	町野町広江
I	83810	深見町1	深見町	I	86390	町野町川西	町野町川西
I	83820	深見町2	深見町	I	86400	川西広	町野町川西広
I	83830	荷継場	縄又町荷継場	I	86410	野尻1	町野町東大野
I	83840	二俣1	二俣町	I	86420	野尻2	町野町東大野
I	83850	二俣2	二俣町	I	86430	東大野1	町野町東大野
I	83870	下黒川町1	下黒川町	I	86440	寺地1	町野町寺地
I	83880	下黒川町2	下黒川町	I	86450	寺地2	町野町寺地
I	83890	房田1	房田町	I	86460	南時国	町野町南時国
I	83900	下黒川町3	下黒川町	I	86470	東大野2	町野町東大野
I	83920	上黒川	上黒川町	I	86480	伏戸	町野町伏戸
I	83930	元黒杉	上山町元黒杉	I	86490	大川1	町野町大川
I	83940	二又	西二又町	I	86500	大川2	町野町大川
I	83950	上大沢1	上大沢町	I	86510	町野町西時国	町野町西時国
I	83960	上大沢2	上大沢町	I	86520	曾々木港	町野町曾々木
I	83970	宝来町1	大沢町宝来町	I	86530	東大野3	町野町東大野
I	83980	宝来町2	大沢町宝来町	I	86540	曾々木新出地	町野町曾々木
I	83990	清水平	大沢町清水平	I	86550	曾々木下地	町野町曾々木
I	86010	下山1	下山町	計		201箇所	
I	86020	下山2	下山町				
I	86030	小池1	小池町				
I	86050	鵜入	鵜入町				
I	86060	美谷1	美谷町				

第4節 指定緊急避難場所・指定避難所

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害から一時的・緊急的に避難するための場所をいいます。

通番	地区	施設名	施設所在地	海拔 (m)	構造	階数	収容 人数	対象とする異常な現象の種類					指定 避難 所兼
								洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	
1	河井	輪島市ふれあい健康センター	河井町2部287番地1	3	鉄筋コンクリート	3	141	○	○				○
2	河井	輪島市健康ふれあい広場	河井町16部1番地1	12	—	—	10,080			○	○	○	
3	河井	輪島市一本松ゲートボール場	河井町9部30番地	45	—	—	2,195			○	○	○	
4	河井	輪島市立輪島小学校(旧河井小グラウンド)	河井町18部1番地2	5	—	—	8,390			○	○	○	
5	河井	輪島市立輪島中学校(屋外運動場)	河井町11部39番地1	49	—	—	16,952			○	○	○	
6	河井	石川県立輪島高等学校(グラウンド)	河井町18部42番地2	5	—	—	14,346			○	○	○	
7	河井	石川県奥能登土木総合事務所	河井町22部1番地1	4	鉄筋コンクリート	5	550						○
8	河井	ホテル ルートイン輪島	マリタウン1番地2	3	鉄筋コンクリート	7	1,046						○
9	鳳至	輪島市立鳳至公民館	鳳至町石浦町83番地1	6	鉄筋コンクリート	3	540	○	○				○
10	輪島崎	天神山広場	輪島崎町2字地内	34	—	—	1,490			○	○	○	
11	鳳至	鳳来山公園	鳳至町地内	44	—	—	16,704			○	○	○	
12	鳳至	ホテルハシ 駐車場	鳳至町袖ヶ浜1	16	—	—	400						○
13	鳳至	旧輪島市立鳳至小学校(グラウンド)	鳳至町堂金田1番地	5	—	—	12,017			○	○	○	
14	鳳至	輪島地方合同庁舎	鳳至町畠田99番地3	5	鉄筋コンクリート	4	803						○
15	鳳至	輪島宿舎3号棟	鳳至町畠田99番地21	5	鉄筋コンクリート	4	130						○
16	海士	船倉島開発総合センター	海士町所属船倉島出色山1番4	8	鉄筋コンクリート	2	73	○	○				○
17	海士	へぐら愛らんどタワー	海士町所属船倉島出色山	10	鉄筋コンクリート	5	164			○	○	○	
18	海士	船倉島灯台	海士町所属船倉島高見	12	鉄筋コンクリート	—	125					○	○
19	輪島崎	輪島市立港公民館	輪島崎町1部211番地4	1	鉄筋コンクリート	2	91	○	○				○
20	大屋	輪島市立大屋公民館	小伊勢町丸垣内22番地1	10	木造	1	91	○	○				○
21	大屋	旧輪島市立二俣小学校(グラウンド)	二俣町19の32番地	54	—	—	2,334				○		
22	大屋	旧輪島市立大屋小学校(グラウンド)	小伊勢町日隅7番地3	8	—	—	5,319			○	○	○	
23	大屋	旧輪島市立輪島中学校(グラウンド)	宅田町25部36番地1	24	—	—	13,329			○	○	○	
24	河原田	輪島市立河原田公民館	西脇町60番地1	43	木造	1	70	○	○				○
25	河原田	緑の健康広場	北谷町ニ字18番地	44	—	—	3,491				○		
26	河原田	輪島市農村ふれあい広場	西脇町60番地	44	—	—	6,315				○		
27	河原田	輪島市立河原田小学校(グラウンド)	横地町6字123番地	16	—	—	5,845				○		
28	河原田	一本松総合運動公園	杉平町1字12番地	31	—	—	118,146			○	○	○	
29	鶴巣	輪島市立鶴巣公民館	大野町菰沢35番地	35	木造	1	166	○	○				○
30	鶴巣	旧輪島市立鶴巣公民館横広場	深見町65部33番地1	30	—	—	1,500			○	○	○	
31	鶴巣	輪島市立鶴巣小学校(グラウンド)	大野町菰沢2番地3	31	—	—	4,634			○	○	○	
32	鶴巣	石川県立輪島高等学校稲舟校舎(グラウンド)	稲舟町上野50番地	56	—	—	20,236			○	○	○	
33	鶴巣	旧石川県立輪島実業高等学校(格技場)	稲舟町上野50番地	51	—	1	548			○			
34	町野	輪島市立町野公民館	町野町粟蔵川原田22番地1	10	鉄筋コンクリート	2	154	○	○				○
35	町野	輪島市立東陽小中学校(旧東陽中グラウンド)	町野町粟蔵川原田33番地	10	—	—	8,988			○	○	○	
36	町野	町野野球場	町野町東大野出村60番地	9	—	—	17,992			○	○	○	
37	町野	輪島市町野テニスコート	町野町東大野出村109番地	9	—	—	2,935			○	○	○	
38	町野	輪島市町野グラウンドゴルフ場	町野町東大野出村91番地	9	—	—	7,143			○	○	○	
39	町野	輪島市立東陽小中学校(旧町野小グラウンド)	町野町粟蔵川原田42番地	10	—	—	7,870			○	○	○	
40	南志見	輪島市立南志見公民館	里町32字36番地	8	鉄筋コンクリート	1	449	○	○				○
41	南志見	旧輪島市立南志見小学校(グラウンド)	里町3部16番地	25	—	—	3,720			○	○	○	
42	南志見	南志見多目的グラウンド(公民館前広場)	里町32字20番地	8	—	—	8,500			○	○	○	
43	南志見	千枚田ボケットパーク	白米町ハ部99番地4	57	—	—	2,500			○	○	○	
44	三井	輪島市立三井公民館	三井町長沢2字12番地1	95	鉄筋コンクリート	2	120	○	○				○
45	三井	三井地区運動広場(輪島市立三井公民館前広場)	三井町長沢1字34番地2	94	—	—	2,199				○		
46	三井	旧輪島市立三井小学校(グラウンド)	三井町興徳寺10字29番地	114	—	—	4,982				○		
47	三井	旧輪島市立三井中学校(グラウンド)	三井町興徳寺10字33番地	114	—	—	9,904				○		
48	西保	輪島市立西保公民館	大沢町ホサソ201番地3	4	木造	1	70	○	○				
49	西保	旧輪島市立西保小学校(グラウンド)	赤崎町ニの80番地	87	—	—	7,692			○	○	○	
50	仁岸	輪島市立銅地公民館	門前町銅地ツの60番地	19	木造	1	138	○	○				○
51	仁岸	旧輪島市立仁岸小学校(グラウンド)	門前町馬場ニの20番地	11	—	—	2,500			○	○	○	
52	仁岸	旧輪島市もんげん文化村緑地広場	門前町腰細9の29番地	53	—	—	12,010			○	○	○	
53	阿岸	輪島市立阿岸公民館	門前町南ナの17番地	30	木造	1	163	○	○				○
54	阿岸	南農村公園	門前町南力の15番地	28	—	—	1,150			○	○	○	
55	阿岸	ふれあい工房あざし(グラウンド)	門前町是清イの1	25	—	—	2,962			○	○	○	
56	黒島	輪島市立黒島公民館	門前町黒島町高池45番地	17	鉄筋コンクリート	1	105	○	○				○
57	黒島	輪島市立黒島公民館広場	門前町黒島町高池45番地	17	—	—	1,100			○	○	○	
58	諸岡	輪島市立諸岡公民館	門前町道下7の175番地	16	木造	1	153	○	○				○
59	諸岡	道下農村公園	門前町道下104の2番地1	16	—	—	3,800			○	○	○	
60	諸岡	旧輪島市立門前西小学校(グラウンド)	門前町道下1の123番地	9	—	—	6,530			○	○	○	
61	門前	輪島市役所門前総合支所(防災研修室)	門前町走出6の69番地	21	鉄筋コンクリート	3	60	○	○				○
62	門前	輪島市門前会館(輪島市立門前公民館)	門前町走出6の92番地2	17	鉄筋コンクリート一部鉄筋コンクリート	3	300	○	○				○
63	門前	門前総合運動公園(門前簡易グラウンド)	門前町清水7の1番地	11	—	—	7,552			○	○	○	
64	門前	旧輪島市立門前東小学校(グラウンド)	門前町清水10の68番地	16	—	—	9,254			○	○	○	
65	門前	輪島市立門前学園(旧門前中グラウンド)	門前町清水10の21番地	11	—	—	17,056			○	○	○	
66	門前	石川県立門前高等学校(グラウンド)	門前町広岡5の3番地	19	—	—	24,665			○	○	○	
67	本郷	輪島市立本郷公民館	門前町二又川4の4番地1	58	木造	1	147	○	○				○
68	本郷	上本郷農村公園	門前町別所2の91番地	83	—	—	750				○		
69	本郷	下本郷農村公園	門前町谷口12の28番地	43	—	—	900				○		
70	浦上	輪島市立浦上公民館	門前町浦上8の58番地	28	木造	1	128	○	○				○
71	浦上	輪島市浦上健康増進広場	門前町浦上チの1番地1	28	—	—	3,907				○		
72	浦上	あすなろ公園	門前町浦上10の20番地1	32	—	—	1,000				○		
73	七浦	輪島市立七浦公民館	門前町鶴山12の50番地	9	鉄骨造一部木造	2	373	○	○				○
74	七浦	輪島市七浦基幹集落センター(駐車場)	門前町餅田9の16番地2	19	—	—	200			○	○	○	
75	七浦	皆月青少年旅行村(駐車場)	門前町皆月ミの117番地	26	—	—	1,800			○	○	○	

2 指定避難所

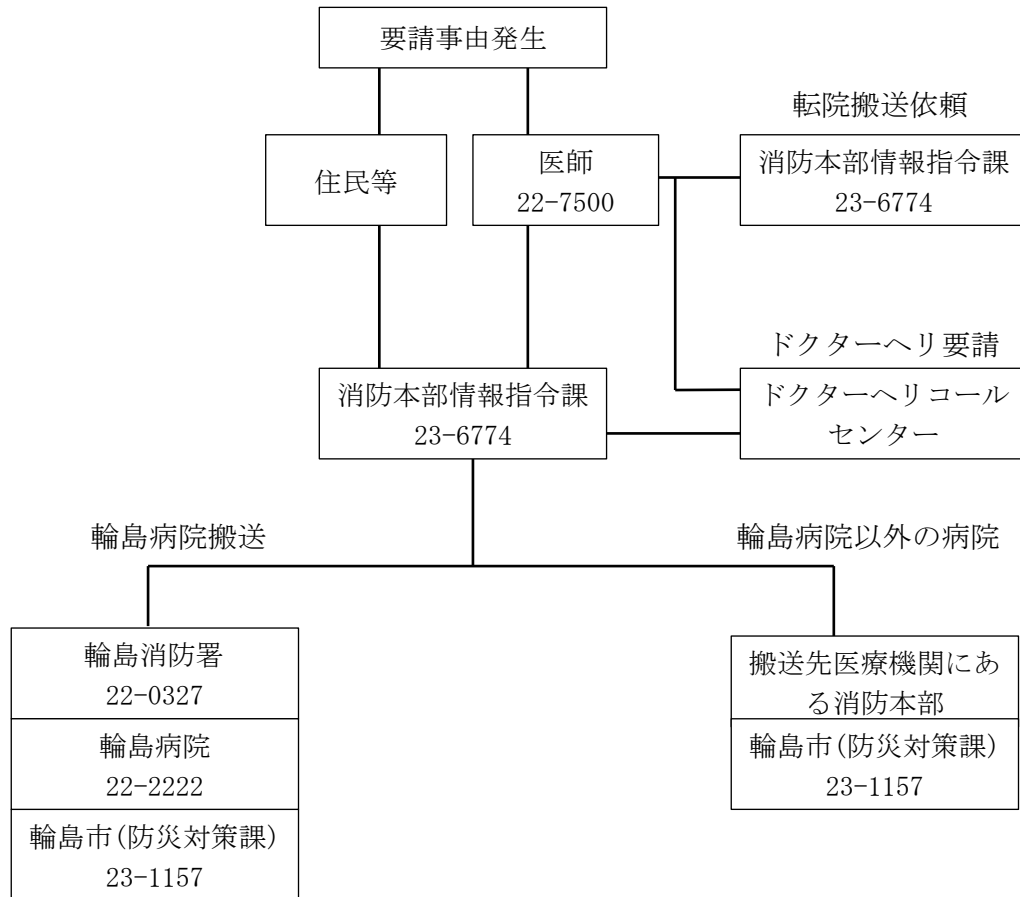
指定避難所とは、被災者が一定の期間滞在するための施設です。

通番	地区	施設名	施設所在地	海拔 (m)	構造	階数	収容 人数 3.5㎡	指定緊急 避難場所 兼
1	河井	輪島市ふれあい健康センター	河井町2部287番地1	3	鉄筋コンクリート	3	103	○
2	河井	輪島市立輪島小学校(旧河井小体育館)	河井町18部1番地2	5	鉄筋コンクリート	2(校舎3)	277	
3	河井	輪島市立輪島中学校(屋内運動場、全天候型広場)	河井町11部39番地1	49	鉄骨造	2(校舎3)	854	
4	河井	輪島市立輪島中学校(武道館)	河井町11部39番地1	49	鉄骨造	1	131	
5	河井	石川県立輪島高等学校(体育館)	河井町18部42番地2	5	鉄筋コンクリート	2(校舎3)	748	
6	河井	輪島駅ふらっと訪夢	河井町20部1番地131	7	木造	2	39	
7	鳳至	輪島市立鳳至公民館	鳳至町石浦町83番地1	6	鉄筋コンクリート	3	235	○
8	鳳至	夕陽ヶ丘防災拠点施設	堀町15字2番地2	45	木造	1	21	
9	海士	舳倉島開発総合センター	海士町所属舳倉島出色山1番4	8	鉄筋コンクリート	2	33	○
10	輪島崎	輪島市立港公民館	輪島崎町1部211番地4	1	鉄筋コンクリート	2	41	○
11	大屋	輪島市立大屋公民館	小伊勢町丸垣内22番地1	10	木造	1	42	○
12	大屋	旧輪島市立大屋小学校(体育館)	小伊勢町日隅7番地3	8	鉄骨造	1	172	
13	大屋	介護予防拠点施設ふれあいプラザニ勢	ニ勢町44番地	6	鉄筋コンクリート	2	32	
14	河原田	輪島市立河原田公民館	西脇町60番地1	43	木造	1	32	○
15	河原田	旧輪島市立河原田小学校(体育館)	横地町6字123番地	16	鉄骨造	1(校舎3)	172	
16	鶴巣	輪島市立鶴巣公民館	大野町菰沢35番地	35	木造	1	78	○
17	鶴巣	旧輪島市立鶴巣小学校(体育館)	大野町菰沢2番地3	31	鉄筋コンクリート	1(校舎3)	174	
18	町野	輪島市立町野公民館	町野町栗蔵川原田22番地1	10	鉄筋コンクリート	2	71	○
19	町野	旧輪島市立町野小学校(体育館)	町野町栗蔵川原田42番地	10	鉄筋コンクリート	1(校舎3)	217	
20	町野	輪島市立東陽小中学校(旧東陽中体育館)	町野町栗蔵川原田33番地	10	鉄骨鉄筋コンクリート	2(校舎2)	241	
21	町野	輪島市ふるさと体験実習館	町野町曾々木サ部45番地	3	木造	1	98	
22	南志見	輪島市立南志見公民館	里町32字36番地	8	鉄筋コンクリート	1	210	○
23	三井	輪島市立三井公民館	三井町長沢2字12番地1	95	鉄筋コンクリート	2	56	○
24	三井	日本航空学園(WAJIMA MEMORIAL GYM)	三井町洲衛9部27番地6	165	鉄筋コンクリート	3	615	
25	西保	旧輪島市立西保小学校(体育館)	赤崎町二の80番地	87	鉄筋コンクリート	1(校舎2)	138	
26	仁岸	輪島市立劔地公民館	門前町劔地ツの60番地	19	木造	1	64	○
27	仁岸	劔地原子力災害防護施設	門前町劔地ソの13番地	35	鉄筋コンクリート	2	72	
28	阿岸	輪島市立阿岸公民館	門前町南ナの17番地	30	木造	1	75	○
29	黒島	輪島市立黒島公民館	門前町黒島町高池45番地	17	鉄筋コンクリート	1	48	○
30	諸岡	輪島市立諸岡公民館	門前町道下7の175番地	16	木造	1	70	○
31	門前	輪島市門前会館(輪島市立門前公民館)	門前町走出6の92番地2	17	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート	3	139	○
32	門前	輪島市役所門前総合支所(防災研修室)	門前町走出6の69番地	21	鉄筋コンクリート	3	28	○
33	門前	輪島市立門前学園(旧門前中体育館)	門前町清水10の21番地	30	鉄筋コンクリート	2(校舎2)	249	
34	門前	石川県立門前高等学校(体育館)	門前町広岡5の3番地	19	鉄筋コンクリート	2(校舎3)	419	
35	門前	輪島市門前健民体育館	門前町清水7の1番地	11	鉄筋コンクリート	2	375	
36	浦上	輪島市立浦上公民館	門前町浦上8の58番地	28	木造	1	59	○
37	七浦	輪島市立七浦公民館(旧七浦小学校)	門前町鶴山12の50番地	9	鉄骨造一部木造	2	175	○

第5節 舢倉島災害・救急活動ヘリコプター要請フロー等

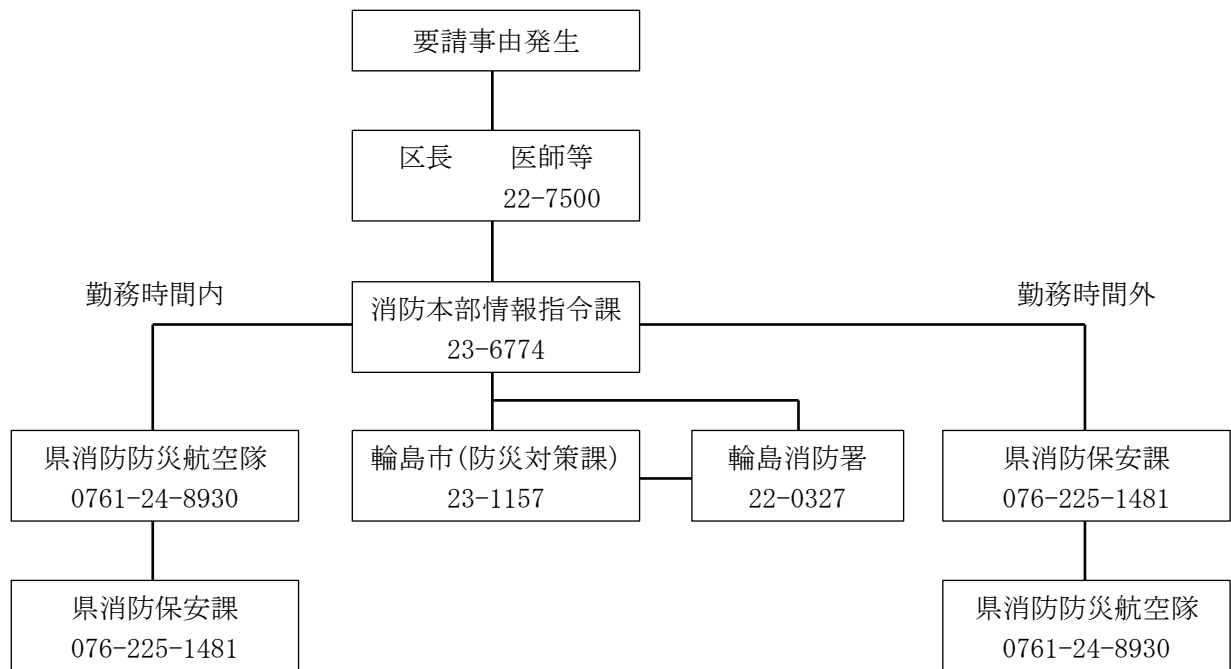
1 要請フロー

【ドクターへリの場合】

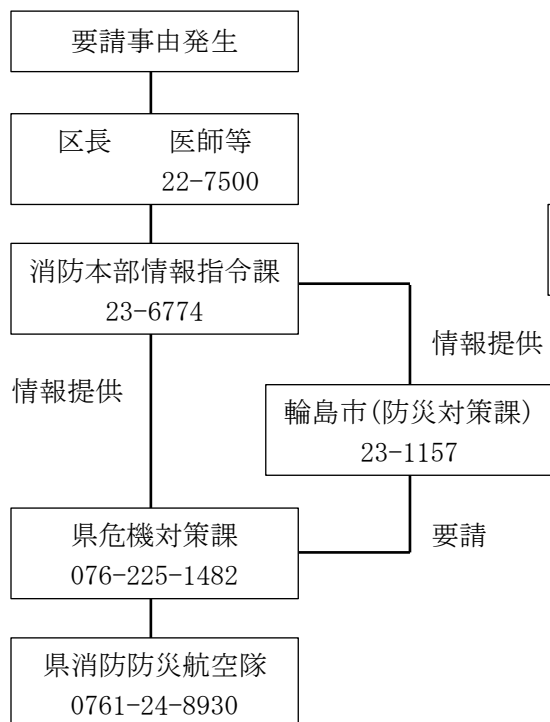


※ 搬送元医療機関及び搬送先医療機関のいずれも病院内にヘリポートがあり、消防機関の協力を必要としない場合は、消防機関を介さずに要請できる。

【消防防災ヘリの場合】

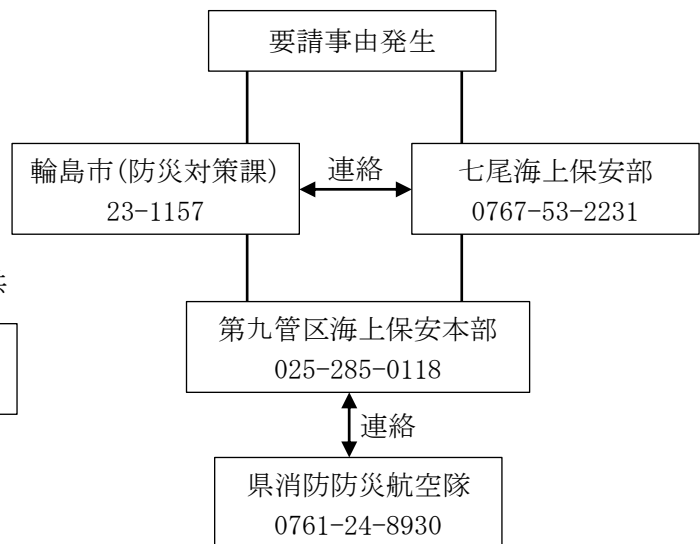


【自衛隊ヘリコプターの場合】



【海上保安庁ヘリコプターの場合】

※海難事故によるヘリコプター要請



【ヘリコプター要請時の確認事項】

- 病院に対する確認（22-2222）
- 場外離着陸場の確認
 - ・輪島市野球場（22-5071）
 - ・輪島市町野野球場（32-1040）
 - ・輪島市門前簡易グラウンド（42-1495）
 - ・輪島消防署（22-0327）
- 緊急離着陸場の確認
 - ・石川県立輪島高校（22-2105） ほか
- 救急車の手配
- 離着陸誘導班の手配

2 指定場外離着陸場

※消防防災ヘリコプター（航空法第 79 条申請）

通番	名称	所在地	緯度・経度		
奥 01	舳倉島	海士町所属舳倉島高見 12	N	37°	51' 07"
			E	136°	55' 07"
奥 02	輪島市輪島野球場	稲舟町歌波 30 番地 2	N	37°	23' 34"
			E	136°	55' 14"
奥 03	輪島市町野野球場	町野町東大野出村 60 番地	N	37°	26' 21"
			E	136°	04' 37"
奥 07	輪島市門前簡易グラウンド	門前町清水 7 の 1 番地	N	37°	17' 27"
			E	136°	45' 35"
奥 14	輪島消防署	杉平町大百苺 2 番地	N	37°	22' 57"
			E	136°	54' 43"

第6節 輪島市災害記録

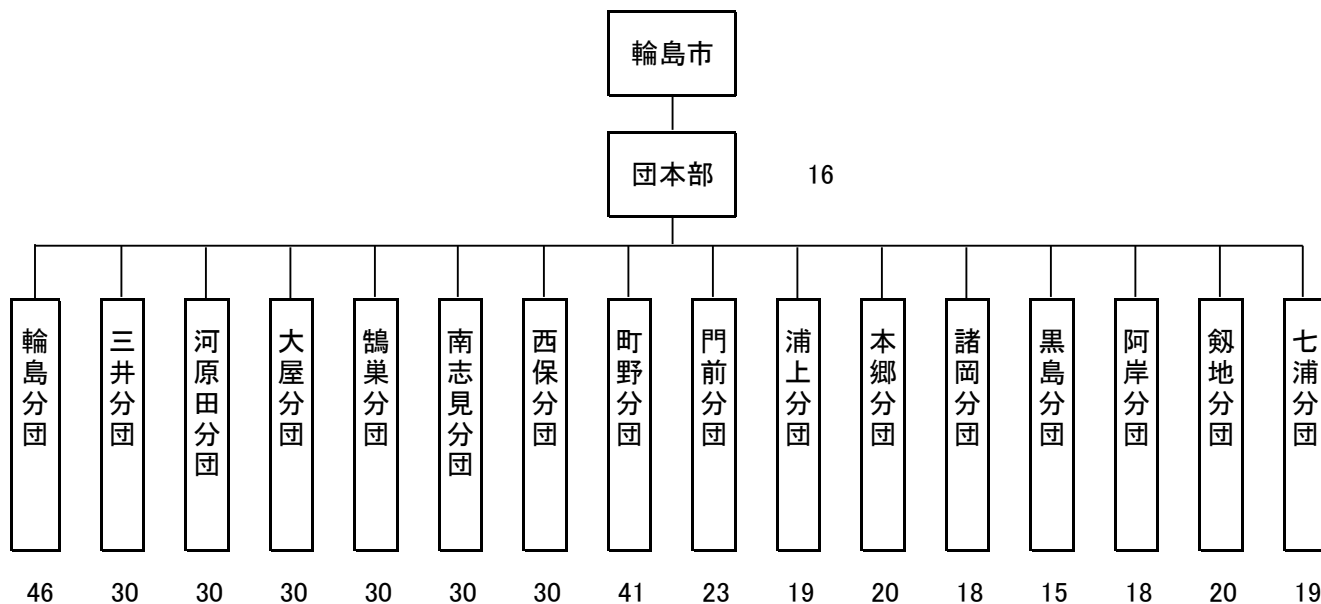
災害発生 年 月 日	災害の 種 類	災害地域	被害の状況（一般）	備 考
S 31. 7. 16	水 害	市全域	死者 5 名、行方不明 1 名、重軽傷 387 名、住宅流失全壊 13 戸、半壊 32 戸、田畑流失埋没 598ha	日降水量 163.8mm(7 月 16 日) (災害救助法適用)
S 31. 8. 27	水 害	市全域	住家浸水床上 22 戸、床下 281 戸、田畑流失埋没 17ha	日降水量 132.5mm(8 月 27 日)
S 31. 12. 5	高 潮	市海岸線	重軽傷 7 名、住家全壊 1 戸、半壊 11 戸、床上浸水 12 戸	最大瞬間風速 26.0m/s
S 33. 7. 24	水 害	市全域	死者 2 名、住家全壊流失 10 戸、半壊 31 戸、床上浸水 1,069 戸、田畑流失埋没 514ha	日降水量 141.0mm(7 月 24 日) (災害救助法適用)
S 33. 9. 10	水 害	市全域	行方不明 1 名、住家半壊 1 戸、床上浸水 72 戸	日降水量 109.8mm(9 月 11 日)
S 34. 8. 26	水 害	市全域	死者 4 名、重軽傷 145 名、住家全壊流失 108 戸、半壊 305 戸、床上浸水 3,511 戸、田畑流失埋没 942ha	日降水量 184.8mm(8 月 26 日) (災害救助法適用)
S 36. 9. 16	水 害	市全域	重軽傷 11 名、住家全壊 30 戸、半壊 203 戸、床上 2 戸、床下 279 戸、田畑流失埋没 20ha	日降水量 78.9mm(9 月 16 日)
S 40. 9. 10	台 風	市全域	重軽傷 3 名、住家全壊 5 戸、半壊 16 戸	最大風速 26.0m/s(9 月 10 日) 最大瞬間風速 39.2m/s(9 月 10 日)
S 41. 7. 12	水 害	市全域	住家全壊 5 戸、半壊 7 戸、田畑流失埋没 55ha	日降水量 218.8mm(7 月 12 日)
S 42. 8. 24	水 害	市全域	住家全壊 1 戸、半壊 1 戸、田畑流失 10ha	日降水量 63.1mm(8 月 24 日)
S 43. 8. 29	風 水 害	市全域	住家全壊 1 戸、半壊 5 戸、床下 45 戸、田畑流失埋没 17ha	日降水量 211.5mm(8 月 29 日)
S 51. 2. 1	地すべり		住家全壊 1 戸、半壊 3 戸、一部破損 13 戸	
S 51. 9. 11	台 風	市全域	住家全壊 1 戸、一部破損 2 戸	日降水量 111.0mm(9 月 10 日) " 102.5mm(9 月 11 日)
S 54. 9. 4	台 風	市全域	住家全壊 1 戸、一部破損 3 戸、床上床下 35 戸	最大 1 時間降水量 45.5mm(9 月 4 日)
S 55. 10. 26	強風波浪	市全域	住家一部破損 5 戸、床上床下浸水 23 戸	最大瞬間風速 27.5m/s(10 月 25 日)
S 56. 1～3	大 雪		公共土木施設被害 30,855 千円、林産被害 193,000 千円	最深積雪 36cm(1 月 23 日)
S 56. 6. 28 ～ 7. 3	大 雨		田流失埋没 1.5ha、冠水 39.0ha、畑冠水 5.0ha、道路 24 箇所、河川 25 箇所、農林水産業施設 110,800 千円、公共土木施設 118,100 千円、農産被害 12,000 千円	日降水量 73.5mm(6 月 28 日) 最大 1 時間降水量 26.0mm(6 月 29 日)
S 58. 5. 26	地 震 津 波		人的被害(重傷 1 人 軽傷 2 人)、住家被害(半壊 3 棟 2 世帯 7 人)、床上浸水(3 棟 3 世帯 18 人)、床下浸水(3 棟 3 世帯 5 人)、船舶被害 8 隻、農林水産業施設 2,000 千円、水産被害 70,433 千円、その他 7,000 千円	震度 3(5 月 26 日) (日本海中部地震)
S 59. 1～4	大 雪		人的被害(重傷 3 人 軽傷 1 人)、住家被害(一部破損 15 棟 15 世帯 69 人)、非住家被害(公共建物 11 棟 その他 7 棟)、道路 24 箇所、公立文教施設 4,252 千円、農産被害 6,628 千円、農林水産業施設 217,059 千円、林産被害 476,742 千円、公共土木施設 259,920 千円、商工被害 38,340 千円、その他の公共施設 16,253 千円、その他 13,450 千円	最深積雪 73cm(2 月 29 日) 24 時間降水量 75.5mm(4 月 19 日)
S 59. 8. 27	大 雨	市全域	住家被害(床下浸水 14 棟 14 世帯 42 人)、田(流失、埋没 1.8ha)、道路 3 箇所、農林水産業施設 45,000 千円、公共土木施設 5,680 千円、農産被害 134,800 千円	最大 1 時間降水量 51.0mm(8 月 27 日)

災害発生 年 月 日	災害の 種 類	災害地域	被害の状況（一般）	備 考
S59. 9. 2 ～ 9. 4	大 雨	市全域	田(流失、埋没 2.1ha)、道路 9 箇所、河川 12 箇所、農林水産業施設 70,500 千円、公共土木施設 43,500 千円、農産被害 199,388 千円	24 時間降水量 149.5mm(9 月 4 日)
S60. 7. 4 ～ 7. 9	大 雨	市全域	住家全壊 1 戸、一部破損 8 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 53 戸、田畑冠水 255ha	24 時間降水量 175.0mm(7 月 4 日)
S63. 7. 9 ～ 9. 4	大 雨	市全域	住家被害（床下浸水 1 戸）、道路 17 箇所、河川 35 箇所、崖くずれ 12 箇所、農林施設 57 箇所、農林水産業施設 95,500 千円、市有墓地 3,000 千円、公共土木施設 213,500 千円	24 時間降水量 122.5mm(7 月 10 日)
S63. 9.20	大 雨	市全域	道路 5 箇所、河川 11 箇所、農林施設 41 箇所、農林水産業施設 87,200 千円、公共土木施設 57,200 千円	日降水量 61.0mm(9 月 20 日) 最大 1 時間降水量 24.5mm(9 月 20 日)
H元. 7.11 ～ 7.12	大 雨	市全域	住家被害（一部破損 1 戸、床下浸水 23 戸）道路 107 箇所、橋梁 1 箇所、河川 85 箇所、崖くずれ 25 箇所、水道断水 5 戸、用排水路等 131 箇所、農林水産業施設 560,120 千円、公共土木施設 589,500 千円	最大 1 時間降水量 55.0mm(7 月 12 日) 24 時間降水量 138.5mm(7 月 12 日)
H 3. 6.29	大 雨	市全域	住家被害（一部破損 2 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 30 棟）、田畑冠水 125ha、道路 9 箇所、農産被害 26,000 千円、林産被害 800 千円	24 時間降水量 141.5mm 最大 1 時間降水量 55.0mm 最大 10 分間降水量 18.0mm
H 3.9.28	台 風 (19 号)	市全域	人的被害（死者 1 人、負傷者 5 人）、住家被害（全壊 3 棟、半壊 11 棟、一部破損 1,256 棟）、林産被害 1,581ha、9,576,000 千円、畜産被害 130,000 千円、水産被害 300,000 千円、商工被害 100,000 千円、道路 21 箇所、農産被害 60,841 千円	最大風速 31.3m/s(9 月 28 日) 最大瞬間風速 57.3m/s(9 月 28 日)
H 4. 8.25 ～ 8.26	大 雨	市全域	河川 32 箇所、道路 33 箇所、農地 65 箇所、農業用施設 57 箇所、林道 21 箇所、崖くずれ 4 箇所、被害額計 596,729 千円	最大 1 時間降水量 51.0mm 24 時間降水量 147.5mm
H 4.10.20	大 雨	西保地区	河川 2 箇所、道路 11 箇所、農地 44 箇所、農業用施設 51 箇所、林道 6 箇所、被害額計 138,000 千円	最大 1 時間降水量 37.0mm 24 時間降水量 89.5mm
H 5. 2. 7	地 震		公立文教施設 800 千円、公共土木施設 170,000 千円	輪島震度 5 能登半島沖地震
H 5. 7.13	津 波		船舶被害 13,480 千円 7 隻、その他 2,600 千円 6 隻	輪島震度 1 北海道南西沖地震(7 月 12 日)
H 5. 9. 4	台 風 (13 号)	市全域	人的被害（軽傷 2 人）、公立文教施設 1,170 千円、清掃施設 890 千円、その他 30,839 千円、林産被害 92,728 千円	最大風速 23.8m/s 最大瞬間風速 42.8m/s
H 9. 1.15 ～ 4.18	重油漂着	海岸線 全域	回収量（ドラム缶）西保 2,180 本、大屋 2,978 本、輪島 2,611 本、鶴巣 2,785 本、南志見 3,534 本、町野 3,538 本、舳倉・七ツ島 249 本、海上 670 本	輪島市災害対策本部設置 (1 月 17 日～4 月 18 日) 回収作業従事者 29,278 人 回収量 19,175 本（ドラム缶）
H10. 9.22	台風 (7 号)	市全域	住家（全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 7 棟、床上浸水 21 棟）田畑流失埋没 27.85ha、道路 99 箇所、河川 92 箇所他崖くずれ多数	日降水量 155.5mm 最大 1 時間降水量 59.0mm (2 時間で 93.5mm)
H12. 7.22 ～ 7.25	大 雨	市全域	住家（床下浸水 1 棟）、道路 21 箇所、公共土木施設 63,528 千円	最大 1 時間降水量 38.0mm 24 時間降水量 86.5mm
H12.10. 2	突 風	河井町	住家（一部損壊 3 棟）、ブロック塀 2 箇所	
H13. 9. 3 ～ 9. 4	大 雨	市全域	住家（床下浸水 4 棟）、道路 2 箇所、公共土木施設 3,518 千円	最大 1 時間降水量 44.5mm 24 時間降水量 67.5mm

災害発生 年 月 日	災害の 種 類	災害地域	被害の状況（一般）	備 考
H14. 7. 15	台 風 (7 号)	市全域	人的被害（軽傷 1）住家（床下浸水 11 棟）田畑流失埋没 13.3ha、道路 6 箇所、河川 4 箇所、崖くずれ 28 箇所、農林水産業施設 66,000 千円、公共土木施設 35,000 千円、その他の公共施設 11,394 千円、その他 110 千円	日降水量 99.0mm 最大 1 時間降水量 56.0mm
H16. 8. 19	台 風 (15 号)	市全域	住家（一部損壊 1 棟）、床下浸水（3 棟）、被害船舶 1 隻、学校 3 箇所、農林水産業施設 21,150 千円、農水産被害 94,903 千円	最大風速 20.0m/s 最大瞬間風速 35.2m/s
H16. 8. 30 ～ 8. 31	台 風 (16 号)	市全域	住家（一部損壊 1 棟）、学校 5 箇所、農林水産業施設 235 千円、その他の公共施設 30 千円、その他 30,393 千円	最大風速 20.4m/s 最大瞬間風速 41.0m/s 避難勧告（舩倉島 56 世帯 139 人）
H16. 9. 7	台 風 (18 号)	市全域	農林水産業施設 500 千円、その他の公共施設 2,500 千円、その他 1,477 千円	最大風速 18.3m/s 最大瞬間風速 36.3m/s 避難勧告（舩倉島 56 世帯 139 人）
H16. 10. 20	台風 (23 号)	市全域	住家（一部損壊 2 棟）、学校 5 箇所、道路 3 箇所、公立文教施設 479 千円、農林水産業施設 23,000 千円、その他 21,315 千円	最大風速 19.4m/s 最大瞬間風速 33.8m/s
H19. 3. 25	地 震	市全域	人的被害（死亡 1 人、重傷 46 人、軽傷 69 人）、住家被害（全壊 513 棟、半壊 1,086 棟、一部損壊 9,988 棟）、一般建物等 64,400,000 千円 農林水産施設 4,015,000 千円 道路、河川等 2,462,000 千円 上下水道 2,094,000 千円 福祉、文教、医療施設 1,097,000 千円 観光、商業、サービス業等 11,597,000 千円 その他 252,000 千円	能登半島地震 平成 19 年（2007 年） 3 月 25 日 09 時 41 分 北緯 37° 13.2N 東経 136° 41.1E 震源の深さ 11km マグニチュード 6.9 震度 6 強 （災害救助法適用）
H21. 10. 8	台 風 (18 号)	市全域	住家（一部損壊 1 棟） 農地 2 箇所 1,847 千円 農業用施設 2 箇所 2,956 千円 林道 2 箇所 7,279 千円 農林水産施設合計 6 箇所 12,082 千円	最大風速 22.7m/s 最大瞬間風速 33.5m/s
H23. 9. 20 ～ 9. 22	台 風 (15 号)	市全域	人的被害（軽傷 1 人） 農地 37 箇所 31,120 千円 農業用施設 49 箇所 119,217 千円 林道 18 箇所 115,749 千円 農林水産施設合計 104 箇所 266,086 千円 道路 9 箇所、河川 13 箇所 公共土木施設 117,914 千円	最大風速 13.7m/s 最大瞬間風速 21.6m/s
H25. 8. 29 ～ 9. 5	大 雨	市全域	住家（床下浸水 2 棟） 農地 36 箇所 28,392 千円 農業用施設 49 箇所 88,942 千円 林道 18 箇所 9,543 千円 農林水産施設合計 75 箇所 126,877 千円 道路 14 箇所、河川 8 箇所 公共土木施設 86,793 千円	最大 1 時間降水量 73.5.0mm 24 時間降水量 135.0mm
H30. 1. 10 ～ 1. 18	大 雪	市全域	人的被害（死者 1 人 重傷 1 人）、住家被害（一部破損 1 棟）、道路 31 箇所	最深積雪 49cm（1 月 12 日） 災害弔慰金 1 人
H30. 1. 28 ～ 2. 7	凍 害	市全域	水道 2,261 世帯	最高気温 -1.1℃（1 月 25 日） 最低気温 -5.2℃（1 月 25 日） （自衛隊災害派遣要請）

第7節 その他

1 輪島市消防団組織 定員 435名



2 消防団の主要な装備

分団名	団本部	輪島分団	三井分団	河原田分団	大屋分団	鵜巣分団	南志見分団	西保分団	町野分団	門前分団	浦上分団	本郷分団	諸岡分団	黒島分団	阿岸分団	劔地分団	七浦分団	計
種別	部	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	団	
消防ポンプ自動車		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
小型動力ポンプ付軽消防車		1																1
多機能型消防車	(削除)																	0
広報車(連絡車)	1																	1
軽積載車	2																	2
小型動力ポンプ	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
山林火災用消火ポンプセット																		0
可搬式散水セット		21	9	8	9	8	9	13	7	13	10	10	10	10	10	10	15	172
ホース(65mm)		101	69	76	77	62	90	76	84	98	57	67	67	71	71	51	66	1,183
無線機陸上移動局	車載型	(削除)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
	携帯型																	0
トランシーバー	(削除)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	45
デジタルトランシーバー	16	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	84
携帯発電機	(削除)	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	34
投光器(発電機用)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	26
チェンソー	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
防災学習車	1																	1

3 消防自動車等装備状況

所 属			輪	門	町	総
区 分			島	前	野	数
			消	分	分	
			防	署	署	
			署			
普 通 ポ ン プ 車			2	1	1	4
化 学 車			1			1
救 助 工 作 車			1			1
救急車	高 規 格		2	1	1	4
機 材 車			1			1
指 揮 車			2	1		3
広 報 車			(削除)			0
そ の 他 車 両			1		1	2
小 型 動 力 ポ ン プ			2	1	2	5
無線施設	基地局	10W				
	陸上移動局車載	10W	9	3	3	15
		5W				0
	陸上移動局携帯	10W				
		5W	2	1	1	4
		2W	12	4	4	20

4 消防水利状況

消火栓		地上式	
		地下式	893
		計	893
防火水槽	40m³未満	有蓋	8
		無蓋	1
	40m³以上 100m³未満	有蓋	478
		無蓋	3
	100m³以上	有蓋	4
		無蓋	
プー ル			2
河 川 ・ 海 岸 ・ 池 ・ 沼 等			15

5 輪島市自主防災組織地区別一覧

令和8年1月1日現在

地区別	名 称	結成年月日	組織数
西 保	大沢町自主防災会	H 2 1. 4. 1	7
	小池町自主防災会	H 2 1. 4. 1	
	輪島市上大沢町自主防災組織	H 2 2. 1 2. 2 2	
	輪島市下山町自主防災組織	H 2 3. 2. 2 3	
	2 輪島市西二又町自主防災組織	H 2 3. 3. 4	
	輪島市上山町自主防災組織	H 2 4. 1. 2 5	
	輪島市赤崎町自主防災組織	H 2 4. 1. 2 6	
大 屋	輪島市滝又町自主防災組織	H 2 1. 2. 1	14
	房田町自主防災組織	H 2 1. 6. 3 0	
	水守町自主防災組織	H 2 2. 1. 1	
	輪島市宅田町自主防災組織	H 2 2. 4. 1	
	山本町自主防災組織	H 2 2. 6. 9	
	輪島市中段町自主防災組織	H 2 3. 4. 1	
	空熊町自主防災会	H 2 3. 9. 2 8	
	光浦町自主防災会	H 2 4. 1. 2 4	
	輪島市小伊勢町自主防災組織	H 2 4. 2. 1	
	輪島市美谷町自主防災組織	H 2 4. 4. 1 7	
	別所谷町自主防災組織	H 2 5. 4. 1 1	
	縄又町自主防災組織	H 2 6. 2. 3	
	鵜入町自主防災組織	H 2 6. 6. 1	
	下黒川自主防災組織	H 3 0. 6. 1 5	
鳳 至	第18区の2新町防災会	H 2 2. 1 2. 2 0	17
	末広町自主防災組織	H 2 3. 1. 2 1	
	輪島崎町自主防災組織	H 2 3. 1 0. 2 7	
	輪島市浜町(第17区)自主防災組織	H 2 4. 4. 2 6	
	夕陽ヶ丘自主防災組織	H 2 4. 5. 9	
	輪島市上町(第16区の1)自主防災組織	H 2 4. 5. 2 5	
	輪島市住吉区(第16区の2)自主防災組織	H 2 4. 8. 2 7	
	20区自主防災組織	H 2 4. 8. 3 1	
	海士町自治会自主防災組織	H 2 4. 8. 3 1	
	新橋区自主防災組織	H 2 4. 9. 1	
	輪島市平成町自主防災組織	H 2 5. 4. 1	
	輪島市昭南町(30区)自主防災組織	H 2 5. 4. 3 0	
	輪島市石水区(19区)自主防災組織	H 2 5. 9. 2 0	
	上野台町内会自主防災組織	H 2 7. 5. 1 5	
	鳳至本町区1、2班自主防災会	H 2 8. 6. 2 8	
	第18区の1自主防災会	H 2 9. 3. 2 1	
	輪島市14区稲荷町西自主防災会	H 2 9. 6. 2 6	

地区別	名 称	結成年月日	組織数
河 井	大馬場防災団	H 2 2 . 1 0 . 1 8	23
	河井町第11区自主防災組織	H 2 2 . 1 1 . 1	
	輪島市河井町第7区自主防災組織	H 2 2 . 1 2 . 1 9	
	河井町第8区自主防災組織	H 2 3 . 3 . 2 5	
	重蓮区自主防災組織	H 2 3 . 4 . 8	
	青山町自主防災組織	H 2 3 . 7 . 1 3	
	観音町南区自主防災組織	H 2 3 . 1 0 . 2 6	
	輪島市河井緑町自主防災会	H 2 4 . 1 . 3 1	
	栄町第2自主防災組織	H 2 4 . 3 . 2	
	栄町第1防災組織	H 2 4 . 4 . 1 2	
	第9区本町2丁目浜通り自主防災組織	H 2 4 . 4 . 1 6	
	河井町第3区自主防災組織	H 2 4 . 5 . 1 4	
	弥生町自主防災会	H 2 4 . 5 . 1 5	
	輪島市第5区自主防災協議会	H 2 5 . 2 . 7	
	観音町北区自主防災組織	H 2 5 . 5 . 1	
	東馬場町内会自主防災組織	H 2 5 . 7 . 1 0	
	久岡ハイム自主防災	H 2 5 . 9 . 4	
	輪島市河原町町内会自主防災組織	H 2 6 . 3 . 3 1	
	馬場元町自主防災組織	H 2 6 . 6 . 2 3	
	輪島市本町一丁目自主防災組織	H 2 7 . 7 . 2 2	
三 井	輪島市駅前区自主防災組織	H 2 8 . 2 . 1	10
	本町2丁目自主防災組織	H 2 8 . 5 . 9	
	気勝平自主防災組織	R 5 . 5 . 2 6	
	内屋自主防災組織	H 2 2 . 1 1 . 1	
	輪島市三井町洲衛防災組織	H 2 3 . 7 . 1	
	輪島市三井町小泉漆原自主防災会	H 2 3 . 1 0 . 2 8	
	輪島市三井町中区自主防災組織	H 2 3 . 1 1 . 1 6	
	新保区自主防災組織	H 2 4 . 3 . 1 5	
	市ノ坂地区自主防災組織	H 2 4 . 1 . 2 5	
	輪島市三井町本江・渡合区自主防災組織	H 2 4 . 7 . 1	
河原田	輪島市三井町仁行自主防災会	H 2 5 . 2 . 8	13
	長沢防災会	H 2 5 . 3 . 2 5	
	興徳寺自主防災組織	H 3 0 . 8 . 2 1	
	東中尾町自主防災会	H 2 1 . 1 . 1 8	
	輪島市西脇町自主防災会	H 2 1 . 4 . 1	
	石休場町自主防災会	H 2 1 . 4 . 1	
	山ノ上町自主防災組織	H 2 1 . 4 . 5	
	杉平町自主防災組織	H 2 1 . 4 . 5	
	市ノ瀬町防災組織	H 2 1 . 4 . 5	
	山岸町自主防災会	H 2 1 . 4 . 1 0	
	北谷町自主防災会	H 2 1 . 4 . 1 2	
	横地町自主防災組織	H 2 1 . 4 . 1 6	
	輪島市打越町自主防災組織	H 2 1 . 4 . 2 9	
河原田	熊野町自主防災組織	H 2 2 . 6 . 1	
	輪島市方南町自主防災組織	H 2 3 . 1 0 . 1 4	
	市ノ瀬町上出地区自主防災組織	R 4 . 8 . 2 2	

地区別	名 称	結成年月日	組織数
鵠 巢	久手川町自主防災組織	H 2 3 . 1 0 . 3	7
	塚田町防災会	H 2 3 . 1 0 . 1 1	
	輪島市惣領町自主防災組織	H 2 3 . 1 0 . 1 8	
	輪島市大野町城兼地区自主防災組織	H 2 3 . 1 0 . 2 4	
	深見町自主防災組織	H 2 3 . 1 0 . 2 4	
	輪島市稲舟町自主防災組織	H 2 3 . 1 1 . 4	
	大野町自主防災組織	H 2 4 . 1 . 2 4	
南志見	輪島市南志見地区連合会	H 2 1 . 4 . 1	9
	大西山防災組織	H 2 3 . 2 . 4	
	輪島市里町自主防災会	H 2 3 . 2 . 7	
	輪島市西山町小西山地区自主防災組織	H 2 3 . 3 . 7	
	小田屋町自主防災組織	H 2 3 . 3 . 8	
	輪島市名舟町自主防災組織	H 2 3 . 5 . 2 0	
	輪島市東山町自主防災組織	H 2 3 . 3 . 1 4	
	渋田町自主防災組織	H 2 6 . 6 . 2 3	
	輪島市白米町自主防災組織	R 3 . 9 . 1 3	
町 野	町野町鈴屋区自主防災組織	H 2 1 . 4 . 1 2	18
	町野町井面自主防災会	H 2 2 . 9 . 3	
	広江自主防災組織	H 2 2 . 1 0 . 1	
	町野町徳成区自主防災会	H 2 3 . 1 . 1 2	
	輪島市町野町佐野自主防災組織	H 2 3 . 1 . 2 4	
	金蔵区自主防災組織	H 2 3 . 2 . 1	
	輪島市町野町東自主防災組織	H 2 3 . 2 . 2 1	
	町野町曾々木自主防災会	H 2 3 . 9 . 2 0	
	寺地地区自主防災組織	H 2 3 . 1 1 . 2 8	
	町野町桶戸区自主防災会	H 2 4 . 1 . 3 0	
	町野町川西桜木地区自主防災組織	H 2 4 . 2 . 1 0	
	輪島市町野町川西広自主防災組織	H 2 4 . 2 . 1 5	
	大川自主防災組織	H 2 4 . 2 . 1 7	
	町野町川西田長地区自主防災組織	H 2 4 . 2 . 2 8	
	町野町真久自主防災組織	H 2 6 . 1 . 2 2	
	南時国自主防災組織	H 2 6 . 3 . 5	
	若桑区自主防災組織	R 3 . 1 . 2 5	
	北円山自主防災組織	R 7 . 1 0 . 1	
仁 岸	輪島市仁岸区自主防災組織	H 2 1 . 1 0 . 2	3
	旧馬渡校下自主防災組織	H 2 4 . 2 . 2 7	
	輪島市門前町入山区自主防災組織	H 2 4 . 8 . 2 1	
阿 岸	門前町奥阿岸地区自主防災組織	H 2 4 . 8 . 2 1	3
	輪島市門前町是清区自主防災組織	H 2 3 . 1 1 . 1 0	
	千代区自主防災会	H 2 7 . 4 . 1 7	

地区別	名 称	結成年月日	組織数
黒 島	黒島地区自主防災組織	H 2 1. 4. 1	1
諸 岡	門前町道下区自主防災組織	H 2 1. 7. 1 4	4
	輪島市門前町鹿磯区自主防災組織	H 2 1. 3. 2 2	
	門前町深見区自主防災組織	H 2 3. 2. 1 0	
	輪島市門前町勝田地区自主防災組織	H 2 3. 3. 4	
門 前	輪島市門前町本市区防災自治会	H 2 1. 7. 1 3	10
	輪島市門前区自主防災組織	H 2 2. 1. 1 5	
	輪島市門前町高根尾自主防災組織	H 2 3. 1. 1 3	
	桝木区自主防災組織	H 2 3. 9. 1	
	深田区自主防災組織	H 2 4. 4. 1 7	
	輪島市門前町館地区自主防災会	H 2 4. 8. 1 7	
	和親会	H 2 5. 2. 1 4	
	新風会	H 2 5. 2. 1 4	
	上河内防災組織	H 2 5. 4. 2	
	猿橋・小滝自主防災組織	R 4. 4. 1 1	
本 郷	本郷地区自主防災会	H 3 0. 6. 8	8
	能納屋区自主防災組織	H 2 3. 2. 9	
	輪島市門前町二又川区自主防災組織	H 2 3. 3. 2 3	
	輪島市門前町本内区自主防災組織	H 2 3. 3. 2 5	
	輪島市門前町定広地区自主防災組織	H 2 3. 4. 1	
	輪島市門前町俊兼区自主防災組織	H 2 3. 7. 5	
	谷口区自主防災組織	H 2 3. 1 2. 1	
	輪島市門前町内保区自主防災	H 2 4. 1. 2 4	
浦 上	浦上地区自主防災会	R 2. 2. 3	8
	輪島市門前町中屋区自主防災組織	H 2 5. 1. 2 9	
	蛇喰区自主防災組織	H 2 5. 8. 2 1	
	清土親和会	H 2 5. 8. 3 0	
	門前町田村区自主防災組織	H 2 6. 1 1. 1 1	
	浦上亀部田区自主防災組織	H 2 8. 3. 3	
	宮田区自主防災組織	H 2 8. 6. 1	
	宮古場区自主防災組織	R 1. 1 0. 9	
七 浦	七浦地区自主防災会連合会組織	H 2 1. 4. 1	1
総 計			156

全世帯9, 958世帯 組織済8, 647世帯 組織率 86. 83%

6 全国瞬時警報システム(JーALERT)による防災行政無線(同報系)自動起動運用項目一覧

通報 番号	大分類	中分類	小分類	対象地域
01	国民保護関係情報		ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	石川県輪島市
04			航空攻撃情報	
07			弾道ミサイルに関する情報	
0A			大規模テロ情報	
			事前音声書換情報	
			即時音声書換情報	
0D			キャンセル報	
12	緊急地震速報		推定震度5弱	石川県能登
13			推定震度5強	
14			推定震度6弱	
15			推定震度6強	
16			推定震度7	
21	地震津波情報	津波予報	津波警報	石川県能登
1D			大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	
1C			大津波警報 (東日本大震災クラス)	
46	気象等の特別警報		特別警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪 高潮、洪水、波浪)	石川県輪島市

7 災害時重要避難路線(国道・県道 全て)

番 号	地 区	路 線 規 格	路 線 名	指定区間(m)	利 用 対 象 区 域	未指定区間(m)
		指定国道	(国)470号	360.0		
小 計		1		360.0		
		指定外国道	(国)249号	54,268.0		
小 計		1		54,268.0		
		主要地方道	(主)七尾輪島線	15,163.0		
		主要地方道	(主)宇出津町野線	8,176.0		
		主要地方道	(主)穴水門前線	8,822.0		
		主要地方道	(主)輪島山田線	9,039.0		
		主要地方道	(主)輪島浦上線	24,746.0		
		主要地方道	(主)珠洲里線	11,713.0		
		主要地方道	(主)穴水刃地線	11,195.0		
		主要地方道	(主)輪島富来線	14,444.0		
小 計		8		103,298.0		
		一般県道	(一)輪島港線	1,062.0		
		一般県道	(一)池田江崎線	4,910.0		
		一般県道	(一)久川馬場線	5,425.0		
		一般県道	(一)小滝北川線	5,012.0		
		一般県道	(一)鹿磯港道下線	895.0		
		一般県道	(一)五十洲亀部田線	12,771.0		
		一般県道	(一)滝又三井線	4,688.0		
		一般県道	(一)漆原下出線	4,296.0		
		一般県道	(一)与呂見藤波線	970.0		
		一般県道	(一)五十里深見線	3,888.0		
		一般県道	(一)柳田里線	5,912.0		
		一般県道	(一)金蔵川西線	3,601.0		
		一般県道	(一)柏木穴水線	7,029.0		
小 計		13		60,459.0		
指定国道		1		360.0		
指定外国道		1		54,268.0		
主要地方道		8		103,298.0		
一般県道		13		60,459.0		
合 計		23		218,385.0		

※国及び県の所管である市内国・県道は、全て災害時重要避難路線として位置付ける。 【道路現況調査より】

8 災害時重要避難路線(輪島地区市道)

番 号	地 区	路 線 規 格	路 線 名	指定区間(m)	利 用 対 象 区 域	未指定区間(m)
1-1	輪 島	1級幹線	小伊勢二ツ屋	885.0	小伊勢町～二ツ屋町	0.0
1-2		1級幹線	市役所前通	1,040.3	堀町～河井町	0.0
1-3		1級幹線	鳳至川岸	1,041.8	堀町～鳳至町下町	0.0
1-4		2級幹線	河井町川岸	1,120.0	河井町～河井町	0.0
1-5		2級幹線	鳳至町通	719.8	鳳至町上町～堀町	0.0
1-6		2級幹線	一本松公園下	526.9	河井町～河井町	0.0
1-7		2級幹線	鳳至町河井町	797.9	鳳至町上町～河井町	0.0
1-8		1級幹線	鳳来鴨ヶ浦	501.0	鳳至町石浦町～輪島崎町	840.8
1-9		2級幹線	重蓮青葉ヶ丘	597.5	河井町～河井町	0.0
1-10		2090普通	河井山岸	550.7	河井町～山岸町	0.0
1-11		2068普通	気勝平1号	742.3	気勝平町～気勝平町	0.0
1-12		2級幹線	小伊勢宅田	676.9	小伊勢町～宅田町	0.0
1-13		2049普通	上野台1号	558.5	二ツ屋町～宅田町	0.0
1-14		2級幹線	杉平山岸	527.4	山岸町～山岸町	0.0
1-15		2級幹線	矢田ヶ谷内	574.3	河井町～河井町	0.0
小 計		15		10,860.3		840.8
2-1	西 保	2級幹線	大沢1号	274.4	大沢町～大沢町	0.0
2-2		2級幹線	西二又1号	988.8	西二又町～西二又町	0.0
2-3		1級幹線	小池下山	3,189.8	小池町～下山町	0.0
小 計		3		4,453.0		0.0
3-1	大 屋	1級幹線	美谷1号	2,264.8	光浦町～美谷町	0.0
3-2		2級幹線	水守房田	2,580.5	金屋谷町～長井町	0.0
3-3		2級幹線	房田1号	2,472.1	長井町～房田町	0.0
3-4		2級幹線	上黒川	2,378.9	下黒川町～上黒川町	0.0
3-5		2級幹線	縄又1号	1,689.8	縄又町～縄又町	0.0
3-6		2級幹線	小伊勢1号	959.9	小伊勢町～小伊勢町	0.0
3-7		2級幹線	稲屋1号	1,091.6	稲屋町～稲屋町	0.0
3-8		2級幹線	堀釜屋谷	769.4	鳳至町稲荷町～釜屋谷町	0.0
3-9		2級幹線	釜屋谷水守	813.0	釜屋谷町～水守町	0.0
3-10		2-94普通	滝又別所	2,734.0	滝又町～空熊町	0.0
3-11		2-46普通	房田2号	825.3	房田町～房田町	367.7
小 計		11		18,579.3		367.7
4-1	河原田	2級幹線	杉平1号	1,078.3	杉平町～横地町	0.0
4-2		1級幹線	二ツ屋山岸	2,109.7	堀町～横地町	0.0
4-3		1級幹線	打良木西脇	1,579.3	石休場町～市ノ瀬町	0.0
4-4		1級幹線	石休場1号	1,469.3	石休場町～石休場町	0.0
4-5		2級幹線	山ノ上市ノ瀬	2,097.8	山ノ上町～市ノ瀬町	0.0
4-6		2級幹線	熊野打越	1,942.9	熊野町～打越町	0.0
4-7		2059普通	山岸2号	574.6	山岸町～山岸町	0.0
4-8		3-9普通	石休場7号	578.1	石休場町～石休場町	0.0
小 計		8		11,430.0		0.0
5-1	三 井	2級幹線	中1号	1,635.5	三井町興徳寺～三井町本江	0.0
5-2		3-47普通	興徳寺2号	1,653.4	三井町興徳寺～三井町興徳寺	0.0
5-3		2級幹線	長沢1号	886.4	三井町長沢～三井町興徳寺	0.0
5-4		2級幹線	新保内屋	1,755.1	三井町新保～三井町新保	0.0
5-5		2級幹線	内屋貝吹	2,644.5	三井町市ノ坂～三井町内屋	1,507.9
5-6		1級幹線	市ノ坂洲衛	3,351.6	三井町市ノ坂～三井町洲衛	0.0
5-7		1級幹線	仁行1号	1,271.0	三井町仁行～三井町仁行	490.2
5-8		2級幹線	洲衛与呂見	7,017.4	三井町洲衛～三井町与呂見	0.0
5-9		3-84普通	仁行12号線	101.5	三井町仁行～三井町仁行	0.0
5-10		3-91普通	仁行13号線	72.4	三井町仁行～三井町仁行	0.0
5-11		3-42普通	中4号線	788.0	三井町中～三井町中	0.0
小 計		11		21,176.8		1,998.1

番 号	地 区	路 線 規 格	路 線 名	指定区間(m)	利 用 対 象 区 域	未指定区間(m)
6-1	鵜 巢	1級幹線	駅前大平	2,498.3	河井町～久手川町	0.0
6-2		1級幹線	塚田久手川	1,965.1	河井町～久手川町	0.0
6-3		2級幹線	稲舟神社	1,009.1	稲舟町～稲舟町	0.0
6-4		2級幹線	大野1号	1,218.4	大野町～大野町	0.0
6-5		1級幹線	嶽登山	1,310.0	大野町～大野町	4,130.3
6-6		2級幹線	惣領1号	863.9	惣領町～惣領町	0.0
6-7		4-8普通	惣領2号	1,062.8	惣領町～惣領町	0.0
6-8		4-10普通	惣領4号	260.5	惣領町～惣領町	0.0
6-9		4-11普通	惣領5号	231.6	惣領町～惣領町	0.0
6-10		2級幹線	深見1号	1,041.0	惣領町～深見町	0.0
6-11		2級幹線	深見2号	750.8	深見町～深見町	0.0
小 計		11		12,211.5		4,130.3
7-1	南志見	2級幹線	名舟1号	1,967.4	名舟町～名舟町	0.0
7-2		2級幹線	尊利地1号	1,361.8	尊利地町～尊利地町	0.0
7-3		1級幹線	小田屋東山里	8,160.3	小田屋町～里町	0.0
7-4		2級幹線	西院内1号	1,094.9	里町～西院内町	297.0
7-5		1級幹線	西山1号	2,768.7	東印内町～西山町	0.0
7-6		2級幹線	西山2号	1,210.5	西山町～西山町	0.0
7-7		2級幹線	洪田1号	1,228.4	洪田町～洪田町	0.0
7-8		2級幹線	白米名舟	1,961.8	白米町～名舟町	943.3
小 計		8		19,753.8		1,240.3
8-1	町 野	2級幹線	大川舟木谷峠	3,876.7	町野町大川～町野町川西	0.0
8-2		1級幹線	大川川西	3,021.8	町野町大川～町野町川西	0.0
8-3		2級幹線	敷戸東大野	2,232.0	町野町敷戸～町野町東大野	0.0
8-4		2級幹線	栗蔵鈴屋	753.8	町野町栗蔵～町野町鈴屋	0.0
8-5		2級幹線	栗蔵井面	1,266.2	町野町栗蔵～町野町井面	0.0
8-6		2級幹線	川西桶戸	1,958.3	町野町川西～町野町寺山	0.0
8-7		2級幹線	佐野1号	1,391.4	町野町佐野～町野町佐野	139.9
8-8		2級幹線	真久徳成谷内	1,507.2	町野町真久～町野町徳成谷内	523.3
8-9		5-95普通	金蔵北円山	3,654.0	町野町金蔵～町野町北円山	1,155.4
8-10		2級幹線	大久保1号	3,519.0	町野町寺山～町野町寺山	0.0
8-11		1級幹線	鈴屋寺山	2,944.6	町野町鈴屋～町野町寺山	0.0
8-12		2級幹線	杉ノ木	2,360.6	町野町寺山～町野町寺山	0.0
8-13		2級幹線	申ヶ場	3,615.8	町野町寺山～町野町寺山	0.0
8-14		5-32普通	広江4号	402.5	町野町広江～町野町広江	0.0
8-15		5-36普通	川西1号	541.4	町野町川西～町野町川西	0.0
8-16		5-33普通	広江5号	142.1	町野町広江～町野町広江	0.0
小 計		16		33,187.4		1,818.6
(輪島地区計)						
1級幹線		18		41,372.4		5,461.3
2級幹線		47		74,806.0		3,411.4
普通		18		15,473.7		1,523.1
その他		0		0.0		0.0
合 計		83		131,652.1		10,395.8

9 災害時重要避難路線(門前地区市道)

番 号	地 区	路 線 規 格	路 線 名	指定区間(m)	利 用 対 象 区 域	未指定区間(m)
101	七 浦	2級幹線	暮坂	2,039.1	暮坂	0.0
102		1級幹線	皆月藻浦	747.9	皆月	606.1
103		2級幹線	百成大角間鷺山	2,972.2	百成大角間	0.0
104		2級幹線	五十洲吉浦	2,038.5	五十洲、吉浦、矢徳	0.0
116		116普通	河南町	400.8	餅田	0.0
121		121普通	吉浦	506.7	吉浦	0.0
133		2級幹線	五十洲	729.7	五十洲	0.0
134		2級幹線	五十洲深見	9,723.1	五十洲、吉浦、六郎木、深見	0.0
137		137普通	樽見	1,823.9	樽見	0.0
小 計		9		20,981.9		606.1
208	浦 上	1級幹線	浅生田清土	2,158.8	安代原、大町、浅生田	0.0
208-1		2級幹線	浅生田清土	2,607.7	清土、尺ヶ池、安代原	0.0
210-1		210-1普通	西円山	180.0	西円山	0.0
210-2		1級幹線	西円山	1,261.1	西円山	0.0
214		214普通	中屋宮古場	1,570.5	宮古場	0.0
220		2級幹線	清太郎水の上	2,402.4	水上、蛇喰、清太郎	0.0
220-1		220-1普通	清太郎水の上	2,362.6	水上、蛇喰、清太郎	0.0
227		2級幹線	正仏般若地	206.7	正仏	0.0
227-1		227-1普通	正仏般若地	203.1	正仏	0.0
小 計		9		12,952.9		0.0
303	本 郷	2級幹線	本内正仏	1,273.6	正仏、本内	0.0
304		2級幹線	本内	1,089.3	本内	0.0
308-1		1級幹線	内保伏坂	1,096.6	伏坂	0.0
323		2級幹線	二又川地原	2,631.7	堀腰、百成、地原	0.0
328		328普通	荒屋貝吹	2,481.1	荒屋	0.0
329		2級幹線	貝吹	4,610.1	貝吹	0.0
348		1級幹線	谷口滝又	1,160.0	俊兼、四位	0.0
348-1		348-1普通	谷口滝又	7,043.3	滝上	0.0
小 計		8		21,385.7		0.0
401-1	門 前	401-1普通	和田中谷内	5,123.5	中谷内、大久保	0.0
401-2		2級幹線	和田中谷内	1,831.3	中谷内、大久保	0.0
409-1		409-1普通	走出田村	232.5	和田	0.0
409-2		1級幹線	走出田村	2,752.6	和田、高根尾、田村	0.0
427-1		1級幹線	館小石	3,697.0	館、広岡	0.0
427-2		2級幹線	館小石	4,660.0	南山、小石	0.0
428		2級幹線	鬼屋西中尾	2,435.1	鬼屋、西中尾	0.0
434		1級幹線	深田栃木	1,930.3	深田、栃木	0.0
446		446普通	栃木	360.2	栃木	0.0
457		457普通	館本市	2,544.4	館、日野尾、広瀬、本市	0.0
小 計		10		25,566.9		0.0
501-1	諸 岡	1級幹線	道下深見	1,294.4	深見、鹿磯	0.0
501-2		2級幹線	道下深見	2,131.5	深見	0.0
501-3		501-3普通	道下深見	623.6	深見	341.5
523		523普通	道下黒島	1,493.6	道下	0.0
小 計		4		5,543.1		341.5
601	黒 島	601普通	黒島本町	1,446.1	黒島	0.0
小 計		1		1,446.1		0.0
710	阿 岸	2級幹線	池田藤浜	1,044.8	池田	0.0
719		719普通	鍛冶屋新町	1,668.1	鍛冶屋	0.0
726		726普通	椎木飯川谷	2,278.8	椎木、北浦、飯川谷	0.0
小 計		3		4,991.7		0.0

番 号	地 区	路 線 規 格	路 線 名	指定区間(m)	利 用 対 象 区 域	未指定区間(m)
737	仁岸	737普通	赤神劔地	2,075.1	赤神、劔地	0.0
740		740普通	劔地本町	1,039.1	劔地	0.0
757-1		2級幹線	飯川谷切狭	886.4	飯川谷	0.0
757-2		757-2普通	飯川谷切狭	1,329.6	飯川谷、切狭	0.0
758-1		2級幹線	馬場木原月	1,049.2	木原月	0.0
758-2		758-2普通	馬場木原月	1,620.6	木原月	0.0
763-1		2級幹線	切狭久川	2,188.0	切狭	0.0
764		764普通	清沢馬渡	1,418.4	清沢、馬渡	0.0
778-1		2級幹線	深谷滝町	2,911.9	木原月、大釜	0.0
793		793普通	腰細台地	467.3	腰細	0.0
		その他	腰細集落道	252.0	腰細	0.0
小 計		11		15,237.6		0.0
(門前地区計)						
1級幹線		9		16,098.7		606.1
2級幹線		21		51,462.3		0.0
普通		24		40,292.9		341.5
その他		1		252.0		0.0
合 計		55		108,105.9		947.6
(輪島市計)						
1級幹線		27		57,471.1		6,067.4
2級幹線		68		126,268.3		3,411.4
普通		42		55,766.6		1,864.6
その他		1		252.0		0.0
合 計		138		239,758.0		11,343.4

10 防災拠点施設一覧

施設名 機能	輪島市役所	門前総合支所	町野支所	南志見出張所	三井出張所	西保出張所	ふれあい健康センター	舳倉島開発総合センター	輪島消防署	市立輪島病院	サン・アリーナ	門前健民体育館	夕陽ヶ丘防災拠点施設
災害対策本部設置施設 災害が発生または発生するおそれがある場合に、災害対応を迅速かつ強力に進めるための組織を設置する施設。	○												
災害対策本部代替施設 災害対策本部を設置する場合に、本来設置する施設が使用できなかった場合に使用する施設。		○							○				
地域活動拠点施設 災害時に現地の活動拠点となる施設であり、住民の一時的な避難地等に活用できる。		○	○	○	○	○		○					○
情報収集機能 災害時に情報の収集、伝達を担う施設。	○	○	○	○	○	○	○	○					
避難機能 災害による家屋の倒壊、消失等により現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれがある者を一時的に収容・保護する施設で、他の防災機能を有する施設。		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
応急救護機能 災害時に医療救護活動を実施し、さらに災害医療を実施する医療機関を支援する災害拠点病院。										○			
物資備蓄・集配機能 救助資機材や救援物資の備蓄、集積及び配送を実施する拠点施設。		○						○			○	○	○

11 土砂災害警戒情報に基づく避難情報発令地区一覧

地区名	町内名			
河 井	河井町	河原町	青山町	上野台
	二勢町	気勝平町	宮川町	
鳳 至	新橋通	鳳至町	海士町	輪島崎町
	堀町	昭南町	平成町	舳倉島
大 屋	小伊勢町	稲屋町	長井町	房田町
	山本町	中段町	水守町	釜屋谷町
	二ツ屋町	宅田町	下黒川町	上黒川町
	二俣町	縄又町	別所谷町	滝又町
	空熊町	光浦町	美谷町	鵜入町
河原田	杉平町	山岸町	横地町	石休場町
	東中尾町	西脇町	北谷町	山ノ上町
	市ノ瀬町	熊野町	打越町	方南町
鵜 巢	塚田町	久手川町	稲舟町	大野町
	惣領町	深見町	城兼団地	
町 野	町野町広江	町野町寺地	町野町敷戸	町野町南時国
	町野町西時国	町野町曾々木	町野町大川	町野町伏戸
	町野町東大野	町野町真喜野	町野町川西	町野町金蔵
	町野町井面	町野町桶戸	町野町徳成	町野町徳成谷内
	町野町東	町野町真久	町野町麦生野	町野町北円山
	町野町佐野	町野町舞谷	町野町寺山大寺山	町野町寺山申ヶ場
	町野町寺山大久保	町野町鈴屋	町野町栗蔵	
南志見	白米町	野田町	名舟町	尊利地町
	小田屋町	里町	渋田町	西院内町
	東印内町	忍町	東山町	西山町
三 井	三井町長沢	三井町小泉	三井町漆原	三井町新保
	三井町細屋	三井町内屋	三井町市ノ坂	三井町洲衛
	三井町与呂見	三井町仁行	三井町本江	三井町渡合
	三井町中	三井町興徳寺	大和町	
西 保	上山町	西二又町	上大沢町	大沢町
	赤崎町	下山町	小池町	
門 前	門前町門前	門前町清水	門前町走出	門前町和田
	門前町高根尾	門前町本市	門前町栃木	門前町深田
	門前町広瀬	門前町日野尾	門前町館	門前町広岡
	門前町鬼屋	門前町西中尾	門前町小滝	門前町猿橋
	門前町上河内	門前町小石	門前町風原	
仁 岸	門前町劔地	門前町大泊	門前町腰細	門前町赤神
	門前町馬場	門前町館分	門前町上代	門前町黒岩
	門前町入山	門前町渡瀬	門前町飯川谷	門前町切狭
	門前町清沢	門前町滝町	門前町馬渡	門前町久川
	門前町窈	門前町神明原	門前町木原月	門前町大釜
	門前町藤浜	門前町池田	門前町南	門前町是清

阿 岸	門前町北川	門前町千代	門前町中田	門前町鍛冶屋
	門前町新町分	門前町椎木	門前町小山	門前町大切
	門前町白禿	門前町江崎	門前町二又	門前町山是清
黒 島	門前町黒島町			
諸 岡	門前町道下	門前町鹿磯	門前町深見	門前町六郎木
	門前町勝田	門前町大生		
本 郷	門前町貝吹	門前町原	門前町長井坂	門前町荒屋
	門前町定広	門前町地原	門前町東大町	門前町別所
	門前町堀腰	門前町平	門前町二又川	門前町鍵川
	門前町内保	門前町本内	門前町谷口	門前町能納屋
	門前町俊兼	門前町四位	門前町滝上	門前町百成
浦 上	門前町西円山	門前町宮古場	門前町浦上	門前町田村
	門前町山辺	門前町浅生田	門前町安代原	門前町中野屋
七 浦	門前町皆月	門前町五十洲	門前町吉浦	門前町矢徳
	門前町中谷内	門前町大滝	門前町鶴山	門前町餅田
	門前町百成大角間	門前町井守上坂	門前町薄野	門前町暮坂
	門前町樽見			

12 土砂災害（特別）警戒区域または洪水浸水想定区域内にある災害時

（１）土砂災害警戒区域内にある施設一覧

細別	連番	施設名称	所在地	砂災害の種
「社会福祉施設」 ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等	1	みんなの詩	輪島市堀町	地すべり
	2	あての木園ふけしデイサービスセンター	輪島市堀町	地すべり
	3	みはらしの家	輪島市市ノ瀬町	地すべり がけ崩れ
	4	もんぜん楓の家	輪島市門前町道下	土石流
	5	ふれあい工房あざし	輪島市門前町是清	土石流
	6	ふれあい工房あざし グループホーム「花」	輪島市門前町中田	土石流
	7	鳳来保育所	輪島市鳳至町石浦町	地すべり
	8	わじまミドリ保育園	輪島市水守町堂端	地すべり
	9	三井児童クラブ	輪島市三井町長沢	土石流
	10	鶴巣保育所	輪島市大野町	がけ崩れ
	11	鶴巣児童クラブ	輪島市大野町	がけ崩れ
	12	もんぜん児童クラブ	輪島市門前町鬼屋	土石流
	13	輪島市もんぜん児童館	輪島市門前町鬼屋	土石流
「学校施設」 ・幼稚園 ・高等学校 ・小学校 ・中等教育学校 ・中学校 ・特別支援学校 ・義務教育学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程を置くもの) 等	14	旧大屋小学校	輪島市小伊勢町	地すべり
	15	旧河原田小学校	輪島市横地町	土石流 がけ崩れ
	16	旧鶴巣小学校	輪島市大野町	がけ崩れ
計 16施設				

(2) 洪水浸水想定区域内にある施設一覧

細別	連番	施設名称	所在地	対象河川
「社会福祉施設」 ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等	1	B's WAJIMA	輪島市河井町	河原田川
	2	新橋邸	輪島市新橋通	河原田川
	3	輪島診療所	輪島市堀町	河原田川
	4	ふれあいプラザニ勢	輪島市二勢町	河原田川
	5	福祉の杜	輪島市山岸町	河原田川
	6	あすなろ苑	輪島市門前町深田	八ヶ川
	7	ゆきわりそう	輪島市門前町深田	八ヶ川
	8	Asante	輪島市河井町	河原田川
	9	Vinaka	輪島市河井町	河原田川
	10	Kiitos・配食センター	輪島市河井町	河原田川
	11	夢かぼちゃ	輪島市門前町走出	八ヶ川
	12	かわい保育園	輪島市河井町	河原田川
	13	河井児童クラブ	輪島市河井町	河原田川
	14	輪島市児童センター	輪島市河井町	河原田川
	15	鳳来保育所	輪島市鳳至町石浦町	河原田川
	16	わじまミドリ保育園	輪島市水守町	河原田川
	17	まちの児童クラブ	輪島市町野町栗蔵	町野川
	18	もんぜん児童クラブ	輪島市門前町鬼屋	八ヶ川
	19	輪島市もんぜん児童館	輪島市門前町鬼屋	八ヶ川
	20	和光幼稚園・あいこう園	輪島市河井町	河原田川
「学校施設」 ・幼稚園 ・高等学校 ・小学校 ・中等教育学校 ・中学校 ・特別支援学校 ・義務教育学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程を置くもの) 等	21	輪島小学校	輪島市河井町	河原田川
	22	輪島高等学校	輪島市河井町	河原田川
	23	旧河原田小学校	輪島市横地町	河原田川
	24	旧町野小学校	輪島市町野町栗蔵	町野川
	25	東陽小中学校	輪島市町野町栗蔵	町野川
「医療施設」 ・病院 ・診療所 ・助産所 等	26	桶本眼科	輪島市釜屋谷町	河原田川
	27	市立輪島病院	輪島市山岸町	河原田川
計 27施設				

13 土砂災害(特別)警戒区域または洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設、
教育施設等への情報伝達体制

放送内容	防災行政無線	I P 告知放送 (音声告知端末)	L アラート	緊急速報メール	登録制メール	L I N E	Y a h o o ! 防災	広報車 (消防車含む)	市役所からの電話またはFAX	根拠法令
	屋外拡声器									
避難指示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害対策基本法第60条 土砂災害防止法第31条
避難準備・高齢者等避難準備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害対策基本法第56条
大雨特別警報 (土砂災害・浸水害)	○	○		○	○	○	○	○	○	気象業務法 第15条 災害対策基本法 第56条
土砂災害警戒情報	○	○		○	○	○	○	○	○	気象業務法 第15条 災害対策基本法 第56条 土砂災害防止法第27条
大雨警報 (土砂災害・浸水害)	○	○			○	○	○	○		気象業務法 第15条 災害対策基本法 第56条
洪水警報	○	○			○	○	○			気象業務法 第15条 災害対策基本法 第56条
水位周知河川における水位情報 (氾濫警戒情報、氾濫危険情報、 氾濫発生情報)									○	水防法 第13条 災害対策基本法 第56条